

令和 3 年

笛吹市議会
第 3 回定例会会議録

令和 3 年 9 月 1 0 日 開会

令和 3 年 1 0 月 5 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第161号

令和3年笛吹市議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月3日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和3年9月10日 午後 1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	古	屋	始	芳	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏	彦	
17番	小	林		始	18番	渡	辺	正	秀	
19番	保	坂	利	定						

不応招議員（なし）

令和 3 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 1 0 日

令和3年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和3年9月10日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 決算審査報告
- 日程第 6 報 告 第 6 号 令和2年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第66号 笛吹みんなの広場条例の制定について
- 日程第 8 議案第67号 笛吹市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第68号 笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第69号 令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第11 議案第70号 令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第71号 令和3年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第72号 令和3年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第73号 令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第74号 令和3年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第75号 令和3年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第76号 令和3年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第77号 令和3年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第78号 令和3年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について

日程第20	議案第79号	令和3年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第21	議案第80号	令和3年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第22	議案第81号	令和3年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第23	議案第82号	令和3年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第24	議案第83号	令和3年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第25	議案第84号	令和3年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第26	議案第85号	令和3年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第27	議案第86号	令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第28	議案第87号	令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第29	議案第88号	令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第30	議案第89号	令和2年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第31	議案第90号	令和2年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
日程第32	議案第91号	令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第33	議案第92号	令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
日程第34	議案第93号	令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
日程第35	議案第94号	令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第36	議案第95号	令和2年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第37	議案第96号	令和2年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第38	議案第97号	令和2年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第39	議案第98号	令和2年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第40	議案第99号	令和2年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第41 議案第100号 令和2年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第42 議案第101号 令和2年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第43 議案第102号 令和2年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第44 議案第103号 令和2年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第45 議案第104号 令和2年度笛吹市水道事業会計決算認定について
- 日程第46 議案第105号 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第47 議案第106号 令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
- 日程第48 議案第107号 令和2年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第49 議案第108号 変更契約の締結について（笛吹みんなの広場整備工事（債務））
- 日程第50 議案第109号 笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第51 議案第110号 字の区域の変更について
- 日程第52 議案第111号 市道認定について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	16番	前 島 敏 彦
17番	小 林 始	18番	渡 辺 正 秀
19番	保 坂 利 定		

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 会議録署名議員

9番 荻野謙一

10番 古屋始芳

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	田中親吾
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
産業観光部長	小宮山昌彦	建設部長	標博司
公営企業部長	水谷和彦	教育部長	赤尾好彦
総務課長	茂手木政和	政策課長	小澤宏之
財政課長	金井久	消防長	矢崎丈司
代表監査委員	横山祥子	農業委員会会長	三枝啓一

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	内藤三記子
議会書記	北野隆史

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年笛吹市議会第3回定例会を開会いたします。

令和3年笛吹市議会第3回定例会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことをまずもってお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス対策については、先月8月18日から笛吹市にも新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が適用され、不要不急の外出自粛の要請などが行われました。

9月になり感染者数は減少傾向にありますが、9月13日のまん延防止等重点措置解除後もまだまだ油断せずに感染拡大防止対策を実施していかなければなりません。

長引くコロナ禍の中、最前線で働いていただいている医療従事者の皆さまをはじめエッセンシャルワーカーの皆さま、そして感染拡大防止のために多大なるご尽力とご協力をいただいている市民の皆さまに改めて感謝を申し上げます。

これから秋の気配とともに、桃などの夏のくだものから、ぶどうや柿などの秋のくだものの収穫となり、ワインの仕込みも行われます。

早期に新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、笛吹市に多くの観光客が訪れ、旬の味覚を味わい、F U J I Y A M A ツインテラスの素晴らしい景観を楽しめる日が一日でも早く来ることを願っております。

これからも、市民の皆さまのご意見をいただきながら、市長をはじめ市職員、議会が一丸となって、市の活性化のために取り組みたいと考えておりますので、皆さまのご協力を賜りますようお願いをいたします。

さて、今議会には、市長より条例の改正および令和3年度補正予算、ならびに令和2年度決算など各種案件が提案されます。

会期中格別のご精励を賜り、活発なご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつといたします。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のためマスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。本日の会議においても議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いでも結構であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第9番 荻野謙一君および

議席第10番 古屋始芳君
の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

○議長（保坂利定君）

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月5日までの26日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から10月5日までの26日間と決定をいたしました。

○議長（保坂利定君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

次に本日までに受理した請願はありませんでしたので、その旨をご報告いたします。

続いて、監査委員から令和3年5月分から令和3年7月分の例月出納検査の結果について報告がありました。

お手元に配布してあります報告書により、ご了承を願います。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第6 報告第6号から日程第52 議案第111号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和3年笛吹市議会第3回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

県は、8月6日、新型コロナウイルスの新規感染者が山梨県でも急速に増加しており、療養医療体制が危機的な状況に陥ることが予測されるとして、不要不急の外出や移動、営業の自粛などを要請する臨時特別協力要請を発出しました。

また、8月18日には、山梨県が新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の追加対象となったことから、8月20日から9月12日まで、笛吹市を含む県内18市町村を重点措置の対象区域に指定をし、感染拡大防止のための厳戒措置を開始しました。

本市においては、これらの要請および指定を受け、高い緊張感を持って感染防止対策に取り組むこととし、1日2回、防災行政無線により感染予防対策の徹底を呼びかけるとともに、市内社会体育施設、社会教育施設および学校開放施設の利用中止、図書館等の休館、イベントの

中止や延期などを決定しました。

さらに、市内の小中学校においては、教室内での児童生徒の密集を避けるため、空き教室等を利用した分割学級や、登校する日を分ける分散登校を行っています。

感染拡大を防ぐためには、一人ひとりの基本的な感染予防対策の徹底が必要です。引き続き、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

新型コロナワクチンの接種については、現在、19歳以上の方の予約のほか、妊婦とそのパートナーなどを対象にした、優先接種を開始しました。また、9月11日からは、新たに春日居福祉保健センターを集団接種会場として開設するなど、順調に接種が進められています。さらに、9月15日からは、12歳から18歳までの方の予約が可能となりますので、保護者の方は、送付しました案内をよくご確認ください、インターネット等で予約をしてください。

接種状況については、9月8日現在、1回接種者は3万3,851人、2回接種者は2万8,924人となっています。

接種希望者については、11月までの接種完了を目指し、引き続き、安全かつ円滑に接種できるよう取り組んでいきます。

次に、「がんばろう笛吹！応援商品券事業」についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている市民や事業者を応援するとともに、マイナンバーカードの普及拡大を目的として、12月から市内の中小規模事業者で使える7千円分と市内の大型店舗でも使える3千円分、合計1万円分の商品券を交付する、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策「がんばろう笛吹！応援商品券事業」を実施します。

商品券の交付対象者は、マイナンバーカード取得者および申請者ですので、まだカードを取得していない方は、早めに申請手続きをお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、感染力が強いとされるデルタ株など変異株が猛威を振るい、国においては3回目のワクチン接種についても検討されるなど、まだまだ先が見通せない状況が続いています。今後も感染拡大の影響を注視しつつ、地域経済の回復に向けた支援策を検討していきます。

次に、上下水道料金等改定時期の延期についてです。

上下水道事業は、市民生活や企業等の経済活動にとって欠くことのできない社会基盤であり、将来にわたり健全で計画的な事業運営を図る必要があることから、令和4年4月に上下水道料金とも一律20%の増額改定を行うこととしていました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大が、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえ、令和4年4月の上下水道料金等の改定は行わず、3年間据え置くこととしました。

改定時期については、今後、経済状況等を踏まえ検討していきます。

次に、乙黒圭祐選手、乙黒拓斗選手のオリンピック出場についてです。

7月23日から8月8日まで開催された東京2020オリンピックにおいて、本市出身の乙黒圭祐選手、乙黒拓斗選手がレスリング男子フリースタイルに出場し、兄の圭祐選手は1回戦で敗れてしまいましたが、弟の拓斗選手は、見事金メダルを獲得しました。

9月2日には、スコレーセンターにおいて、2人の出場報告と拓斗選手の金メダル獲得の快挙を称えた市民栄誉賞授与式を行いました。

2人は、皆さんの応援が励みになったと感謝の言葉とともに、3年後のパリオリンピックで

も金メダルを目指して頑張りたいと力強い決意を示してくれました。

2人が力強く戦う姿は、私たちに大きな感動と喜びをもたらしてくれました。今後の更なる活躍を期待しています。

次に、多目的芝生グラウンドの整備に係る検討についてであります。

基本計画の策定に必要な支援を受けるため、公募型簡易プロポーザル方式で選定された事業者と7月に委託契約を締結しました。

現在は、多目的芝生グラウンドの整備に当たり、競技団体の利用意向ならびに大会の開催および合宿練習の誘致などスポーツツーリズムとしての活用の可能性などについて、関係する団体を対象に、アンケート調査や聞き取り調査を行ったところです。

これらの調査結果を、多目的芝生グラウンドの整備に向けた基本計画策定の検討に活用するとともに、整備後における大会の開催や合宿練習の誘致などの参考にしていきたいと考えています。

次に、笛吹市消費喚起キャンペーン事業についてです。

6月1日から8月31日までの3カ月間、市内の消費を喚起して地域経済の活性化を図るとともに、非接触型の決済を促進するため、Pay Payによる決済を利用すると最大30%のポイントがPay Payボーナスとして付与される「ともにがんばろう笛吹！最大30%戻ってくるキャンペーン」を実施しました。

市民の皆さまはもちろん、市外の方々にもご利用いただき、決済総額は約19億円、登録店舗数は、事業実施前は約220店舗だったものが、事前周知を経て事業開始時には約600店舗、事業終了時には約800店舗となるなど、消費喚起に伴う地域経済の活性化および非接触型決済の促進に寄与できたものと考えています。

次に、笛吹市夏祭りについてです。

8月6日に県からイベント等の中止や延期を含む、新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請が出されたことを受け、8月7日以降の笛吹川石和鶯飼は中止とし、石和温泉花火大会は延期することとしました。

今後は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を注視しながら、秋以降のイベントに合わせ、感染対策を徹底し、市民の皆さまに楽しんでいただける花火大会が開催できるよう準備をしていきます。

次に、県中学校総合体育大会の結果についてです。

7月25日から30日まで県中学校総合体育大会が開催され、選手は持てる力を精いっぱい発揮し、躍動する姿を見せてくれました。

団体戦では、石和中学校の弓道女子、陸上男子400メートルリレー、女子400メートルリレー、御坂中学校の相撲、一宮中学校の空手女子形が優勝しました。

個人戦では、石和中学校の陸上と卓球、御坂中学校の相撲と水泳、一宮中学校の陸上、浅川中学校の水泳、体操、春日居中学校の空手と硬式テニスなど11競技で優勝を果たしました。

また、8月に行われました全国大会では、浅川中学校の風間心来選手が水泳男子200メートルバタフライで6位に入賞しました。

次に、「わが町の八月十五日展」の開催についてです。

毎年行っている市内戦没者の遺影および遺品などの展示とともに、今年は、甲府空襲と笛吹市をテーマに、笛吹市内の空襲被害の様子を紹介し、甲府空襲の体験者から話を聞く「語り部

の会」を実施しました。

現在、県からの新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請等を受け、9月12日まで臨時休館としていますが、9月20日まで観覧できますので、戦争と平和について考える大切な機会としていただきたいと思います。

次に、本日、提出しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出した案件は、報告案件1件、条例案3件、補正予算案18件、決算認定21件、その他議案4件、合わせて47件です。

はじめに、報告案件です。

「令和2年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものです。

令和2年度決算における主な健全化判断比率の状況ですが、「実質公債費比率」は9.1%で、前年度より1.7ポイント減少しました。「将来負担比率」については24.9%で、前年度より23.1ポイント減少しました。

すべての指標が、自治体における「早期健全化基準」を下回っている状況ですが、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹みんなの広場条例の制定について」は、笛吹みんなの広場の設置に当たり、設置および管理に関する事項を定める必要があるため、条例の制定を行うものです。

次に、「笛吹市過疎対策のための固定資産税の免税に関する条例の一部改正について」および「笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金条例の一部改正について」は、関係法令の失効および施行に伴い、条例の一部改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

まず、「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ16億179万円を追加し、総額383億688万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に、個人番号カード交付費補助金など7,876万円を追加しました。

また、県支出金は産地パワーアップ補助金などにより2,222万円、繰入金は介護保険の特別会計からの繰入が8,867万円、地方特例交付金は交付額確定により2,094万円、さらに前年度の繰越金として13億9,125万円をそれぞれ追加をしました。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民や事業者を応援するとともに、マイナンバーカードの普及拡大を目的に商品券を配布する「がんばろう笛吹！応援商品券事業」を実施するため、総額5億1,492万円を計上しました。

また、本年6月に千葉県八街市で発生した下校時の児童死傷交通事故を受け、教育委員会の合同点検結果や市内小中学校からの改善要望を踏まえ、通学路の安全対策として早急に対応が可能なグリーンベルトの整備など関係予算3,184万円を追加しました。

このほか、産地パワーアップ事業に1,880万円、生活保護費負担金など、前年度事業費確定に伴う国県支出金返還金として、総額2億4,281万円、基金積立金に6億9,564万円、予備費に5千万円などを追加しました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」をはじめ16会計について、総額10億7,945万円を追加するものです。

次に、公営企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」において、資本勘定に1,053万円を追加するものです。

続きまして、「令和2年度の決算について」です。

一般会計歳入歳出決算については、歳入総額が429億7,785万円、歳出総額が405億8,379万円の決算となりました。

歳入歳出差引額は23億9,406万円で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は1億8,869万円であり、これを差し引いた実質収支額は22億537万円となりました。

その他、特別会計は16案件、企業会計4案件につきまして、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して提出するものであります。

詳細については、後ほど会計管理者よりご説明を申し上げます。

続きまして、その他の議案です。

まず、「変更契約の締結について」は、令和2年第2回定例会において、契約の締結について議決いただいた笛吹みんなの広場整備工事の工事内容に変更が生じたことにより、契約全体を増額する変更契約を締結するため、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について」は、過疎地域の持続的発展に必要な事業を実施するため、令和3年度から令和7年度までの期間とした計画を策定したので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「字の区域の変更について」は、境川町藤垜地内において、県営畑地帯総合整備事業を実施したことに伴い、字の区域を変更する必要性が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「市道認定について」は、周辺地域の土地利用等の変化に伴う市道2路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それにより、ご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

続きまして議案第87号から議案第107号、決算認定に伴う案件につきまして、会計管理者から補足説明があります。

会計管理者、田中親吾君。

○会計管理者（田中親吾君）

ただいま、市長が提案いたしました議案第87号の一般会計から議案第107号の企業会計までの決算認定21案件について、お手元の「令和2年度笛吹市一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算書」に基づきまして、一括して決算内容の補足説明をさせていただきます。

なお、概要となりますので、金額につきましては、1万円未満は省略をさせていただきます。

決算書の2ページをお開きください。

令和2年度一般会計と、16の特別会計の歳入歳出決算総括表になります。

一番下の合計欄ですが、収入済額の合計は604億3,018万円、支出済額の合計は570億2,058万円、歳入歳出差引額の合計は34億960万円となりました。

それでは、個々の会計について、ご説明いたします。

まず、議案第87号「令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」説明をいたします。

歳入については、6ページからになります。

なお、歳入については、主なものを収入済額でご説明いたします。

第1款市税は収入済額85億5,111万円で、歳入全体の19.9%を占めています。

なお、過年度分を含めた市税全体の収納率は91.3%でした。

次に、第2款地方譲与税でございます。2億6,641万円でした。

続いて、第3款利子割交付金から、8ページ、第10款地方特例交付金まで、各種交付金は総額で17億4,938万円でした。

第11款地方交付税は85億720万円で、歳入全体を占める割合は19.8%でした。

第15款国庫支出金は122億4,585万円、第16款県支出金は30億8,442万円でした。

続いて10ページになります。

第20款繰越金24億2,093万円、第22款市債は35億8,416万円でした。

令和2年度歳入決算額は429億7,785万円、前年度と比べ35.79%、金額で113億2,798万円の増額となりました。

続いて歳出に移ります。12ページからになります。歳出は支出済額でご説明いたします。

第1款議会費は支出済額2億833万円、執行率は96.7%でした。

第2款総務費は110億4,418万円で、総務費全体の執行率は93.8%でした。

第3款民生費は115億1,635万円で、歳出の中では最も大きな支出であり、歳出全体の28.4%を占めています。

なお、民生費全体の執行率は93.2%でした。

次に、第4款衛生費は17億2,850万円、衛生費全体の執行率は62.8%でした。

第5款労働費は1,213万円、執行率99.7%、第6款農林水産業費は20億250万円、執行率71.4%でした。

続きまして14ページになります。

第7款商工費は8億2,954万円、執行率57.1%、第8款土木費は33億8,706万円、土木費全体の執行率は75.5%でした。

続いて、第9款消防費11億7,847万円で、執行率は96.6%。

第10款教育費は27億2,981万円で、教育費全体の執行率は79.3%でした。

第11款災害復旧費2,543万円、執行率98.6%でした。

以降、16ページまで第12款公債費45億2,767万円、第13款諸支出金13億9,374万円でした。

以上、歳出合計は405億8,379万円で、前年度と比べ38.8%、113億5,484万円の増額となりました。

なお、歳出全体の執行率は８７％でした。

１８ページをご覧ください。

一般会計の結果です。歳入金４２９億７，７８５万円、歳出金４０５億８，３７９万円、歳入歳出差引額２３億９，４０６万円となりました。

次に、ページが飛びますが、２７０ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出差引額までは、ただいまご説明したとおりです。翌年度へ繰り越すべき財源について、繰越明許費繰越額１億８，８２９万円、事故繰越し繰越額が４０万円、これらを歳入歳出差引額から除いた実質収支額は２２億５３７万円となりました。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要となります。

続いて、特別会計について、ご説明いたします。２７２ページをご覧ください。

議案第８８号 「令和２年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」説明をいたします。

歳入のうち第１款国民健康保険税の収入済額は１９億３，５４６万円、国民健康保険税全体の収納率は８３．８６％でした。

歳入合計は８２億２，５７２万円、前年度と比べ１１％、１０億１，９８１万円の減額となりました。

続いて、２７４ページの歳出になります。

第２款保険給付費５１億３，８５８万円で、前年度と比べ８．６％、４億８，４２８万円の減額となりました。

歳出合計は２７６ページになりますが、７７億８，５０６万円、前年度と比べ１２．４％、１１億３９３万円の減額となりました。

結果について、２７８ページをご覧ください。

歳入金８２億２，５７２万円、歳出金７７億８，５０６万円、歳入歳出差引額４億４，０６６万円となりました。

以上、国民健康保険特別会計決算の概要になります。

次に、３０６ページをご覧ください。

議案第８９号 「令和２年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」説明をいたします。

主な歳入ですが、第１款保険料は１５億３，０８４万円、収納率は９５．８％でした。

歳入合計は７３億６，１６８万円、前年度と比べ３．２％、２億２，７５９万円の増額となりました。

続いて３０８ページ、歳出になります。

第２款保険給付費は５９億５，６９３万円で、前年度と比べ０．６％、３，３３３万円の減額となりました。

３１０ページをご覧ください。

歳出合計は６９億２，３３４万円で、前年度と比べ５．６％、３億６，４７６万円の増額となりました。

結果について、次の３１２ページをご覧ください。

歳入金７３億６，１６８万円、歳出金６９億２，３３４万円、歳入歳出差引額は４億３，８３４万円でした。

以上が、介護保険特別会計決算の概要です。

続いて、342ページをご覧ください。

議案第90号 「令和2年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について」 ご説明いたします。

歳入合計は1,189万円で、前年度と比べ3.4%、39万円の増額でした。

続いて、344ページの歳出になりますが、歳出合計885万円、前年度と比べ5%、41万円の増額でした。

その結果、次の346ページのとおり、歳入金1,189万円、歳出金885万円、歳入歳出差引額304万円となりました。

以上が、介護サービス特別会計決算の概要になります。

次に354ページをご覧ください。

議案第91号 「令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」 ご説明いたします。

主な歳入ですが、第1款後期高齢者医療保険料は6億3,225万円、収納率は99.1%でした。

歳入合計は15億4,918万円で、前年度と比べ1.8%、2,889万円の減額となりました。

次に356ページの歳出になります。

歳出合計は15億3,530万円、前年度と比べ1.9%、2,986万円の減額でした。

結果について、次の358ページをご覧ください。

歳入金15億4,918万円、歳出金15億3,530万円、歳入歳出差引額1,388万円となりました。

以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要になります。

次に370ページをご覧ください。

議案第92号 「令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」 説明いたします。

歳入合計は6,656万円、前年度と比べ1.4%、91万円の増額。

歳出合計は4,296万円、前年度と比べ7.2%、333万円の減額でした。

結果について、次の374ページをご覧ください。

歳入金6,656万円、歳出金4,296万円、歳入歳出差引額2,360万円になります。

以上が、農業集落排水特別会計決算の概要となります。

次に386ページをご覧ください。

議案第93号 「令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」 ご説明をいたします。

歳入合計1億4,917万円、前年度と比べ31.9%、3,609万円の増額となりました。

続いて388ページ、歳出をご覧ください。

歳出合計1億2,496万円、前年度と比べ22.3%、2,280万円の増額となりました。

その結果といたしまして、次の390ページをご覧ください。

歳入金1億4,917万円、歳出金1億2,496万円、歳入歳出差引額2,421万円でした。

以上、境川観光交流センター特別会計決算の概要となります。

次に398ページをご覧ください。

議案第94号 「令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」 ご説明いたします。

歳入合計は1,523万円。続いて400ページ、歳出合計は1,033万円でした。

402ページをご覧ください。

その結果、歳入金1,523万円、歳出金1,033万円、歳入歳出差引額490万円となりました。

以上、森林経営管理特別会計決算の概要となります。

次に、議案第95号から議案第103号までの9議案につきまして、いずれも「恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の決算認定について」でありますので、一括してご説明をいたします。

410ページからになります。

黒駒山財産区ほか8財産区の歳入総額は7,286万円、歳出総額は598万円となりました。歳入歳出差引額6,688万円につきましては、翌年度へ繰り越しとなりました。

財産区特別会計につきましては、いずれも財産区の管理運営を行っており、管理会の活動費などに予算執行されたものでございます。

それぞれの決算額につきましては、410ページから524ページまで各財産区管理会特別会計決算書のとおりとなりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

一般会計ならびに16の特別会計の決算について、以上になります。

なお、526ページから532ページに「財産に関する調書」がございます。この中には市の公有財産、備品、基金等の詳細が記載されておりますので、併せて参考にしていただきたいと思います。

それでは次に、4つの企業会計の決算です。534ページをご覧ください。

議案第104号 「令和2年度笛吹市水道事業会計決算認定について」ご説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち収入についてですが、第1款水道事業収益は、決算額17億5,323万円となり、前年度と比べ3.7%、6,806万円の減額となりました。

支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は、16億6,466万円となりました。前年度に比べ0.3%、428万円の増額となりました。

次に、535ページの資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入の決算額は5億9,919万円となりました。

支出ですが、1款資本的支出は決算額10億4,343万円となりました。

支出に対する収入の不足額4億4,424万円は、当年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

以上が水道事業会計決算の概要になります。

次に582ページをご覧ください。

議案第105号 「令和2年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」 ご説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち収入については、決算額19億6,756万円となりました。

支出については、決算額18億5,974万円となりました。

続いて、583ページの資本的収入及び支出ですが、資本的収入の決算額は9億2,512万円となりました。対しまして、資本的支出の決算額は15億8,104万円でした。

不足額6億5,591万円は、当年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

以上が下水道事業会計決算の概要でございます。

少し、ページのほう戻っていただくわけですが、564ページをご覧いただきたいと思います。

議案第106号 「令和2年度笛吹市市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出のうち収入についてですが、決算額6,491万円となっております。

また、支出ですが、決算額は5,112万円となっております。

次の565ページの資本的支出ですが、決算額308万円に対して資本的収入がないため、不足額308万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

以上が温泉給湯事業会計決算の概要になります。

次に622ページをご覧ください。

議案第107号 「令和2年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について」ご説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出のうち収入についてですが、決算額2,657万円となりました。対しまして、支出決算額は2,092万円となりました。

続いて、623ページの資本的収入及び支出ですが、資本的収入の決算額は460万円となりました。

資本的支出ですが、決算額461万円となり、不足額1万円は当年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

以上が簡易水道事業会計決算の概要になります。

なお、本市の決算について、「令和2年度決算概要及び主要施策成果報告書」を別冊で配布させていただきました。

この中に令和2年度の一般会計、特別会計および企業会計の主要な施策の事業概要が記載されておりますので、併せて決算の参考にさせていただきたいと思います。

以上、雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。令和2年度における笛吹市の会計の決算補足説明とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

以上で会計管理者の説明が終わりました。

暫時休憩といたします。

再開を2時40分といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

日程第5 代表監査委員より決算審査の結果につきまして、意見報告を求めます。

代表監査委員、横山祥子君。

○代表監査委員（横山祥子君）

代表監査委員の横山でございます。

令和2年度の笛吹市決算審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

一般会計、各特別会計、企業会計につきまして、お手元の決算審査意見書に基づき、ご報告を申し上げます。

笛吹市一般会計、特別会計、歳入歳出決算および基金運用状況、審査意見書の1ページをご覧ください。

審査の方法は、審査に付されました決算書および各主管部局から提出されました、審査資料に基づき、関係帳簿、証ひょう書類により計数を証査するとともに、関係職員から説明を聴取し、決算書の正否、予算執行状況および財政状況の適否等につきまして審査を執行いたしました。

審査の結果、決算書および各種調書は、それぞれ関係法令に準拠してつくられており、決算計数は、いずれも関係帳簿、証ひょう書類と符合し、かつ正確であると認められました。また、決算の内容、予算執行につきましても、適正妥当であると認められました。

以下、会計ごとに審査意見を報告させていただきます。

一般会計につきましては、2ページからをご覧ください。

なお、審査意見書につきましては、40ページから記載してございますので、ご参照いただきたいと思えます。

令和2年度一般会計の決算状況は、歳入総額429億7,785万円、歳出総額405億8,379万円で、形式収支額は23億9,406万円、実質収支額は22億537万円となっております。

歳入は、自主財源の根幹である市税が85億5,111万円で、前年度より1億8,103万円減少し、構成比の19.9%を占め、依存財源の主である地方交付税は85億720万円で前年度より2億4,122万円減少し、構成比の19.8%を占めております。

歳出を性質別でみてみますと、扶助費が65億9,969万円で構成比の15.8%、公債費が45億2,767万円で、構成比の11.2%を占めております。

このように2年度の決算状況は、市税・交付税の減少という中で、地方債の返済や扶助費、補助費、人件費、物件費など法令や性質上から、任意に削ることが困難な経常的費用が高い比率を占めております。

このことから厳しい財政状況が今後も予想されるため、限られた財源で最大の効果が得られるよう、努力していただくことを望みます。

歳入については、ふるさと納税の増収が期待されますが、歳入の減少を避けるためには、移住・定住事業や優良企業の誘致等、生産年齢人口の増加対策の更なる充実が求められます。

一方、歳出については、社会保障経費の増大による財政への長期的な影響に加え、新型コロナウイルスに係る経費や経済産業力の強化対策、子育て支援対策、防災・減災対策、老朽化が進む公共施設の適切な維持更新など、直面する課題へ対応するため、これまで以上に事業の取

捨選択が求められます。

以上のことから、持続可能な行財政運営に向け、地方債の抑制、新たな歳入の確保、効率的・効果的な事業の執行など財政計画に基づいた市債管理と的確な財政見通しのもと、市政を推進するよう望みます。

まず、事務処理の適正化についてです。

概ね適正な事務処理が行われていることが確認されましたが、委託事業において改善すべき点も見受けられました。

その時代に即した市政運営を進めるためには、事務処理の方法や内部統制を整備し、しっかり検証しながら、さらなる改革を継続的に行うことを望むものです。

次に、危機管理体制の確立についてです。

近年の自然災害の発生状況を見ますと、いつ起こるか分からない想定外の状況を想定することが必要となっております。

災害発生時に、市政運営を停滞させることなく対処するためにも、危機管理体制の確立は最重要課題です。

また、危機管理に関する計画等が実行性の高いものとなるよう、常に計画内容の見直しを行うとともに、併せて、地区での取り組みを促進することを希望いたします。

消防本部においても、災害時における人員配備体制および高度な技術、装備を十分に発揮することができる体制の整備について、近隣消防本部との連携を図りながら、比較・検証を行い、体制の強化に努めていただきたいと思います。

また、行政としての取り組みとともに、防災・災害対策には地域住民の防災意識の高揚と住民が協力して取り組む「共助の精神」が不可欠です。住民の取り組みを促すためには、一番身近である行政区の役割が非常に重要であり、いざという時に隣近所で支え合い、助け合うことのできる人間関係の構築が大切です。

隣近所の交流が薄れている中で、人間関係の構築をいかに図るかが課題であり、そのため行政区の取り組みが推進されるよう、市のリーダーシップを期待するところであります。

次に、観光事業についてです。

コロナ禍において、多種多様化する昨今の観光ニーズは、その移り変わりの早さや、求められるクオリティの高さなど、今まで以上に多面的な視点での施策展開を必要としております。

また、本市が抱える様々な観光課題を解決するためには、従前のイベントによる集客やにぎわいづくりといった「点」での観光施策に加え、全国規模で開催しているマラソン大会・ゲートボール大会や、「俳句の里」笛吹市全国小学生・中学生俳句会などの文化スポーツイベントと観光事業とのコラボレーション、また、八田御朱印公園、岡・銚子塚古墳、釈迦堂遺跡博物館など、市に数多くある史跡・遺跡などの観光事業への組み込み、また、F U J I YAMAツインテラス、笛吹みんなの広場の集客等、あらゆる資源を線でつなぎ面とした観光施策をきめ細かく展開する必要があると考えます。

時代のニーズや本市の特性に合った観光施策を、戦略的に進めていただくことを望みます。

以上の点を踏まえ、一般会計は継続的な改善と、持続可能な財政運営に取り組まれることを期待いたします。

次に、特別会計です。

まず、国民健康保険特別会計について、46ページからをご覧ください。

歳入総額82億2,572万円、歳出総額77億8,506万円で、歳入歳出差引残額4億4,066万円となっております。

なお、国民健康保険税の収入未済額は、3億4,349万円となっていることから、滞納世帯に対しては、明確な基準を設けながら適正に対応し、収入未済額が縮減されるよう、より一層、徴収の強化をお願いいたします。

次に、介護保険特別会計についてです。

49ページからをご覧ください。

歳入額73億6,168万円、歳出額69億2,334万円で、歳入歳出差引残額4億3,834万円となっております。

介護保険料の収入未済額は4,663万円となっているため、介護保険事業の安定継続のためにも、収納率向上と不納欠損額の縮減に努めていただくようお願いいたします。

次に、介護サービス特別会計についてです。

52ページをご覧ください。

歳入額1,189万円、歳出額885万円で、歳入歳出差引残額304万円となっております。

介護サービスは、要支援の方が要介護状態にならず、自立した生活を持続するために利用するものですから、事業成果の検証を怠ることなく常に利用者に適したサービスの提供が重要です。介護保険料の上昇を防ぐためにも、積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計についてです。

53ページからをご覧ください。

歳入額15億4,918万円、歳出額15億3,530万円で、歳入歳出差引残額1,388万円となっております。

なお、保険料の滞納額が前年度より9万円余り増加しているため、滞納縮減に向けた更なる努力をお願いいたします。

次に、農業集落排水特別会計についてです。

55ページをご覧ください。

歳入額6,656万円、歳出額4,296万円で、歳入歳出差引残額2,360万円となっております。

排水処理施設等の維持管理、起債の償還が歳出の主なものとなっております。また、未収金については、公平性の面からも収納対策をお願いいたします。

次に、境川観光交流センター特別会計についてです。

56ページからをご覧ください。

歳入額1億4,917万円、歳出額1億2,496万円で、形式収支、実質収支額ともに2,421万円となっております。

境川観光交流センターにつきましては、運営開始以降、利用者も順調に増えておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に行い、利用者の定着と新たな利用者の獲得を目指し、利用状況の検証と運営方法の見直しを適宜行っていただきたいと思います。

次に、森林経営管理特別会計についてです。

57ページからをご覧ください。

歳入額1,523万円、歳出額1,032万円で、歳入歳出差引残額は490万円となって

おります。

森林経営管理特別会計は、森林環境税及び森林環境譲与税を財源とし、森林整備、森林経営管理に特定されている事業を展開しております。

災害防止や地球温暖化防止などのためにも、森林の公益的機能の適正な管理を進めていただくことを願っております。

次に、財産区管理会特別会計についてです。

58ページからをご覧ください。

財産区の管理体制につきましては、構成員の高齢化が進み、管理が大変難しい状況であるとお聞きしておりますが、貴重な資源の保護、育成、また災害への対処としても大変重要であるため、引き続き努力していただきたくお願いいたします。

次に財産に関する調書についてです。

64ページからをご覧ください。

67ページの基金につきましては、運用の安全性を確保するため、金融機関の経営状況等の信用格付情報を入手するなど慎重な運用に心掛け、財産の増加を図りながら適正な管理が行われておりました。

次に、基金運用状況に関する調書についてです。

71ページをご覧ください。

土地開発基金の運用状況につきましては、規定に基づき適正な管理が行われておりました。

次に、公営企業会計です。

まず、水道会計についてです。

水道事業会計決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、10ページから記載されております。

令和2年度における水道事業の業務実績を見ますと、給水世帯数は前年度比で増となっており、総配水量と有収水量は前年度比で減となっております。

料金につきましては、給水原価186.7円に対し供給単価151.6円で、1立方当たり35.1円不足しております。

前年度不足分1立方当たり32.1円を上回っており、依然として給水原価は供給単価を上回っております。

なお、水道料金の徴収状況については、未収金が6,927万9千円で、前年度より1,001万3千円減少しておりますが、相変わらず一般会計からの補助金に依存しているのが現状であります。

そのため、本市の水道事業が厳しい経営状況であることに変わりはありません。

実質的な収益の向上と安定した経営に向けて、今後さらに経営努力をしていく必要があると思います。将来的な人口減少社会を見据える中で、公営企業として、健全な事業経営を遂行されるよう望みます。

次に、温泉給湯事業です。

温泉給湯事業会計決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、8ページから記載されております。

令和2年度においては、契約口数は微減、給湯世帯数が微増となり、前年度より総配湯量が2万8,188立方、給湯収益が734万円余り減少いたしました。

また、使用料金の未収金は、前年度より１７万円余り減少して７９０万円となっております。
今後も規定に基づいた督促状の発送、戸別徴収の強化などを積極的に行い、滞納縮減のための様々な取り組みを進めていただきたいと思います。

本市の温泉給湯事業は、収益増が見込めない中で、施設の維持管理に向けた事業費の増加も予想されるため、健全な公営企業として、将来を見据えた事業経営を遂行されるよう望みます。

次に、下水道事業です。

下水道事業会計決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、１０ページから記載されております。

令和２年度公共下水道事業は、建設改良費に３億６千万円余りが投じられ、新規に７１７メートルの污水管が整備されましたが、企業債残高が１３０億円余りあり、決算額の中で大きな割合を占めております。

使用料につきましては、汚水処理原価１５２円に対し使用料単価は１２９．９円であり、１立方当たり２２．１円不足しております。

平成３０年度に料金改定が行われ、不足額の減少はありましたが、一般会計から多額の基準外繰入金に依存しているのが現状です。

未接続世帯への加入促進に向けた対策を講じるとともに引き続き使用料、受益者負担金の収納率向上に向けた滞納縮減対策を行う必要があります。

業務の改善、合理化等による経費の削減に努められるとともに、公営企業として健全な事業経営が遂行できるよう望みます。

次に簡易水道事業です。

簡易水道事業会計決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、８ページから記載されております。

簡易水道事業会計は令和２年度より、特別会計から公営企業会計となっております。

令和２年度におきましては、給水人口、給水世帯数ともに微減となり、前年度より総配湯量が２，２０６立方減少し、当年度純利益は５７８万１千円でした。また、未収金は８万９千円となっております。

今後も給水原価に対する供給単価の適正化を進め、健全な経営を遂行していただくとともに、上水道の料金との公平性についても、改善に向けた検討を引き続き行っていただきたいと思います。

次に、令和２年度健全化比率等審査意見書をご覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条の規定による健全化判断比率および第２２条に規定する資金不足比率につきましては、８月６日に審査を実施いたしました。

令和２年度における健全化判断比率は、早期健全化基準および経営健全化基準の範囲内ですが、全国類似都市の各比率平均値を常に注視しながら、施策に取り組んでいただきたいと思います。

今後も健全な財政基盤の確立のため、歳入と歳出のバランスを図りながら、長期的な視野に立った財政運営が推進されるよう望みます。

決算審査の内容については、以上のとおりです。

会計ごとに意見を申し述べましたが、さらに次の項目に留意し継続的な改善と財政運営に取り組んでいただくことを望みます。

まず、市税および料金等の収納率の向上についてです。

令和2年度末の一般会計において、市税および各種料金等の収入未済額が8億円を超えていることは由々しき事態であり、さらに、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響で税収が落ち込むことが予想されます。厳しい財政状況の中で自主財源を確保するためには、収納率の向上や収入未済額の解消は極めて重要であると思われます。

未収金対策は、市民負担の公平性および自主財源の確保のため大きな課題であることから、回収にあたっては滞納の実態に即した、きめ細かい収納対策が必要です。

滞納債権については、内容をしっかりと見極める中で、有効な時効中断手続きを講じ、安易に時効の成立を招くことがないように、周知していくことが大切と考えます。

さらに、関係法令に基づいた収納体制の強化と歳入項目を所管する庁内各部門との連携をますます強化し、引き続き収納率向上への積極的な取り組みに努力していただきたいと存じます。

次に、補助金、交付金についてです。

補助金の交付は、対象者に対して公平で価値のあるものでなければなりません。支出については、その目的に沿って適正に利用されているか否か、補助金を交付することによって、その成果が市民に還元できているのかを常に検証することが大切であると考えます。

なお、新規の補助事業については、その必要性を十分に検討し、市民に対して公平な補助事業となるよう慎重に樹立することを願います。

また、各種財政援助団体での活動や会計処理についても、活動が計画に沿って履行されているか否か、然るべき決裁区分の中で適正な処理がされているか否かなど、実績報告や年間の活動内容等を十分に精査した中で、市政運営に効果が期待できるような活動への助言・指導を進めていただきたいと思います。

これは交付金についても共通して言えることだと考えております。

次に、随意契約についてです。

工事、業務委託ともに随意契約が多い状況であります。事務執行上やむを得ない場合もあるかとは思われますが、随意契約は事業実施の迅速性が確保できる反面、経済性確保という観点からは、競争入札に比べて必ずしも有利とは言えません。

なお、やむを得ず随意契約での事業執行や安価な事業の場合であっても、1社を独占企業とさせないため、複数の事業者から見積もりを徴する等、競争原理を働かせ、透明性と公平性の確保に努め、安易に業者を決定することがないように、計画的で適切な契約手続きを執行するよう努められることを願います。

また、特命随意契約においても価格の妥当性について検証しておくことが大切と考えます。

次に、委託事業についてです。

令和2年度の業務分析調査及び平成30年度の事業評価において、検証していただいております。以降の事業執行については、その評価結果を十分に反映するとともに、必要な人員・単価・時間・社会一般に妥当な価格か否か、さらに市が当事者であるという認識をしっかりと持ち、事業執行をしていただきたいと思います。

さらに、新規事業の執行にあたっては、安易に委託事業とすることなく、委託とすることが妥当か否かを慎重に検討していただく必要があると思います。

なお、工事関連委託については工事内容の精査、委託事業者との内容の確認等を徹底し、必要のない経費支出や適性を欠く支払いをすることのないよう望むものであります。

次に、指定管理者制度の検証についてです。

指定管理者制度は、行政改革の一環として導入されている制度であり、施設運営面のサービス向上により、利用者の利便性の向上が図られることが目的です。

そのため、市は指定管理者と運営に関する協定を結び、その協定に基づいた施設運営が行われるように、監督・指導する責務があります。

目的が十分に達成されているか否かを検証し、次年度の事業実施時に成果が上がるよう努めていただきたいと思います。

各項目に対しては以上ですが、時代に即した市政運営を進めるため、今後は事務処理の方法や内部統制を整備し、しっかり検証しながら改革を継続的に行うことを望みます。

最後になりますが、今後におきましても、市民の貴重な税金を運用しているという責任を十分に自覚し、法制度の下、業務遂行に細心の注意を払い、市民の負託に応えられるよう、鋭意努力していただくことを監査委員一同、心から望んでおります。

以上、令和2年度決算審査の報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で代表監査委員の報告が終わりました。

○議長（保坂利定君）

これより日程第6 報告第6号を議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり財政健全化判断比率および公営企業の資金不足比率の報告ですので、ご了承を願います。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日9月11日から9月20日までは、議案調査のため休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日9月11日から9月20日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は9月21日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時10分

令和 3 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 2 1 日

令和3年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和3年9月21日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第66号―議案第111号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	16番	前 島 敏 彦
17番	小 林 始	18番	渡 辺 正 秀
19番	保 坂 利 定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	田 中 親 吾
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
産業観光部長	小 宮 山 昌 彦	建 設 部 長	標 博 司
公営企業部長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	赤 尾 好 彦
総 務 課 長	茂 手 木 政 和	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	金 井 久	消 防 長	矢 崎 丈 司
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	内 藤 三 記 子
議 会 書 記	北 野 隆 史

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、代表質問1人終了ごとに暫時休憩いたします。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構です。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、代表監査委員 横山祥子君より欠席届が提出され、これを受理しましたので、報告いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「市長提出議案 議案第66号から議案第111号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての代表質問」を行います。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および代表質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

まずはじめに笛新会、武川則幸君の質疑および質問を許可します。

なお、武川議員から資料の提出について申し出があり、これを許可いたしましたので、報告をいたします。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

議長の許可をいただきましたので、代表質問をいたします。

笛新会の皆さまには、この機会を与えていただき、感謝申し上げます。

質問の前に、市内において新型コロナウイルスに感染された皆さまにお見舞いを申し上げる

とともに、医療従事者をはじめ、感染拡大の防止に取り組まれている関係者の皆さまに感謝と敬意を表する次第であります。

それでは、以下、質問に入ります。

はじめに、山下市政の基本姿勢について伺います。

総務省は8月3日、地方自治体の財源不足を補う地方交付税の令和3年度分の配分額を決定し、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加、地域のデジタル化を推進する費用の創設、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済状況の悪化で法人税収が減少したことも要因で、笛吹市は総額91億257万3千円となり、6.3%の増加とのことでした。

このことを踏まえ、第2次総合計画・ハートフルタウン笛吹の前期実施計画の進捗状況と、後期の実施計画の策定状況について伺います。

2つ目に、第3次地域福祉計画が今年度末で終了しますが、第4次地域福祉計画の検討状況について伺います。

3つ目に、多彩なイベント開催が見込まれ、災害時に救援物資搬入のためのヘリポートや、蓋を外して便器を取り付けるマンホールトイレを設置した、「笛吹みんなの広場」整備工事の進捗状況と、完成後の管理方針について伺います。

4つ目に、地域での人と人とのつながりが薄れているといわれる中、市内132行政区では、資源ごみ回収や清掃活動など生活環境の改善に取り組んでいますが、行政区の主要な財源である運営交付金見直しの内容について伺います。

次に、8月20日からのまん延防止等重点措置が今月12日に解除されましたが、新型コロナウイルス感染症対策などについて伺います。

1つ目に、ワクチン接種の65歳以上の接種状況と64歳以下の予約状況について伺います。

2つ目に、10月上旬から予定されている18歳未満の児童・生徒に対するワクチン接種の計画について伺います。

3つ目に、副反応による健康被害の状況について伺います。

4つ目に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業・失業等に伴う生活福祉資金特例貸付の総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績について伺います。

5つ目に、コロナ禍における支援事業として、笛吹市消費喚起キャンペーンが行われ、大きな経済効果があったところですが、市民への地域振興券配布の計画について内容を伺います。

次に、産業・観光振興の取り組みについて伺います。

1つ目に、今年上半期の県内の延べ宿泊者数は、2011年以降で最少の164万5,410人で、うち外国人が7,130人で前年同期と比べ34万2,520人、98.0%の大幅減となったことが影響したと県が発表いたしました。石和春日居温泉郷を存続するための具体的な対策について伺います。

2つ目に、飲食産業振興のための補助金、助成金について伺います。

3つ目に、インバウンド観光について、現在はコロナ禍により訪日外国人観光客は、入国制限により観光目的での旅行は不可能となっている状況ですが、コロナ禍終息後に向けての市としての取り組み状況について伺います。

次に、令和2年度決算について伺います。

1つ目に、重点事業の検証について伺います。

2つ目に、評価と今後の財政運営の考え方について伺います。

3つ目に、財政健全化法に基づく公営企業を含めたすべての会計を合算して、市全体の赤字の状況を表す連結実質赤字比率や、現在、市がどれだけ借入金の返済に追われているかを表す実質公債費比率など、各種指標の前年対比と評価・分析について伺います。

4つ目に、事業を行う地方公共団体に国が融資する制度である、財政融資の臨時財政対策債および過疎対策債、水道、下水道などの決算時点の借入残高の状況について伺います。

5つ目に、財政調整基金現在高の状況と今後の運用・積み立てについて伺います。

6つ目に、自主財源確保の取り組みと税金・料金の収納状況について伺います。

次に、子育て環境の充実整備について伺います。

1つ目に、18歳未満で家族の介護を担う子ども・若者、いわゆるヤングケアラーは、子どもたち自身が自覚しにくいことと、周囲が気づきにくい2つの問題点があります。市としての取り組みについて伺います。

2つ目に、病気療養中や回復期で保育園や小学校に通えない子どもを一時的に預かる病児・病後児保育施設「そらいろ」を一宮温泉病院に開設いただきましたが、運用状況について伺います。

3つ目に、専門インストラクターの効果的な指導による泳力向上と、屋内施設での安全・安心で快適な水泳学習を目的にモデル事業として本年度初めて実施した、民間プールを使った水泳授業の利用人員や指導方法などの状況について伺います。

4つ目に、GIGAスクール構想について、他の市では推進チームを発足させ、よりスムーズに授業でICT端末を活用する方法を検討していますが、本市でのICT機器利活用に関わる研究会・研修会の実施状況について、伺います。

5つ目に、文科省が令和3年度に、クラウド配信される学習者用デジタル教科書を提供し、教育効果を検証するとともに、提供に当たっての課題などを抽出し、課題の解決策を実証的に明らかにすることを目的とする学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を実施していますが、事業内容と笛吹市内の小・中学校の対応について伺います。

6つ目に、Wi-Fi環境のない家庭への対応について伺います。

7つ目に、コロナ禍での経済情勢の悪化などによる子育て期の親の負担軽減のため、学校給食費の完全無償化に取り組む考えはないか。また、県内の各市の動向について伺います。

8つ目に、現在、保護者などからの給食費の徴収を学校で行っていますが、市の収納事務とすることで、教職員の負担を軽減することができると思いますが、対応について伺います。

次に、農業の振興、農地の確保について伺います。

1つ目に、桃・ぶどう日本一を誇る産地維持について、農用地の利用の効率化および高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資することを目的に農地中間管理事業の推進に関する法律があり、都道府県知事は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定め、農地中間管理機構を指定します。

山梨県農地中間管理事業の推進に関する基本方針では、平成24年度の耕地面積2万4,600ヘクタールのうち担い手が利用する面積6,715ヘクタールを、概ね10年後の令和5年度を1万1,270ヘクタールとし、耕作放棄地解消面積990ヘクタールを3千ヘクタールとしています。

笛吹市の、平成24年度からの担い手が利用する面積と、耕作放棄地解消面積の推移につい

て伺います。

また、農地中間管理機構が定める農地中間管理事業規程では、借り受ける農用地の基準などの農地中間管理権の取得についてや貸付先の決定方法などを定めていますが、笛吹市における農地中間管理権の取得状況と、貸し付け状況について伺います。

2つ目に、多くの市民が農業に親しむ機会を提供している市民農園について、特定農地貸付法により農地の貸付期間は5年間とされていることから、生育に時間がかかる果樹を栽培することが認められていません。

しかしながら、非農家の方が市民農園を活用して果樹栽培を楽しめるようになれば、それを契機として本格的な果樹栽培への参入が図れるなど、地域農業の推進に資することも期待できます。

このため、地方創生のための具体的な支援措置を提供する特区制度を活用し、特定農地貸付法に規定される貸付期間を緩和することで、市民農園を利用した果樹栽培の普及、就農者確保を図ることも方策だと考えますが、市の見解について伺います。

3つ目に、年々減少している農家の育成について、JAふえふきの令和2年度の桃とブドウの販売高は110億6,600万円で、ブドウは65億5,100万円に伸びました。このうち、皮ごと食べられるブドウとして消費者の人気の高いシャインマスカットは38億3,300万円の前年比24%増で、ブドウ全体の生産額の半分以上でした。

これまで、農産物は農協から市場を経由して消費者に届けられるものでした。現在では、直売所での販売や通信販売などの方法でも消費者に届けられ、特に近年は、スマートフォンが普及し、直産アプリにより消費者が気軽に旬の農産物を購入できるようになりました。農産物の販売方法が拡大することは、生産者の所得向上につながるものと考えますが、市は農家の育成を図る上で、販売方法に関してどのような対応を行っているか伺います。

次に、防災対策について伺います。

1つ目に、5月20日に市町村が発令する避難情報のうち、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化しました。

7月30日付け山日新聞に、山梨大学地域防災・マネジメント研究センターは、千年に一度級の大雨を想定し、甲府盆地で3メートル以上の浸水が想定される区域に約11万人が居住しており、浸水や土砂災害が想定されるエリアに住む人に、避難指示が命を守るための唯一で最後の情報と切実に受け止め、迅速に必要な行動を取るよう、狙いどおり確実な避難を促すべきであると指摘しています。

8月15日には、停滞している前線の影響で、県内が大雨となった山中湖村で、600人を対象に避難指示が出されましたが避難所へは10人に留まりました。笛吹市はコロナ禍を契機とした避難の見直しと、市民への避難指示の告知をどのように考えているか伺います。

2つ目に、市では前回、令和元年10月の台風19号による避難所を開設した際に、避難者名簿の取り扱い不備により、要支援者台帳との照合ができなかった状況でありましたが、避難所運営の見直しの状況について伺います。

3つ目に、静岡県熱海市で発生した大規模土石流を受けて、県は113カ所を調査し、盛り土16カ所で排水設備が土砂や落ち葉で詰まるなど、また、農業用ため池7カ所で流出部に流木が溜まるなどを指導しましたが、市内での状況について伺います。

また、県内で27カ所ある、土砂災害警戒区域内と区域付近にあるとされる太陽光発電施設

の、笛吹市内での該当の有無について伺います。

4つ目に、中小河川の治水工事の計画と立木等の伐採対策についてお伺いいたします。

次に、環境推進対策についてお伺いいたします。

1つ目に、国において、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針が策定され、県および市町村は平時に災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生後、〇〇災害における災害廃棄物処理実行計画による対応を災害対策基本法で定めていますが、笛吹市の災害廃棄物処理計画の策定についてお伺いいたします。

2つ目に、有料指定ごみ袋の料金見直しを決定いたしました。減額による処理量の増加、いわゆるリバウンドの発生を抑える方策は。また、見直し後の収支予測について伺います。

次に、過疎法への対応についてお伺いいたします。

県は、3月に成立した新たな過疎法に基づき、16市町村を対象に、2拠点居住の推進、AI（人工知能）などを活用したスマート社会の実現に向け情報基盤の整備を図ることなどを掲げて、過疎地域持続的発展方針を策定いたしました。

笛吹市でも、芦川地域を対象とした笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定を進めておられますが、どのような事業に取り組む考えか伺います。

次に、文化財について伺います。

4月に成立した改正文化財保護法では、無形文化財や無形民俗文化財に登録制度が新設され、幅広く保護されることになりました。

八代町米倉区では、江戸中期から明治42年ころまで行われ、その後途絶えていた「米倉人形三番叟」について保存会を中心に、平成2年に80年ぶりに復活を果たし、先人が創造した地域文化を新たな独自のスタイルで保存継承していくことに全力を挙げて取り組んでいます。

この令和3年2月発行の復活30周年記念誌は、歴史編、資料編の構成で、復活公演など、写真を多く使っており、また人形の構造図や台本集などもある、後世に伝えるための素晴らしい記念誌ですので、紹介をさせていただきたいと思います。

地域で長く受け継がれてきた祭りや民俗芸能には、過疎化や少子化に伴う担い手の減少などから、存続や継承が危ぶまれているものがあります。いったん途絶えてしまえば、再興は難しくなります。

文化財となることで、活性化や観光振興にもつながることも考えられますが、市の対応についてお伺いいたします。

最後に、ドローンの活用について伺います。

ドローンがビジネスや日常生活の様々な場面で普及する中、本年6月に物流の現場等でドローンの活用を広げるための改正航空法が成立しました。

また、テロや犯罪の防止・抑止にも繋がるように、令和4年度の運用開始を目指して、免許制導入が検討されています。

本市ではドローン導入により、災害現場への状況把握や人命救助への活用で安全・安心なまちづくりの推進、観光・広報での活用、有害鳥獣の生息状況調査など、多くの分野で活用できると思いますが、市の考え方について伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛新会、武川則幸議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに山下市政の基本姿勢についてのご質問のうち、まず第2次笛吹市総合計画実施計画についてです。

平成30年度から令和3年度までを計画期間とした前期の実施計画では、数値目標として76の指標を設定しており、年度ごとに指標に対する成果を評価し、改善点などの検討を行っています。

これらの指標による前期の実施計画の進捗状況は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、それまで順調に推移していた、外国人宿泊客数や各種事業への参加者数などが減少し、令和2年度における進捗状況は、数値目標を達成しているものが9、数値目標に対する進捗状況が75%以上であるものが8となっております。

また、今年度は、3月までに令和4年度から令和7年度までを計画期間とした後期の実施計画を策定することとしており、現在、昨年度実施した市民アンケートの結果および前期の実施計画で定めた指標等を踏まえ、施策ごとの課題を整理しています。

今後は、新たな数値目標の設定および基本構想で示された取り組みの方向性に沿った、具体的な事業などを示していきます。

次に、笛吹市第4次地域福祉計画の検討状況についてです。

これまで、計画策定審議委員会を2回開催し、地域福祉に関する市民アンケートの調査結果および第3次地域福祉計画の庁内評価をもとに、地域福祉における課題や対応策等について協議を行いました。

現在は、計画策定審議委員会におけるご意見等を参考に、笛吹市第4次地域福祉計画の基本目標や具体的な取り組み内容の検討に着手するなど、計画策定に向けた作業を順調に進めています。

今後のスケジュール、12月に第3回計画策定審議委員会を開催し、1月以降にパブリックコメントを実施し、議会での計画素案の説明を行った上で、3月末までに計画を策定したいと考えています。

次に、笛吹みんなの広場整備工事の進捗状況と完成後の管理方針についてです。

屋根施設については概ね完了し、現在、外構部分などを施工しています。

10月には完成し、11月12日に竣工式を、11月20日にオープニングイベントを予定しております。

また、完成後の管理運営については、当面の間、直営で行い、管理基準や業務範囲などを精査する中で、指定管理者制度への移行を予定しております。

次に、行政区運営交付金見直しの内容についてです。

本市の行政区運営交付金は、他市と比較し、突出して高額であるため、適正な水準に是正することとし、令和6年度までに、総額で25%の引き下げを予定しております。

現在、各地区の区長会に見直し内容の説明とお願いに伺っているところです。

今後も、行政区の運営をしっかりとサポートしていく方針は変わることなく、地域からのニーズに沿った効果的な支援を行う観点から、公民館の修繕に対する補助金の創設についても検討していきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策等についてのご質問のうち、まずワクチン接種

に係る65歳以上の接種状況と64歳以下の予約状況についてです。

65歳以上の接種状況は、9月15日現在で、1回接種者は1万8,889人、接種率91.4%、第2回接種者は1万8,522人、接種率89.6%です。

64歳以下の予約状況については、基礎疾患を有する方の予約を7月上旬に開始し、対象年齢を徐々に引き下げ、9月15日から12歳以上の予約を開始しています。9月10日現在では、すでに接種した人も含めた予約した人は2万2,457人、67.5%です。

次に、18歳以下の児童生徒に対するワクチン接種計画についてです。

12歳から18歳までの方は、9月15日から予約の受付を開始し、10月2日から接種を行う計画で、笛吹市医師会と調整を行っており、16カ所の医療機関で個別接種を行うとともに、笛吹中央病院の集団接種では、小児科医など医師が予診をしながら接種を行う予定です。

なお、子どものワクチン接種については、保護者および子ども自身がワクチン接種のメリットおよび副反応などを十分に理解した上で接種する必要があることから、保護者の同意書とともに、16歳未満については、保護者の同伴が必要です。

次に、副反応による健康被害の状況についてです。

ワクチン接種後の副反応の疑いで、受診した医療機関から厚生労働省に報告された市民の件数は、9月8日現在で25件です。

また、接種後の医療費等の給付を市が負担する予防接種健康被害救済制度について、市に寄せられている相談は6件で、申請は1件ありました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金特例貸付の総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績についてです。

総合支援資金および緊急小口資金の特例貸付は、社会福祉協議会が行っている事業です。笛吹市社会福祉協議会から提供を受けた集計資料によると、本市における令和2年3月25日から令和3年9月10日までの特例貸付に伴う総合支援資金の貸付実績は、申し込み延べ件数1,729件、貸付金額は9億2,095万円です。

また、特例貸付に伴う緊急小口資金の貸付実績は、申込件数1,234件、貸付金額は2億1,903万円です。

次に、市民への地域振興券配布の計画についてです。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている市民や事業者を支援するとともに、低迷するマイナンバーカードの普及拡大を目的として「がんばろう笛吹！応援商品券事業」を実施することとし、関連予算を9月補正に計上したところです。

この事業は、すでにマイナンバーカードを取得している方および令和4年5月末までにカードを取得し、申請した方に市内で使える1万円分の商品券を支給するものです。

続きまして、産業・観光振興の取り組みについてのご質問のうち、まず石和春日居温泉郷を存続するための具体的対策についてです。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、旅行形態は、団体旅行から個人や少人数のグループ旅行に変化し、また、自宅から1、2時間圏内の地域へ観光するマイクロツーリズムの需要が高まっています。

本市は、首都圏から1時間30分程度で訪れることができ、温泉、文化財、桃の花見、フルーツ狩り、ワインなど、豊かな地域資源に恵まれています。

また、雄大な富士山の絶景を望むことができる新道峠展望台や、様々なイベントでの活用が

期待される笛吹みんなの広場といった、新たな観光スポットも整備したところです。

これらの素晴らしい資源をさらに磨き上げ、自然体験や農業体験など、本市でしかできない体験プログラムの充実を図るとともに、年間を通して魅力あるイベントを実施することで、宿泊を伴う観光の目的地としての価値を高めていけるよう取り組んでいきます。

次に、飲食産業振興のための補助金、助成金についてです。

市内の消費を喚起し、飲食産業をはじめとする地域経済の活性化を図るため、6月から8月までの3カ月間実施した消費喚起キャンペーンでは、決済総額が約19億円となるなど、大きな経済効果が生まれたものと考えています。

今後も、地域経済の回復に向け、様々な視点から支援策を検討していきます。

次に、新型コロナウイルス感染拡大の収束後に向けたインバウンド観光の取り組み状況についてです。

本市では、キャッシュレス化の促進を図り、いち早くインバウンド観光の再開に向けた取り組みを行いました。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の収束後に向けて、日本政府観光局の海外事務所と連携し、SNSを活用した市内観光スポットのライブ配信事業やSNS上で大きな影響力を持つインフルエンサーによる、F U J I YAMAツインテラスの情報発信を行っています。

今後も、本市を観光の目的地として選択していただけるよう、SNSを活用した情報発信を継続的に行うとともに、現地海外旅行会社とのオンライン商談会などを通じ、積極的にPRをしていきます。

続きまして、令和2年度決算についてのご質問のうち、まず重点事業の検証についてです。

令和2年度においては、27事業を重点事業と決めました。そのうち、せん孔細菌病防除対策事業は、薬剤の購入費を補助することで、日本一桃源郷を維持することに寄与し、成果がありました。

また、防犯カメラ設置事業では、市内におけるすべての保育所および児童館に防犯カメラを設置したことで、子どもの安全・安心の環境づくりに寄与しました。

このほか15事業については、年度内に完了し、当初の目的を達成できたと考えています。

次に、事業の遅延により令和3年度に繰り越した事業が7事業ありました。そのうち新道峠展望台整備事業については、7月31日に施設の供用を開始をしました。

また、浅川中学校校舎等改修事業については、実施設計が完了し、工事の入札を9月中に行う予定です。

さらに、みんなの広場整備事業については、本年10月末に完成する予定で、11月12日に竣工式、20日にオープニングイベントの開催を計画しています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、全国鶴飼サミット事業、学校プール民間活用モデル事業および県立博物館特別企画展事業の3事業を中止とし、農産物等消費拡大宣伝事業については、海外トップセールスを行わず、国内トップセールスのみ行いました。

次に、決算の評価と今後の財政運営の考え方についてです。

令和2年度決算の評価としては、特別定額給付金事業をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業に多額の費用を要したため、歳入総額429億7,785万円、歳出総額405億8,379万円で、歳入歳出ともに過去最高の決算となりました。

実質収支は22億537万円の黒字で、単年度収支および実質単年度収支ともに昨年度に続

き黒字となりました。

主要な財政指標では、実質公債費比率が9.1%となり、前年度より1.7ポイント改善し、将来負担比率は24.9%となり、前年度より23.1ポイント改善をしました。

しかし、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については94.2%となり、前年度より2.6ポイント上昇し、市の財政の硬直化がみられます。

今後も、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を徹底するとともに、経常経費の削減に努め、健全な財政運営を行っていきます。

次に、財政健全化法に基づく各種指標の前年対比と評価・分析についてです。

財政健全化判断比率4指標のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率については、企業会計を含む全会計において、令和2年度も黒字となりましたので、比率は算出されませんでした。

次に、実質公債費比率については9.1%となり、前年度より1.7ポイント改善しました。

改善の主な要因としては、地方債の元利償還金額が減少していることおよび地方消費税交付金の増加などにより、標準財政規模が増加したことが挙げられます。

次に、将来負担比率については24.9%となり、前年度より23.1ポイント改善をしました。

改善の主な要因としては、地方債残高や公営企業債等繰入見込額が減少していること、さらに、ふるさと納税寄附金の大幅な増加に伴う、まちづくり基金残高の増加などが挙げられます。

すべての指標が、早期健全化基準を下回っている状況です。

次に、財政融資資金の借入残高についてです。

令和2年度決算時における財政融資資金の借入残高は、総額255億6,838万円です。その内訳は、臨時財政対策債が115億4,924万円、過疎対策事業債8億7,673万円、水道事業債54億4,156万円、下水道事業債61億2,835万円などです。

次に、財政調整基金の現在高と今後の運用・積立についてです。

令和2年度決算時の財政調整基金現在高は、令和元年度末から314万円増加して、37億2,870万円となりました。

9月補正後の予算現額から推計すると、基金からの繰入金が11億6,608万円、基金積立金が89万円となっているので、令和3年度末の基金残高は11億6,519万円減少して25億6,351万円となる見込みです。

しかしながら、令和2年度は財政調整基金からの取り崩し額として13億4,332万円を予算計上していたものの、実際には基金からの取り崩しがなかったことなどを踏まえると、令和3年度決算時における取り崩し額は見込み額より少なくなるものと考えています。

次に、自主財源確保の取り組みと税金・料金の収納状況についてです。

ふるさと納税寄附金は、前年度より11億7,628万円増加し、14億1,606万円となりました。

貴重な自主財源となっていますので、本年度もコールセンターの設置やポータルサイトの追加などを行い、前年度以上の寄附額を目指していきます。

また、市の主幹産業である農業と観光業の成長を促進するとともに、企業誘致を推進することにより、市税の増収を図っていきます。

さらに、利用していない普通財産の売却処分なども行うことで、自主財源確保に努めていきます。

次に、市税の収納状況についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特例措置の徴収猶予もありましたが、収納率は91.3%で0.1ポイントの減少にとどまりました。

また、各種料金等については、上下水道料金の収納率が上昇したことにより、全体で91%となり、1.0ポイント上昇をしました。

続きまして、子育て環境の充実整備についてのご質問のうち、まずヤングケアラーに対する市の取り組みについてです。

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、詳細な現状把握が必要となります。

このため、ヤングケアラーの実態を把握するため、県において、児童生徒や関係機関等を対象としたアンケート調査が実施されました。この調査結果を踏まえ、市としての支援策の検討を進めます。

併せて、関係機関がヤングケアラーの概念や県の調査結果を正しく理解し、それぞれの立場で支援の在り方を検討するための研修会を予定しています。

小中学校では、遅刻や欠席が目立つ、授業中眠そうにしている、疲れた表情を見せているなど、子どもたちを注意深く観察して早期発見に努めるとともに、子どもが悩みを抱えたときのSOSの出し方に関する教育に取り組んでいます。

次に、病児・病後児保育施設そらいろの運営状況についてです。

この施設は、生後6カ月から小学6年生までの子どもを対象に、年末年始、祝日を除く平日の午前8時30分から午後6時まで利用が可能です。

5月6日の開所から8月末までの開所日数は81日間で、延べ利用者数は未就学児が72人、小学生が4人の合計76人です。

次に、民間プールを使った水泳授業の利用人員や指導方法などの状況についてです。

民間プールの活用モデル事業は、5月下旬から32日間にわたり、石和北小学校、石和南小学校、石和東小学校の全児童513人を対象に実施をしました。

授業では、担任教師、市担講師、非常勤講師のほか、水泳に特化した専門のインストラクターも指導に加わり、低学年では水かぶりやキックの練習、中、高学年ではクロールの息継ぎや平泳ぎの足の使い方など段階に応じたきめ細やかな指導を行いました。

次に、ICT機器利活用に係る研究会等の実施状況についてです。

ICT機器の利活用に係る研究会等については、校長会や教頭会、各学校の代表者で構成する市学力向上研究委員会を6月10日に開催をし、ICT機器を効果的に授業に取り入れる実践例について意見を交わしました。

また、6月30日には、各学校の情報教育担当者と構成する市ICT連絡会議を開催し、一人一台端末のコミュニケーションソフトを使った、授業で活用できるメッセージのやり取りや課題配布等の方法を学びました。

一方、各学校では校内研究会を開催し、コミュニケーションソフトのテレビ会議機能を用いたオンライン授業、一人一台端末を用いた教職員と児童生徒の間で行う宿題の配布や提出の方法など、より実践的な授業研究に取り組んでいます。

次に、学習者用デジタル教科書実証事業の内容と市内小中学校での対応についてです。

事業内容は小学5・6年生と中学生が、児童生徒用のデジタル教科書を1教科のみ試験的に

利用し、文部科学省がデジタル教科書の教育効果を検証するものです。

本市では、小中学校16校が実証実験の指定を受け、本年5月中旬から、従来の教科書と一人一台端末を活用したデジタル教科書の両方を使って授業を行っています。

次に、Wi-Fi環境のない家庭への対応についてです。

Wi-Fi環境が整備されていない家庭に対しては、市が保有するWi-Fiルーターを貸し出して対応していきます。

次に、学校給食費の完全無償化についてです。

学校給食については、学校給食法で、保護者に食材費の負担を求めているため、現時点では学校給食費の完全無償化について考えていませんが、全国の状況を注視しています。

なお、県内各市の動向については、富士吉田市と甲州市の2市が完全無償化を実施をしています。

次に、給食費の収納事務を市の事務とすることについてです。

市が徴収管理業務を行う学校給食費の公会計化については、来年度からの運用開始に向け、現在、準備を進めているところです。

なお、教材費等の学校徴収金についても、来年度から市が徴収業務を行い、教職員の負担軽減を図ります。

続きまして農業の振興、農地の確保についてのご質問のうち、まず担い手が利用する農地面積および耕作放棄地解消面積、ならびに農地中間管理権の取得および貸付状況についてです。

市内の耕作放棄地のうち担い手への集積面積については、平成24年度は1,339ヘクタールでしたが、令和2年度には1,876ヘクタールとなりました。耕作放棄地の解消面積は、平成24年度は0.6ヘクタール、令和元年度は1.7ヘクタールと毎年1ヘクタール前後で推移しており、令和2年度には0.8ヘクタールでした。

また、平成26年度以降、中間管理機構が取得した農地の中間管理権は、延べ117ヘクタールで、すべて農業者に貸し付けられております。

次に、特定農地貸付け法に規定される貸付期間の緩和についてです。

市民農園は、広く多くの方に農業に親しんでいただくため、特定農地貸付法において、貸付期間を5年に制限していることから、永年作物や営利目的での栽培が認められていません。

しかし、農業者ではない方が果樹栽培を行うには、まず、果樹栽培農家の手伝いとして栽培に従事してもらう方法があり、その支援として農業塾では技術講習会を開催しています。

また、本格的に農業経営を目指すという方には、10アールから農地の利用権設定を可能として、農業への参入を支援しているため、特定農地貸付法の貸付期間の緩和は考えていません。

次に、農家育成のための販売方法についてです。

多様化している販売方法を適切に選択し、農産物を生産することは農業経営の安定に欠かせません。新規就農者の就農計画や認定農業者の農業経営改善計画には、JAへの出荷やインターネット通販の活用など、農業者の販売の現状や将来の販売目標を考える項目があります。

市では、計画策定の相談、指導を行う中で、個々の農業者の経営安定と成長につながる販売方法をともに考えながら、就農や経営改善の支援に取り組んでいきます。

続きまして防災対策についてのご質問のうち、まずコロナ禍を契機とした避難の見直しと市民への避難指示の告知についてです。

新型コロナウイルス感染症対策により、指定避難所の収容できる人数は、8,303人から

4, 540人と約半分に減っています。

このため、令和2年7月に災害発生時の避難方法に関する冊子を全戸配布し、安全な親戚や知人宅への避難について、周知をしています。

また、令和3年5月に、災害対策基本法の一部が改正されましたので、新たな避難情報の発令に伴う避難行動の周知のため、令和3年7月に災害発生時の避難方法に関する冊子の改定版を全戸配布し、災害発生時に時系列で取るべき対応や、警戒レベルに応じて発令される避難情報とその際に、市民の皆さまが取るべき対応について周知をしました。

現在進めている「わが家の災害時行動計画」を全戸配布することで、ハザードマップをもとにした自宅周辺の危険性の確認、分散避難を含む避難先など、各家庭における検証を促しています。

次に、避難所運営に伴う避難者名簿の見直しについてです。

令和元年の台風19号の接近に伴う避難所開設の際は、開設時間が短時間なことが予測されることから、避難世帯数、避難者数を把握するために、初動対応として世帯ごとの避難者名簿を作成しましたが、避難者一覧は作成しませんでした。

今後、長期に渡る避難が予想される場合は、避難所運営に使用するため、避難者名簿を取りまとめ、避難者一覧を作成をします。

また、避難所における要支援者の把握は、避難者名簿の様式を見直しをし、氏名記入欄の横に要支援者のチェック欄を設けることで、避難所における受付の際に把握できるようにいたします。

次に、静岡県熱海市の大規模土石流を受けた市の対応についてです。

盛り土に関しては、笛吹市残土による土地の埋立て等の規制に関する条例または笛吹市宅地開発及び建築物指導要綱に基づき届け出が必要です。

届け出のあった27カ所のうち、山沿いの盛土造成地など3カ所について調査を行いました。

併せて、市内のため池10カ所のうち、防災重点ため池の2カ所について調査を行い、盛り土、ため池ともに、排水設備の異常や法面のひび割れなどがないことを確認しています。

また、太陽光発電施設のうち、土砂災害警戒区域には2カ所、警戒区域付近には2カ所、合計4カ所の施設が設置されており、この4カ所についても同様の調査を行い、このうち1カ所について、排水施設の詰まりが見られたため、指導を行い改善をさせています。

次に、中小河川の治水工事計画と立木等の伐採対策についてです。

県管理の一級河川は、伐木や浚渫により河道確保が順次実施されています。

今後も、金川や浅川などで継続して実施する予定であると伺っています。

また、改修等につきましても、砂防事業の6カ所、河川改修事業の4カ所が行われています。

市管理の準用河川について、一宮町地内の西田川、石和町地内の寒川で改修事業を行い、必要箇所の伐木や浚渫を行っています。

続きまして環境推進対策についてのご質問のうち、まず笛吹市災害廃棄物処理基本計画の策定についてです。

現在、発災時における廃棄物の発生量の算定、仮置き場の選定作業等を行っており、去る7月30日には、本計画の諮問機関である廃棄物減量等推進審議会の第1回を開催し、計画の方向性、策定スケジュール等を確認したところです。今後も審議を重ね、議会への素案の提示、パブリックコメント等を経て、来年3月に計画の策定を終了する予定です。

また、この計画をより実効性のあるものとするため、来年度は災害廃棄物に係る行動マニュアルの策定を予定していますので、併せて準備を進めているところです。

次に、有料指定ごみ袋の減額によるリバウンド抑制策と収支予測についてです。

有料指定可燃ごみ袋の手数料の減額に伴う可燃ごみ処理量の増加、いわゆるリバウンドについてですが、全国の例を見ると、手数料の減額が、即、処理量の増加につながるとは言えないようです。しかし、ごみの減量化は、引き続き取り組むべき課題であると認識しています。

市では実施している可燃ごみ組成調査では、全体の43%を生ごみが占める結果となっています。生ごみを減量することが、可燃ごみ全体の減量化に直結することから、この取り組みに注力しています。

施策の1つとして、10月1日から家庭用生ごみ処理機等補助金を増額して生ごみを出さない取り組みを進めています。また、実証実験の結果、生ごみの水切りをすることだけで、可燃ごみ全体の5%の減量が可能となりますので、こちらの取り組みもさらに研究をしていきます。

有料指定可燃ごみ袋の手数料の減額に伴う収支予測ですが、例年、廃棄物の収集・運搬・処理費等に、約3億4千万円の経費を要しています。指定可燃ごみ袋の導入前までは、すべて一般財源を充当していました。有料化以降、指定可燃ごみ袋の手数料収入約8,500万円を廃棄物処理費をはじめ、各事業に振り分けています。

来月1日から指定可燃ごみ袋の手数料を減額することにより、来年度は約2,500万円、来年度以降は約4千万円の収入が減少すると算出しています。

続きまして、過疎法への対応についてです。

本計画では、令和3年度から令和7年度までの計画期間中に取り組む予定の過疎対策事業として、新規事業は10件、継続事業は14件を位置付けています。

主な事業は、新道峠展望台および周辺整備事業、送迎バス運行事業、すずらんの里改修事業、芦川グリーンロッジ改修事業などに取り組み、芦川地域の持続可能な地域づくりを進めていきます。

続きまして、文化財についてです。

令和3年6月の文化財保護法の改正に、これまで国の対象とならなかった無形文化財と無形民俗文化財が登録制度の対象に加わり、保護されていくことになりました。

今後は、石和町八田・川中島地区の道祖神祭りの亀引きのような伝統文化や桃の瓶詰づくりのような食文化の分野が、登録文化財として新たな保護の対象になり、地域づくりや観光資源として広く活用されることが期待をされます。

市では、祭りや伝統文化の伝承団体、文化協会、区長会などに対して登録制度の周知を図るとともに、登録に向けた支援を行っていきたいと考えております。

続きまして、ドローンの活用についてです。

現在、市では災害時における調査および復旧支援活動に関する協定を笛吹市測量設計協議会と締結し、災害時におけるドローンによる迅速な被災調査等に備えています。

また、観光分野や広報活動でのドローンの活用については、専門業者へ撮影等の業務を委託して行っています。

ドローンの活用については、災害情報の収集、公共施設の維持管理、農業や森林分野、観光や広報分野、物資運搬など、様々な活用方法が考えられます。

本年6月4日成立の改正航空法では、ドローン操縦者への免許制の導入、ドローンの機体登

録要件が200グラム以上から100グラム以上に引き下げられるなど、規制が厳しくなりました。

これらを踏まえ、先進地自治体の実証実験や導入の事例を参考にしながら、ドローンの活用を検討していきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

丁寧な回答、ありがとうございました。

その中で、みんなの広場については、11月20日のオープニングが待ち望まれますが、万一災害が発生し、避難所として活用する際、飲食は我慢できてもトイレは我慢できません。主な災害用トイレは、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、それからマンホールトイレの4種類がありますが、マンホールトイレは汲み取りが不要で臭いも少なく衛生的です。導入した自治体などが、2019年度時点で全体に36%に留まる中で、導入は素晴らしい取り組みで、今後は市内に拡大すべきと思います。よろしくお願いいたします。

次に、飲食産業振興について。

県は、今議会に県の認証を受けた飲食店利用者向けにキャッシュレス決済でのポイント還元やプレミアム付き食事券での割引キャンペーン、酒類販売業者向けの支援金などの補正予算を提出いたしました。市も飲食産業関係者の支援を引き続き検討をよろしくお願いいたします。

次に、学校プール民間活用モデル事業については、既存施設の老朽化などで、必要な事業であると考えます。今回の参加校以外の今後の対応が課題と思います。

事業完了後、教育委員会としては、水泳事業は子どもたちが将来、水の事故に備えるため、また体の成長に必要なであるとの前提で検証、検討されることを望みます。

学校給食費については、甲州市と富士吉田市の2市が完全無償化を実施しているとの回答でしたが、私の調べでは一部補助、または減免等は、4つの市がある中で、笛吹市も若年世帯の経済状況改善に取り組むべきと思います。更なる検討をお願いいたします。

次に、避難者名簿については、記述内容を修正、改正したとのことですが、笛吹市避難所運営マニュアルには、名簿の作成は避難所を運営していく上で最初に行わなければならない重要な仕事です。安否確認への対応や物資、食料を全員へ効率的に安定して供給するために不可欠ですとあります。

万一の場合に備え、避難所運営に万全の対応を取れるよう、訓練時などでの徹底をお願いしたいと思います。

次に地域振興券についてですが、地域振興券自体は大賛成ですが、交付予定人数について市の人口6万9千人にマイナンバーカード最高自治体普及率の70%を掛けて4万8千人とし、2万1千人、30.4%以上の市民への支給を想定しています。

コロナ禍で疲弊している乳幼児や児童を抱えた世帯、寝たきりの高齢者を世話している家族など、カード取得の時間的余裕のない世帯などもあると思います。

一昨日の山日新聞では、社会福祉協議会実施の総合支援資金と緊急小口資金は受給者の手元から瞬く間に消えたとありました。市内での対象者は、先ほどの答弁では合わせて約3千件あつ

たと思います。地域振興券を望むのにもらえない方が多くいるのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民の生活を応援し、市内事業者を支援するための全市民に行き渡る不公平感のない地域振興券とすべきだと思います。

私は、今回の事業は、コロナ対策というよりもマイナンバーカード促進事業と感じました。改めて伺います。

今後、全市民対象の地域振興券を配布する計画はあるのか伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

再質問にお答えさせていただきます。

大変多岐にわたって、いろいろご意見をいただきまして大変どうもありがとうございました。

私どもの趣旨としては、きちっと優先順位を付けて、本当に厳しいところから一つひとつやっていきたいと思いますということです。

他市がたしかにですね、商品券を大変、最初から配っているようですが、他市はほかに何かやっているんですか。うちは、ホテルをやって、そして観光、農業をやって、そういうことも全部やっています。あまりここで反論するつもりはありませんが、順番に優先順位を付けながら、われわれはしっかり考えています。

それと、もう1つ言えることは、なかなかコロナ、簡単には収まらないと思います。まだ、あとこれから1年、2年ぐらい、この時代は続いていくかと思います。十分そういうふうなスパンを見ながら、商品券のあり方については、今後しっかり考えさせていただきたいというふうに考えております。

それと最後に1つ、マイナンバーカードの不公平感についてですが、来ていただければ全員取れます。でもたしかに、今、われわれのほうで70%という想定、これは過去、ほかの市町村、ほかの市町村と言うか、全国ですね、宮崎県都城市が大体68%、いわゆる5千円の商品券を付けて、そういう形でやっています。あと石川県の加賀市が、今、日本で一番取得率が高い、約69%くらい。そこも5千円くらいの形でやっているということでございますから、ある意味、マイナンバーカードのためにやっているというふうなことは、まったくございません。1万円のことを、皆さん方に少しでもお配りさせていただけるなら、少しでも何か、行政にとっても、また皆さん方にとっても、これからデジタル庁もできるということもありますから、そういうことも頭に置きながら、ぜひともマイナンバーも一緒に取得していただいた方々というふうな形です。両方のことを考えて、今回の事業というのはやらせていただいていますので、決してマイナンバーを増進させたいためにお金を付けたんだって、そんなことはございませんので、ぜひともそのへんは議員の先生方、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

いずれにしても最後の答弁で言われましたように、今後、商品券の全戸配布というのは、どういうふうにするのかということについては、十分頭の中に置きながら検討していきたいというふうに考えておりますので、答弁と代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。前向きな答弁というのか、なかなか難しいところですけども、今の回答では全員が取れるとの返答、取る資格があるというか、取れるという回答がありましたけども、笛吹市のマイナンバーカード普及率は34.9%で、全国平均の38%を下回っています。今回の事業で普及率が全国平均を超える、例えば40%と仮定すると残りの6割、6万1,400人の皆さんが不支給となります。

私は、マイナンバーカードを取得、申請しないと思われる乳幼児を育てる若年世帯や年金を受給している60歳代が、僕は70歳だけど、60歳代が90歳を超える親の面倒を見ている人たちの声を議員として代弁する必要があるという思いでいます。つまり90代を超えた僕の親を、マイナンバーカードを取りに行くということは、ちょっと考えにくい。そのようなことがあります。

笛吹市は、市民の皆さまへの丁寧な説明をする責任があると思います。

この件は、今後もまた注視、しっかりとお聞きしながら今後進めていきたいと思っています。市役所をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努められておられる皆さまの健康をご祈念申し上げまして、以上で笛新会を代表しての質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、笛新会の質疑および質問を終了します。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を午前11時40分といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に新風会、河野正博君の質疑および質問を許可します。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、新風会の河野正博が会派を代表して質問をいたします。

質問に入る前に、東京オリンピックにおいて、乙黒拓斗選手、金メダル、心より祝福いたします。おめでとうございます。

また、残念ながらメダルは獲れませんでした。お兄さんの圭祐選手の頑張り、感動をいたしました。

オリンピックの精神は敗者にこそあるというふうに、私は思っております。

お二人の戦う姿は、多くの市民に夢と希望と感動を与えてくれました。

わが笛吹市から素晴らしいスポーツ選手が育ったこと、乙黒兄弟はじめ、ご両親、関係の皆さまにお礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1問目、令和2年度決算について。

令和2年度当初歳出予算と決算、および積立基金について質問をいたします。

令和2年度、コロナ禍、難しい舵取りであったと思います。

笛吹市の監査委員からの令和2年度財政健全化比率等の審査意見書では、財政健全化判断比率において、①実質赤字率、②連結実質赤字率、③実質公債費比率、④将来負担率、⑤資金不足率ともに基準値をクリアしております。

また、当初歳出総予算額321億9,469万2千円、予算現額は466億3,696万4千円、総決算額は405億8,390万円、当初総歳出予算に対して総決算額は83億8,909万8千円の増額となりました。

次に積立基金ですが、令和元年度の現在高は171億1,399万1千円、令和2年度の現在高は182億139万4千円、10億8,759万5千円の増加になりました。

積立基金を補正予算の財源にしたにもかかわらず、決算額は増額となりました。柔軟な対応ができた計画的財政運営であったと評価できます。

そこで、お伺いをいたします。

(1) 増額決算となった主な施策について伺います。

(2) コロナ対策の決算額のうち、笛吹市独自の対策の決算額と施策内容およびその効果について、所見をお伺いします。

(3) 基金の取り崩しにて対応した施策と成果についてお伺いをいたします。

(4) 令和2年度積立基金現在高の増加要因についてお伺いをします。

(5) 令和3年度基金の見通しについて、所見をお伺いします。

2問目、多目的芝生グラウンド計画についてです。

本年4月、石和地区のグラウンドゴルフ大会が、農村スポーツ広場で開催されました。多くの高齢者が真剣にプレーをしていました。あちこちで、久しぶりに会った友だちと楽しそうに会話をする姿が印象的でした。

また、6月には、笛吹市小学校の陸上記録会が小瀬陸上競技場で開催されました。初めて本格的な競技場で試合をした子どもも多く、広くきれいで驚いたこと、とても感動したことなどを話してくれました。

心技体を鍛え、人生の良き友が得られる生涯スポーツの役割は、ますます重要になると思います。

前回の議会で、多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会設置条例が可決をされました。さらに9月10日本会議終了後、総合政策部より笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画策定支援業務仕様書および、ランドブレイン株式会社からの笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画策定支援業務委託（企画提案書）の概要説明がありました。

ランドブレイン株式会社の企画提案書によると、多目的芝生グラウンドの必要性、整備方針から整備計画など、すべてにわたって一から検討していくとしており、具体的な内容は示されていません。

また、支援内容については、各フェイズごと、来年の3月まで6回の打ち合わせを行うとされております。

したがって、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会においても、フェイズごと、支援内容および参考資料を十分吟味し、丁寧で有意義な議論を重ねていくことを望みます。

夢のある素晴らしい答申を期待しています。

そこで以下、お伺いします。

(1) 多目的グラウンドの位置付けについて（例えば総合運動公園の中核施設等もしくは単独施設など）基本方針をお伺いします。

(2) 多目的とあるが、どのようなスポーツが対象となるのか、具体的な内容をお伺いします。

(3) 既存のグラウンドや現在ある多目的芝生広場（石和中学南側）とのすみ分けについてお伺いします。

(4) グラウンドの大きさ、予算、完成予定日等、その概要についてお伺いします。

(5) 計画段階から市民の声を十分聞き、反映しながら進めてほしい。市民との合意形成をどのように図っていくのか、お伺いします。

3問目、市民の安心・安全な生活を守る、遊休農地、空き家対策についてです。

農業委員会にお尋ねしたところ、遊休農地（耕作放棄地、荒廃農地含む）は、240ヘクタールあります。

また、まちづくり整備課の把握しているいわゆる空き家は320戸あり、中程度の修繕が必要、もしくは緊急度の高いと判断した家屋は54戸あります。

遊休農地や空き家の中には、害獣のすみかや雑草繁茂による害虫の発生、火災等、近隣の住民の安全・安心な生活や近隣の農作物への悪影響等、大きな脅威になっております。

所有者のあることからその解決は難しいとは理解できますが、行政として放置できない問題と考えます。

そこでお伺いします。

(1) 遊休農地（耕作放棄地、荒廃農地含む）の現状についてどのように捉えているのかお伺いします。

(2) 遊休農地対策のため、農地中間管理機構の権限強化が必要と思うが、県への働きかけも含めてお伺いします。

(3) 耕作放棄地、荒廃農地に対する、行政指導強化のための条例強化等の検討についてお伺いします。

(4) 空き家、廃屋の現状についてどのような認識をお持ちか、お伺いします。

空き家、廃屋に対する、新たな条例等の施策についてお伺いをします。

4問目、公共事業の工期遅延とその対策についてです。

7月27日、新道峠展望テラスオープニングセレモニーが盛大に催されました。将来の観光の目玉となることが期待されます。しかし工期に着目すると、令和2年11月完成予定が令和3年7月、8カ月の遅延です。上記以外にも、みんなの広場、令和3年6月予定が令和3年10月、3カ月の遅延、八代庁舎タイル改修工事、令和2年12月予定が令和3年3月、3カ月の遅延、大坪浸水対策、令和2年度予定が完成時期未定、砂原橋および周辺道路整備事業、平成29年度の予定が令和3年度、暫定供用目標など大型事業に工期の遅れが発生しています。

個々それぞれ遅延の理由があるかと思いますが、大きな機会損失であります。一般の製造業を例にとると、1日1千台造る工場が1日稼働停止すると、5日間の日をかけないと挽回にはなりません。簡単に言えば、ベルトコンベアーのスピードを200%にしろと言ってもこれは無理なので、おそらく120%のスピードで動かすと、これが通常のやり方です。

そして、もし6日間遅延が生じると、これを取り戻すのに30日、1カ月かかります。この

1 カ月期間は、工場従業員は休日出勤をすべてするというような対応になります。

したがって、製造業では、工期の遅れが経営に大きな影響を及ぼすために、工期は大変重要なパラメータであります。

計画的施策の履行のため、それぞれしっかり総括する必要があると思います。

そこでお伺いします。

(1) 工期遅延の挽回対応などの中間検証および大型工事の総括についてお伺いします。

(2) 工期の遅延について、改善策をお伺いします。

(3) 正確な事前調査のための外部の専門的知見の導入が必要であると考えますが、所見をお伺いします。

(4) 今後の大型施策にどのように反映していくのかお伺いをします。

次に、5問中の5問目、令和2年度の防災対策についてです。

毎年のように集中豪雨による災害が、日本のどこかで発生しています。今年も各地で甚大な被害をもたらしています。

近くでは、熱海、岡谷の土石流災害、決して対岸の火事ではありません。大災害とならないよう、予防、減災の対策が必要であり、自助・共助・公助の連携が焦眉の急と考えます。

そこでお伺いをいたします。

(1) 令和2年度防災対策に関わる決算額と主な施策についてお伺いします。

(2) 番、自助・共助・公助の連携について、基本的な考えをお伺いします。

(3) ちょっと付け加えますと、令和3年度に19号が来て、私のところは緊急避難となりました。そこで避難してみますと、市役所の職員さんは3名、もう汗びっしょりになって、避難準備を進めておりました。そのことを踏まえて、指定避難所運営について、市役所主導から避難対象行政区主導に変えるべきと思いますが、所見をお願いします。

それから(4)ガス、水道、電気、道路等、インフラ確保のための民間事業者も含めた、防災協議の状況についてお伺いします。

(5) 笛吹市長寿命化計画に水防倉庫の廃止がありますが、廃止後の対応についてお伺いします。

○議長(保坂利定君)

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長(保坂利定君)

再開いたします。

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

新風会、河野正博議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに令和2年度決算についてのご質問のうち、まず増額決算となった主な施策についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、特別定額給付金事業をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策事業を実施し、８２億１，６００万円を支出しました。

また、御坂統合共選所建設費に伴う補助や笛吹みんなの広場整備、新山梨環状道路笛吹市区間の着手などにより、普通建設事業費が１３億８，６４２万円増加しました。

さらに、ふるさと納税寄附金の大幅な増額に伴い、まちづくり基金積立額が１０億８，５５２万円増加をしました。

次に、市独自に行ったコロナ対策の決算額、内容および効果についてです。

本市では、国や県の支援策が届かない、あるいは手厚くする必要がある方々に対し、市独自の支援を行うことを基本として、３８事業を実施し、総額８億８，０５０万円を支出しました。

まず、事業者支援対策として、市内小規模事業者に１０万円を支給する小規模事業者支援金給付事業を実施し、事業者の事業継続を支えました。

次に感染症の影響により宿泊客が減少し、存続の危機に面していたホテル、旅館に対して宿泊料金割引事業を実施をし、厳しい経営が続く中で経済的支援の一助となったものと考えます。

次に生活支援対策として、親の収入減やアルバイト先の休業などにより、困窮する大学生等に１０万円を支給する大学生等学業継続支援事業を実施し、学費や生活費の一部となるよう支援を行いました。

次に、小中学生の給食費を６カ月間無償化した学校給食費無償化事業を実施し、保護者の経済的負担を軽減しました。

さらに、感染予防対策として、市内小中学校や保育所、児童館等の水道蛇口の自動水栓化事業などを実施したことで、感染拡大防止に寄与することができました。

次に、基金の取り崩しで対応した施策と成果についてです。

令和２年度決算では３基金から総額で３億５９３万円を充当し、３５の事業を実施しました。

公共施設整備等基金は、１９事業に１億２，７８２万円を充当し、八代庁舎外壁工事や本館北側駐車場整備などを行い、安心して利用できる公共施設の整備を図りました。

まちづくり基金は１３事業に１億７，６３９万円を充当し、市内保育所への防犯カメラ設置など、安全・安心な環境づくりに寄与することができたと考えます。

芦川地区過疎地域活性化１号基金は、３事業に１７２万円を充当し、すずらん街路灯のＬＥＤ化や、芦川町からの通学者交通費助成事業など、芦川地区の活性化に活用をしました。

次に、令和２年度における基金現在高の増加要因についてです。

令和２年度決算時点の基金現在高は、前年度末から１０億８，７５９万円の増額となりました。

増額の要因は、前年度に比べ１１億７，６２８万円の増額となったふるさと納税寄附金を、まちづくり基金に積み立てたものです。

次に、令和３年度における基金の見通しについてです。

９月補正後の予算現額から推計しますと、基金積立金の合計額は１９億７，８６６万円、基金繰入金の合計額は３４億２，９６８万円となりますので、令和３年度末の基金残高は１４億５，１０２万円減少する見込みです。

しかしながら、令和２年度は財政調整基金からの取り崩し額として１３億４，３３２万円を予算計上していたものの、実際には基金からの取り崩しがなかったことなどを踏まえ、令和３年度決算時における取り崩し額は見込額より少なくなると考えます。

続きまして、多目的芝生グラウンド計画についてのご質問のうち、多目的芝生グラウンドの位置付け、対象とするスポーツおよび既存グラウンドや多目的芝生広場とのすみ分けについてです。

多目的芝生グラウンドの整備については、サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、フライングディスク、ゲートボール、ブラインドサッカー、陸上競技の各スポーツ協会、笛吹市小中学校体育連盟サッカー専門部、笛吹市保育協議会私立部会、山梨県立笛吹高等学校、少年サッカーの峡東地区指導者連絡協議会、青年会議所、ライオンズクラブおよびロータリークラブ、合計15団体から18の要望が提出されています。このうち、笛吹市サッカー協会からは3,285人、笛吹市ラグビー協会からは1,289人、一般社団法人笛吹青年会議所からは2,500人の署名を添えた要望書の提出がありました。

合併した本市では、多くの社会体育施設を有していますが、グラウンド施設については、すべてが土のままであり、芝生の上で行うことを前提としたスポーツに対応できていない状況です。

また、多様化する市民ニーズへの対応はもとより、競技力の向上に寄与する、様々なスポーツで利用ができ、質の高い施設の整備も求められています。

このような施設を整備し、本市の資源として地域の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、地域経済の活性化など地方創生にも貢献することが期待されます。

これらを踏まえ、既存の土のグラウンドとは異なる、峡東地域にはない、新たな機能を有する多目的芝生グラウンドの整備について検討をし、多くの競技で利用できるようにしたいと考えています。

多目的芝生グラウンドの整備に当たっては、ラグビー、サッカー、グラウンドゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、フライングディスク、ゲートボールなどの競技での利用を想定しています。

また、多目的芝生グラウンドの整備に伴い、サッカーやグラウンドゴルフなど、芝生の上で行うことを前提とするスポーツと、野球やソフトボールなど土の上で行うことを前提とするスポーツで、既存のグラウンドと多目的芝生グラウンドの利用のすみ分けがされ、現在、高い利用状況にある既存のグラウンドも、利用しやすさが向上されと考えることから、多目的芝生グラウンドを核とする総合運動公園として整備することは考えていません。

なお、清流公園の芝生広場については、親子連れでの利用やレクリエーション、野外コンサートなどのイベントでの利用を前提とした多目的広場となっているため、多目的芝生グラウンドとは施設の用途が異なると考えています。

次に多目的芝生グラウンドの大きさ、予算、完成予定日などの概要についてです。

今後、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会において、委員の皆さまにご意見をいただきながら検討していきますので、施設全体の規模、予算、完成予定時期などは、現時点でお示しすることはできません。

次に市民との合意形成についてです。

多目的芝生グラウンドの整備に向けた基本計画の策定が一定程度進み、市民の皆さまにお示しできる段階になりましたら、グラウンドの規模や整備候補地などについての説明の機会を設けたいと考えており、来年1月頃を予定しています。

続きまして市民の安心・安全な生活を守る遊休農地、空き地対策についてのご質問のうち、

まず遊休農地の現状についてです。

市内の耕作放棄地のうち再生困難な農地を除く遊休農地面積は、平成30年度が203.9ヘクタール、令和元年度が235.8ヘクタール、令和2年度が240.2ヘクタールと年々増加しています。

増加の原因は、農業従事者の高齢化や担い手不足が挙げられ、特に中山間地では、今後も耕作放棄地が増加していくことが懸念されます。

また、耕作放棄地は、雑草や害虫が発生し、景観の悪化や周囲の土地へ悪影響を及ぼすとともに、農地が持つ様々な機能が失われ災害時の危険性が高まることや、廃棄物の不法投棄、野生動物のえさ場など、周辺環境に様々な悪影響の原因となります。

良好な農業環境、生活環境を保全していくために、今後も耕作放棄地対策に努めていきます。

次に、遊休農地対策のための農地中間管理機構の権限強化についてです。

平成26年度から始まった中間管理機構による農地中間管理事業は、市内における農地の借り受け面積が初年度に約12ヘクタール、令和2年度には約28ヘクタールと増加しており、累計では約117ヘクタールとなっています。

増加傾向にあるものの、そのほとんどは平地にある農地であり、中山間地など条件不利地にある農地は転貸が見込めず、中間管理事業の対象とならないケースや借り手側の意向と合致せず、転貸できないことがあります。

増加する耕作放棄地を滞りなく転貸するとともに、条件不利地にある農地も中間管理事業の対象とするためには、農地の整備による利便性の向上や転貸先となる担い手の育成などの対策が求められることから、県に対して、中間管理事業を推進するための基盤整備や担い手支援などの総合的な対策が図られるよう、働きかけを行っていきます。

次に耕作放棄地、荒廃農地に対する行政指導強化のための条例等の検討についてです。

耕作放棄地など、人が使用していない土地は雑草等が繁茂し、火災、犯罪、病害虫の発生など、近隣の住環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、笛吹市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例では、雑草等を除去するために必要な指導、助言、除草等の命令、立入調査、代執行等、必要な事項を定めています。

今後は、雑草が繁茂している空き地の所在地や周辺環境の状況に応じた区分、管理不良状態の判断基準、対処方法等を明確にしていきます。

次に空き家、廃屋の現状認識についてです。

全国的に空き家等が増加し、本市でも適切に管理されていない空き家は、防災防犯における安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、生活環境に深刻な影響を及ぼすものとして認識しています。

このため、管理不全にある空き家については、所有者へ状況を知らせ、適切な管理をお願いする通知を出すとともに、場合によっては、笛吹市空家等対策の推進に関する条例に規定されている緊急安全措置を行うなどの対策を講じています。

次に空き家、廃屋に対する新たな条例等の施策についてです。

現在、新たな条例等は考えていませんが、今年度新たな施策として、空き家の解体について所有者自らが解体していただけるよう、笛吹市空家等解体費補助金交付要綱を施行したところでは、

続きまして、公共工事の工期遅延とその対策についてのご質問のうち、まず工期遅延を挽回

するための中間検証および大型工事の総括についてです。

公共工事の工期は、工事の内容に応じて準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間を合計して設定しています。

しかし、当初設定した工期は、予期せぬ現場の状況などにより延期しなければならない場合があります。大型工事については、その規模や内容から、工期が延長される傾向にあります。

公共工事の執行に当たっては、請負業者などと定期的に工程会議で進捗状況を確認しており、工程に遅れがあれば、その工期内完成に向けた協議を行い、やむを得ない場合のみ、工期を延長しています。

次に工期遅延の改善策についてです。

工事中においては、必要に応じて実施工程表の見直しを行い、工期内に完成するよう進行管理に努めています。

次に、正確な事前調査のための外部専門的な知見の導入についてです。

工事の発注に当たっては、事前の地質調査や建築物の構造計算など専門的な知識が不可欠です。

このため、現在もそれぞれの専門的な能力を有する業者に業務を委託しています。

次に今後の大型施策への反映についてです。

大型工事については、その構想段階から供用開始までのスケジュールを作成します。

そのスケジュールに沿って、委託業者や請負工事等を計画的に発注するとともに、それぞれの工事等について適切な進行管理を行っていきます。

続きまして令和2年度における災害対策についてのご質問のうち、まず決算額と主な施策についてです。

令和2年度の防災対策に係る決算額は4,063万円です。主な事業として、指定避難所防災備蓄倉庫の整備、災害備蓄品の購入、自主防災組織に対する備品整備のための補助金交付、芦川ヘリポート整備のための測量・設計、ハザードマップの修正業務、災害時情報共有システムや防災行政無線の維持管理などを実施しました。

次に自助・共助・公助の連携についての基本的な考え方についてです。

令和3年度の総合防災訓練の準備段階において、市民、行政区役員、消防団員に対し、自助、共助、公助の役割を明確にし、発災時の初動対応について説明を行いました。

災害発生直後は、自分自身や家族の命と財産を守る自助が最も重要であると考え、自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合う共助、最後に共助で対応できない役目を市役所などによる公助が担うべきと考えます。

次に、市役所主導から避難対象行政区主導の避難所運営についてです。

災害発生時は、市が行うべき応急対応業務が急激に増大することが想定されます。これらを迅速かつ的確に処理するためにも、職員の確保は必要不可欠になります。

このためには、避難所の運営を行政区主導に変えることが有効であると考えます。

また、避難所には、地域の方々が避難することから、発災以前の地域のつながりを生かすことで、公助の中にも共助の力が発揮され、避難者自身の安心にもつながると考えます。

今年度から策定している地区防災計画では、避難所の運営につきましても、記載していきます。

次にガス、水道、電気、道路等民間事業者を含めた防災協議の状況についてです。

市では、災害を想定し、山梨県ＬＰガス協会笛吹地区、笛吹市管工事組合、笛吹市電設協力会、笛吹市沿岸建設安全推進協議会、笛吹市舗装協会など民間事業者と協定を締結し、災害時の協力体制を確保しています。

今後は、これら民間事業者に総合防災訓練などへ参加をしていただき、連携を密にしていきます。

次に水防倉庫廃止後の対策についてです。

現在、市が所有する地区の水防倉庫は、未改修であった県管理の一級河川の水防体制確立のために整備されたもので、そのほとんどが建設されて４０年以上経過しています。

県の河川改修が進むとともに、県管理の境川水防倉庫、浅川防災備蓄倉庫が整備され、市が所有する地区の水防倉庫はその役割を終えたと考えています。

今後は、市が管理する水防備蓄倉庫を整備拡充し、水防体制の強化を図っていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

追加質問を１ついたします。

内容は、防災対策についてということの中の３番目の項目について、追加質問いたします。

だんだんその対象行政区のほうに避難所の運営を移管していくんだということで、ついては次回の防災訓練に避難所設営訓練を実施して、その中に行政区から人を出してもらって、ベッドを作ったり、垣根を作ったりする訓練の中に、具体的に行政区のほうからも人を出してもらって避難訓練を実施したらどうかなと思っているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

指定避難所の運営に行政区を主導でということでございます。

ただいまご提案がありました開設の訓練、これにも行政区の役員等、参加していただいたらどうかということですが、以前にもそういったことをやったこともあるんですけれども、今年度ですね、地区防災計画、議員の地元でもご協力いただいておりますけれども、そちらの計画のほうにもですね、避難所の開設運営についても記載、先ほど市長が答弁しましたとおり記載しますので、それに基づいた訓練というものを今後、実施してまいりたいと考えております。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

防災に関しては、その件は、どうしても避難してくるほうは、サービスを待っているというような格好に落ち入りやすいと、私の住んでいるところもそうですけど、積極的に自分たちの身は助け合っていくということで、ぜひお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。今、答えていただける内容のことをお聞きしましたので、追加の質問はこれ以上ございません。

多目的グラウンドの項目にお答えいただきましたが、笛吹市公共施設等総合管理計画というのがありまして、これは令和35年までに30%の公共事業を削減するんだということが書かれております。

幸いそのランドブレイン社さんのほうの資料を読みますと、これがしっかり明確に書かれているので、ぜひスクラップ・アンド・ビルドのところも、スクラップの部分についても見落としのないようにお願いをいたします。

それから3問目の空き家の対策ですが、これは私の意見としてお聞きしたいんですが、非常に私と私の関係なんで行政が手を出しにくいということはよく理解しておりますが、例えば空き家、廃屋がすぐ壊れそうになって、道路側にドンと倒れるときには、市役所のほうの行政が手を出せるんだと。ところが同じ廃屋でも、民家のほうにドンと倒れちゃった場合には、これはなかなか手を出しにくいということもお聞きしました。ぜひこのへんも何らか、うまい方法があればご検討願いたいと。

最後に名言をご紹介します。

1つは、上杉鷹山という、ご存じの方はおられると思いますけど、この人の名言で「為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり」と。どんな困難なことでも一生懸命やる人がいて、やろうという気持ちがない限り、全部できないことになっちゃう。こういう文言がございます。

もう1つ、鷹山は次のような言葉を言っております。「受け継ぎて 国の司の身となれば 忘れまじきは民の父母」でございます。司というのはここで言うと市長さんということになります。民というのは市民であります。市民の方に自愛を持って接して、市民の声をしっかり聞きながら、今後とも行政を進めていただきたいと思います。

ちなみに、上杉鷹山という人は養子でして、自分の家臣というものがいなかったものですから、非常に、社員と言うか、藩の武士の人に信頼を得るために苦勞をしたと。さらに鷹山がなったときには借金が20万両、今で言うと200億円ぐらい借金を抱えていまして、鷹山の前の藩主は会社更生法を適用してもらって、藩を幕府に返しちゃうところまで追いつめられました。

鷹山はさっきの「為せば成る」というところを心に改革を進めまして、鷹山が藩主を辞めるときには20万両の借金をそっくり返して、10万両の蓄財を得たということになります。

さらにこの鷹山という人の「為せば成る」という言葉のものは、実は武田信玄の言葉であります。武田信玄は、このように言っております。「為せば成る 為さねば成らぬ成る業を 成らぬと捨つる人の儂さ」。人は簡単に諦めちゃうものだと、こういうふうに武田信玄は言っております。

ぜひ、「受け継ぎて 国の司の身となれば 忘れまじきは民の父母」「為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり」、これをご紹介します、お役立ていただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、新風会の質疑および質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後２時１０分といたします。

休憩 午後 ２時００分

再開 午後 ２時０９分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に誠和会、小林始君の質疑および質問を許可します。

小林始君。

○１７番議員（小林始君）

誠和会の小林です。

議長の許可をいただきましたので、誠和会を代表して通告しました内容で質問を行います。

今年７月３日に発生した大雨による熱海市の伊豆山地区の土石流による災害は死者２６名、行方不明者２名、家屋の全半壊１３１棟等々、甚大な被害となりました。

温泉宿泊施設を中心とした観光地で、低迷する温泉観光地において新たに活性化の兆しの見え始めた矢先の災害で本当に残念な事態であり、被害に遭われた方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

一日も早い復興と平穏な日常を迎えられることをご祈念申し上げます。

また、７月２３日からは１年遅れとなった２０２０東京オリンピック、８月２４日からはパラリンピックと、それぞれの開催期間は、日本選手の活躍に熱い応援を送った毎日で、メダルの獲得数も過去最高となるなど、コロナ禍で迎えた大会でしたが、全世界に感動を届けていただきました。

特に、本市出身でレスリングに出場した乙黒兄弟の活躍には大きな声援を送りました。

フリースタイル６５キロ級に出場した弟の拓斗選手は見事金メダルを獲得し、市民の期待に応えてくれました。

笛吹市では初めてのことであり、市は９月２日に乙黒拓斗選手に市民栄誉賞を贈りました。

それでは、通告いたしました質問に入ります。

はじめに、令和２年度決算状況について、質問を行います。

令和２年度決算は、コロナ対策などによる補正予算も１２回と、大幅な増額補正により、歳入歳出とも笛吹市として、最大の４００億円を超える決算となりました。そこで、過去最大となった決算について、お聞きいたします。

はじめに、令和２年度は新型コロナ対応の１年でしたが、全国の小中学校も休校になるなど、コロナのまん延防止の対策が取られました。

その中で市民のために、特に事業成果が上がった事業はまず何か伺います。

次に、コロナ関連で本市でも中止となった事業、縮小となった事業はどのようなものか。その予算額はどれくらいか。中止になった事業について、来年度以降は事業の実施などはあるのか伺います。

３点目、次に、ふるさと納税制度の活用による地域振興を図る寄附については、１４億円の寄附額に達し、支出額は返礼品３億８千万円、人件費などを含めると５億円の支出でした。

市のまちづくり寄附条例では寄附金の使途内容内訳は、５項目の目的に対しての寄附となっております。寄附をされた１１万５千件の使途の内訳と金額を伺います。

次に2点目、2問目として新型コロナ対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に発生が確認されて早2年を経過しようとしております。今、日本においてデルタ株といわれるウイルスが猛威を振るっておりますが、笛吹市では令和3年3月までは月別感染者数は1桁でした。4月以降は2桁、8月には3桁にまで急増しており、市でも新型コロナ感染症対策本部を設置して、市役所を挙げて最大限の対策を講じております。国・県の支援をはじめ、市独自の対策を行っているこの新型コロナの現状と対策について伺います。

1点目、まずはじめに笛吹市内での新型コロナの感染者数は累計で何人だったのか、市内でのクラスターの発生状況はどうであったのか、公表できる範囲でお伺いします。

2点目、次に感染者の年齢構成と感染時期の特徴はどのようになっているのか伺います。

3点目、次に感染者の内訳として、重症者数、中等症者数、軽症者数、無症状者数は、どのようになっているのか、ワクチン接種者などの感染者の状況はどのようになっているのか伺います。

4点目、次に5月9日より開始した、新型コロナワクチンの接種状況についてであります。65歳以上の高齢者が優先接種で始まりましたが、高齢者も65歳以上、70歳代、80歳代、90歳代以上など区分できる階層別の接種状況・比率も含み伺います。

5点目、次に今後の市民に対してのワクチン接種のスケジュールはどのようになっているのか伺います。

6点目、小中学校も2学期が始まりましたが、保育所・小学校・中学校・学童クラブなどの感染予防対策はどのようになっているのか。感染が確認された場合には、どのような対応をするのか伺います。

7点目、また保育所や学校の先生や学童指導員などの関係者へのワクチン接種の状況と予定はどのようになっているのか伺います。

次に3問目ですが、今年度の重点事業についてお聞きいたします。

はじめに、11月20日に予定しております笛吹みんなの広場整備事業ですが、プロポーザルによりオープニングイベントの企画運営先が株式会社テレビ山梨と決まりました。市としての施設の利用計画はあるのか、市民が使用する場合、手続き、使用料はどうか伺います。また、管理運営については、指定管理の予定はあるのか伺います。

2点目、新道峠展望整備事業についてですが、7月27日に竣工式を終え、31日からオープン、送迎バスの運行も始まりました。バスの運行は11月28日で今年度は終了とのことですが、今まで実質9日間の運行でしたが、新聞、テレビなどで宣伝を行い、あの眺望を見たいと思う方は多くいると思います。そこで、これまでの運行開始からの実績と問い合わせ件数、今後の見込みを伺います。

3点目、多目的芝生グラウンド整備事業についてですが、笛吹市多目的芝生グラウンドの整備基本計画策定支援業務委託プロポーザルで、東京のランドブレイン株式会社に決まりましたが、今まで庁内会議や検討委員会などでの検討内容および結果については、どうであったのか伺います。

次に4点目、モモせん孔細菌病防除対策事業についてですが、令和2年度から産地の維持のため、薬剤購入費の補助ですが、昨年は予算額4億円に対し8千万円と執行率が20%と低かったが、今年度の発生状況と防除実績、来年度の計画について伺います。

5点目、今度の長雨によるブドウの被害、晩腐病・ベト病・玉割れ病の発生状況とその対策について伺います。昨年もお聞きしましたが、果樹災害、特にせん孔病や晩腐病などの国・県への要望状況は、どのようになっているのかお聞きいたします。

次に4問目ですが、消費喚起キャンペーンについて伺います。

笛吹市では、市内の消費を喚起して地域経済の活性化を図るとともに、非接触型決済を促進するため、6月1日より8月31日までの3カ月間、P a y P a yによる「ともにがんばろう 笛吹！対象店舗で最大30%戻ってくるキャンペーン」を実施しましたが、業種によっては売り上げが大幅アップしたと聞いております。この事業の実施結果について、以下伺います。

1点目、市民においても30%還元は好評の事業でしたが、総予算見込み額と財源内訳はどのようになっているのか伺います。

2点目、消費喚起キャンペーンへの参加事業者の募集はどのように行ったのか。当初参加事業者は600店舗であったが、募集方法と追加店舗数は何件あったのか伺います。

次に3点目、笛吹市内の参加店舗などで購入すれば、市内の方でも30%還元されますが、利用者数の市内、市外別の比率、金額が分かるのか伺います。

4点目、個人への還元額は1回の利用限度が3千円、1人1カ月の限度額が2万円でしたが、1店舗の利用限度額の制限はあったのか伺います。

5点目、今回の非接触型決済の導入に当たり、発生した問題点等はどのような問題だったのか伺います。

6点目、次に今回のP a y P a yの継続予定はどのようになっているのか伺います。

7点目、コロナ対策の一環として消費喚起キャンペーンの実施はありましたが、業種によっては参加できなかった業者もあります。更なる経済対策を考えているのか伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

誠和会、小林始議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和2年度決算状況についてのご質問のうち、まず特に成果が上がった事業についてです。

せん孔細菌病防除対策事業は、令和元年度に市内でまん延が確認された後、2年間継続して農家等に防除費用を補助したことで、せん孔細菌病を抑制し、日本一の桃源郷が維持できたと考えています。

保育所および児童館に対して行った防犯カメラ設置事業は、市内の保育所および児童館に防犯カメラを設置したことで、子どもの安全・安心の環境づくりに寄与できたものと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、国や県で実施した支援策が届かない、あるいは手厚く支援する必要がある方々に対して、市独自の支援策を実施しました。

主な事業としましては小規模事業者支援金給付事業、宿泊料金割引事業、大学生等学業継続支援事業、学校給食費無償化事業および小中学校等水道自動水栓化事業などを実施し、事業者支援および生活支援ならびに感染防止対策が適切かつ効果的に行えたものと考えています。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大により中止、縮小となった事業と来年度以降の実施に

ついてです。

令和2年度の重点事業のうち、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった主な事業は、全国鶴飼サミット事業、学校プール民間活用モデル事業および県立博物館特別企画展事業でした。

また、農産物等消費拡大宣伝事業は事業を縮小し、海外トップセールスを行わず、国内トップセールスのみ行いました。

重点事業以外では、内容をリニューアルして開催を予定していた川中島合戦戦国絵巻のほか、石和温泉花火大会、桃の里マラソン大会、各地区における夏祭りなども中止しました。

また、事業の中止および縮小に伴い、未執行となった予算額は、約2億7千万円となっています。

なお、来年度以降の事業実施については、今後の感染拡大の状況等を考慮しながら、事業ごとに検討していきたいと考えています。

令和2年度のふるさと納税寄附金の内訳についてです。

令和2年度は、ふるさと納税寄附金として11万5,237件、14億1,606万円の寄附がありました。

寄附者が選んだ寄附金の用途を、笛吹市まちづくり寄附条例における寄附金を財源として実施する事業に区分しますと、実り多い産業と人々が集うまちづくりを推進するための事業に3万5,577件、4億3,994万円。環境にやさしく、安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進するための事業に1万1,918件、1億4,342万円。地域の将来を担う子どもたちの健全育成を推進するための事業に2万7,550件、3億3,243万円。その他目的達成のために市長が必要と認める事業に4万192件、5億27万円となっています。

続きまして新型コロナ対策についてのご質問のうち、まず市内の新型コロナの感染者数とクラスターの状況についてです。

山梨県モニタリング週報の情報をもとに算出した市独自の集計によると、居住地が笛吹市にある感染者の発生数は、9月2日までの累計で358人です。

クラスターについては、7月に市内の製造業者において1件発生をしました。

次に、感染者の年齢構成と感染時期の特徴についてです。

今年1月から3月までの県全体の感染者の年齢構成は、10歳未満および10代が54人、13.5%。20代、30代が117人、29.4%。40代、50代が111人、27.7%。60歳以上が119人、29.7%でした。

4月以降は、高齢者のワクチン接種が進んだものの、感染力の強い変異株が流行したことで、10代、20代の若い世代の割合が増加しており、8月の感染状況を見ると、10歳未満を含め10代、20代の若い世代の感染が43.2%となっています。

次に、感染者の重症度とワクチン接種の状況についてです。

感染者の重症度およびワクチン接種の有無など、個別の状況については公表されていないため、把握できていません。

次に、高齢者の年齢階層別のワクチン接種状況についてです。

9月15日現在、2回目を接種した65歳以上の状況は、接種者1万8,522人、接種率は89.7%となっています。

そのうち、70歳代は8,375人、接種率89.7%。80歳代は4,745人、接種率

90.6%。90歳以上は1,510人で、接種率89.8%です。

次に、今後のワクチン接種スケジュールについてです。

現在のワクチン接種の対象となる12歳以上の方、すべての予約を受け付けており、医療機関での個別接種に加え、笛吹中央病院と春日居福祉センターで集団接種を行っています。

11月中には、希望する市民すべての2回目接種を終了する予定です。

次に、保育所・小中学校・学童クラブにおける感染予防対策と感染が確認された場合の対応についてです。

保育所および学童保育クラブは、県が示す保育環境実現のための対策ガイドラインに基づき、子ども同士の距離の確保、手洗いなどの手指衛生および換気等の基本的な感染予防対策を徹底しています。

各施設においても感染が確認された場合は、峡東保健所の指導を受け、施設全体の閉鎖や利用制限の措置および施設内の消毒作業などを行うとともに、関係する保護者の皆さまへ速やかに情報提供を行います。

また、小中学校は、国が示す衛生管理マニュアルに基づいて、地域の感染レベルに応じた感染予防対策を講じながら、授業や行事、部活動などを実施しています。

学校内において感染が確認された場合は、峡東保健所や学校医からの指導、助言を行い、市教育委員会が学校と協議した上で、学年閉鎖や休校などの措置を取ります。

次に学校の教職員、保育所や学童の職員などのワクチン接種状況についてです。

保育所や学校関係者については、一般枠とは別に優先枠を設けて接種を行いました。

接種状況については、9月10日時点で、2回目の接種を終了した保育所の職員は470人、接種率83.6%、学童保育の職員は61人、接種率80.3%です。

教職員は、9月8日時点で494人、接種率88.7%です。

今後の接種は、一般枠で対応する予定です。

続きまして今年度の重点事業についてのご質問のうち、まず笛吹みんなの広場の利用計画、利用手続き、使用料、指定管理の予定についてです。

この広場は、市民の交流、にぎわいの創出を図り、様々なイベントが開催できる緑豊かな公園として整備しています。

市では、11月20日にオープニングイベントを開催する予定など、にぎわいの創出を図っていきますので、年間を通じて、多くの方に利用していただきたいと思います。

イベントなどで使用する場合の利用手続きは、利用者に1カ月前までに、公園利用申請書を提出していただきます。

また、利用料等は本定例会に上程している笛吹みんなの広場条例で定めることとなりますが、平日の非営利イベントで屋根施設を利用する場合は、屋根施設全面9千円など利用しやすい料金設定を予定しています。

指定管理の予定については、当面の間、直営で管理運営を行い、管理基準や業務範囲などを精査する中で、指定管理者制度の導入を目指しています。

次に新道峠展望台整備事業における、運行開始から9日間の実績と問い合わせ件数、今後の見込みについてです。

新道峠展望台F U J I Y A M Aツインテラスへの送迎バスの利用者は9日間延べ1,072人です。問い合わせ件数は現在までにメールで19件、電話は1日10件程度です。

F U J I Y A M A ツインテラスは、観光関係者等から高い評価を得ていることから、新型コロナウイルス感染拡大の収束後には、大勢の方にお越しいただけるものと想定をしています。

次に、多目的芝生グラウンド整備事業における庁内会議や検討委員会での検討内容および結果についてです。

市役所内での検討については、本年４月に、関係課職員で構成する多目的芝生グラウンド整備検討プロジェクトチームを編成し、基本計画の策定に伴う課題を検討しています。

多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会は、１０月上旬から来年２月までに合計５回の会議の開催を予定しています。

第１回会議では、検討委員会への諮問を行った上で、グラウンド整備の必要性の整理、第２回会議では、整備方針の検討、導入施設および機能の検討、施設利用者の設定などを予定しており、現在、第１回の開催に向けて準備を進めています。

次に、モモせん孔細菌病防除対策事業についてです。

農家、市、ＪＡ、関係機関が連携して、地域ぐるみの一斉防除を徹底してきた結果、今年度のせん孔細菌病の発生は、一部のほ場で被害が確認されたものの、出荷への影響はほぼない状況でした。皆さまのご協力に感謝を申し上げます。

防除実績につきましては、令和２年の生育期・秋季は９３２ヘクタール、令和３年春季は７３０ヘクタールが薬剤補助の対象となりました。

今後は、今年度予算において令和４年春季一斉防除の薬剤補助を行います。また、それ以降につきましては、発生状況を把握しながら、随時対応していきたいと考えています。

次にブドウの被害などについてです。

８月以降の長雨により、市内全域において晚腐病、ベト病、玉割れの発生がみられます。ＪＡの防除指導により、被害のある房の除去などの対応が図られていますが、巨峰やシャインマスカットなどの主力品種において、出荷量の減少が懸念されます。

今後については、ＪＡ等関係機関と連携し、早期に天候不良等による果樹の被害調査を行い、状況把握に努め、被害の状況によっては、国、県に対して必要な要望を行っていきます。

続きまして、消費喚起キャンペーンについてです。

まず、支出見込額と財源内訳についてです。

支出見込額は５億１，５００万円で、財源内訳については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で１億６，１６６万円、一般財源が３億５，３３４万円です。

次に、参加事業者の当初募集方法ならびに追加店舗の参加方法および店舗数についてです。

事業者の募集については、事業者がＰ a y P a y 株式会社と契約し、事業者ごとに異なる読み取り用ＱＲコードの設置や決済端末を導入する必要があることから、キャンペーン開始前の２カ月間にわたり、導入に係る相談ブースを市役所に設けるとともに、市の広報紙およびホームページで広く参加事業者を募りました。

その結果、キャンペーン開始前の参加事業者数は２２４でしたが、開始時の６月１日には６０２となりました。

また、４月２０日と６月１日に山梨日日新聞に参加事業者の募集記事を掲載し、６月と７月にも相談ブースを再度設け、継続して周知を行ったところ、終了時点での事業者数は８０６となりました。

次に、市内および市外の利用者数の比率、金額についてです。

決済利用者の居住地情報は、P a y P a y アプリにおけるユーザー情報であるため、自治体には非公開とされています。

次に、1店舗当たりの利用限度額についてです。

今回のキャンペーンを実施するに当たり、P a y P a y 株式会社から事業者を示された1カ月の取引限度額は、個人事業主は100万円、法人は1千万円でした。

ただし、取引限度額の上限は、過去の確定申告の内容等により、個別に引き上げることが可能となっていました。

次に、発生した問題点についてです。

問題点は、利用者に対し、事業者ごとに決められた1カ月ごとの取引限度額を超えた場合、一時的に決済が利用できなくなることの周知が徹底されなかったことです。

その結果、一部の店舗で一時的に決済が利用できなくなり、ご迷惑をお掛けしました。

次に、今後のP a y P a y の継続予定についてです。

現在、P a y P a y を利用したキャンペーンを継続する予定はありません。

次に、更なる経済対策についてです。

今回のキャンペーンは、消費喚起に伴う地域経済の活性化および非接触型決済の促進に寄与できたものと考えています。

その上で、市民や事業者を応援するとともに、マイナンバーカードの普及拡大を目的とした、マイナンバーカード取得者および申請者に1万円の商品券を交付する「がんばろう笛吹！応援商品券事業」を予定しています。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら、地域経済対策として、様々な支援策を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

以上をもちまして、代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、誠和会の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時55分といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時54分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に公明党、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です

議長の許可をいただきましたので、公明党を代表しまして3点、質問させていただきます。

はじめに、気象庁等による地域気象防災支援について伺います。

気象庁では、地域防災支援の取り組みを推進しております。地域交流人材配置による担当チームを気象台にて編成し、担当地域を固定することによって各市町村固有の課題への対応を含め市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を築くとされております。

具体的な取り組みとして平常時には、5段階の警戒レベルと防災気象情報の関係など、最新の情報も組み入れたワークショップ、気象防災ワークショップなどの開催や、各市町村を個別に訪問し、防災気象情報の地域ごとの利活用方法を丁寧に説明。当該市町村の大雨警報基準等、避難指示等、発令基準等との関係について認識を共有、災害時には、大雨等の見込みについて早い段階から記者会見を実施、地元の気象庁や地方整備局との共同の記者会見を実施し、気象を見通したのみならず、河川の状況等について詳細に解説。「気象台からのコメント」の提供、またホットラインによる首長の助言。気象、地震解説等についての、そのための積極的なJETTの派遣。令和2年度においては22事例、延べ840人、148自治体に派遣が行われました。

そこで、本市と地元の気象台との連携状況をお伺いいたします。

次に、防災気象情報の受け入れする市町村側にも気象災害情報の専門家を育成していくことが大切であります。内閣府、消防庁などにおいては、地方公共団体の防災業務を担当する職員に対して、研修や訓練を定期的実施しており、これらの研修について、最新の気象行政の動向や、そしてまた防災気象情報の実践的な利活用方法についても情報提供しています。

このように研修や訓練についての本市の参加状況をお伺いいたします。

2点目としまして、災害時における聴覚障がい者への情報伝達について伺います。

地震発生時や、また近年急増しているゲリラ豪雨による被害、また台風被害など、テレビやラジオからの気象・防災情報をはじめ、いざという時の避難情報は、命に関わるとても重要なものですが、聴覚に障がいがある方々にとっては、画面に表示される文字や記号などの情報に頼らざるを得ず、アナウンサーやまた気象庁の専門家の音声による伝える内容が伝わりにくい現状があります。

そこで、気象庁は震度5以上の地震が発生した際、また気象に関わる特別警報を発表した際、また台風、大雨が発生、また予想された場合に行われる緊急記者会見においては、昨年、令和2年7月1日から手話通訳者を配置する運用を開始しております。しかしこれは緊急の記者会見に限りますので、そのほかの臨時記者会見や災害発生後に刻々と変化するその後の気象情報や肝心の避難情報を懸命に伝えるアナウンサーの声は、残念ながら聴覚に障がいのある方々には伝わりません。

そこで、本市のYouTubeチャンネルにおいて生放送でも、またストリーミング配信でも、手話通訳者を配置した適切な防災情報を動画で流すことができます。そして万一、停電が発生しテレビが視聴できなくなったとしても、その地域の携帯電話のデータ通信、Wi-Fiなどインターネットの通信網さえダウンしなければ、スマホやタブレットから最新の防災情報を入手できます。

また、2019年10月の台風19号で、甚大な浸水被害が発生した長野市では、被災後、

避難所に真っ先に駆けつけた手話通訳チームは、400キロ離れた鳥取県からでした。これは、手話を広める知事の会が、被災地側の要請を待たずに手話通訳の派遣を決めたとのこと。

災害の規模にもよりますが、災害時には現地の手話通訳者も被災者となりますので、増大する通訳のニーズに対応できない可能性もあります。他地域からの派遣が必要となります。そこで、平時から手話通訳の派遣契約は、同じ県内や市内からだけでなく、近県の自治体とも契約をしておくことがより確実にリスクを回避できる方法だと思います。本市におかれましては、前向きな検討とそしてご決断をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目としまして、企業版ふるさと納税の更なる活用について、お伺いいたします。

地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする企業版ふるさと納税の制度を使い、企業から寄附を集めようという自治体が増加しております。寄附集めは国の認定が必要で、認定自治体の数は8月9日現在で1,197。約1年間で2.8倍、急増しました。昨年春から税の軽減割合を引き上げ、手続きも大幅に簡素化した効果が出ております。

山形県南陽市は、コロナ禍で生活に影響を受けている南陽市出身の学生を支援しようと、企業版ふるさと納税の制度を使って、食の支援の事業を始めました。食は南陽産のコメ、つや姫5キロ、そしてグルメセットとしてラーメンやそば、スイーツセットとして、ラスクや焼き菓子など、いずれかを学生に送ります。南陽市の公式LINEで7月の末までに応募します。

南陽市は故郷南陽の食を送ることで、若い世代との新しいつながりをつくり、また将来のUターンについての人口を拡大する狙いがあるとされております。

山形県の5つの企業から各社10万円ずつの寄附を受け、南陽市出身の県外に居住している大学や専門学校などに在学している学生に食の支援を実施するものです。また、南陽市に住所のある保護者がいることが条件です。

厳しい財政運営の一助となることを期待しております。そこで、本市としても、この企業版ふるさと納税を活用した事業展開に向けて地域再生計画の策定、また企業登録の推進が必要ではないかと考えますが、今後の本市の取り組みをお伺いいたします。

以上です。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

渡辺清美議員の代表質問にお答えします。

はじめに気象庁等による地域気象防災支援についてのご質問のうち、まず地元気象台との連携状況についてです。

今年度から、甲府地方気象台は、大雨注意報や警報等が見込まれる場合、自治体専用の防災メールにより情報を提供しています。

また、県内市町村の災害特性を把握して、的確なアドバイスを行うため、地域ごとに予報官を配置をしました。

予報官は、平時における定期的な気象情報の提供はもとより、台風などによる大雨が予想される場合は、オンラインで台風説明会を行っています。

また、避難情報の発令の際は、自治体専用の電話回線により、昼夜を問わず、相談に応じています。

次に内閣府、消防庁が開催する研修や訓練への参加状況についてです。

内閣府では、国や自治体の職員を対象として、大規模かつ広域な自然災害に的確に、迅速に対応できる人材の育成を図るため、防災スペシャリスト養成研修が行われております。令和元年度は、2人の職員が参加しています。

このほか、令和元年度から内閣府と県との共催で地域研修が開始されており、県内で開催される際は、参加することとしています。

また、消防庁では、防災を学ぶことができる防災危機管理eカレッジが公開され、防災担当職員は、有事に備え、防災に関するスキルアップに努めています。

続きまして、災害時における聴覚障がい者への情報伝達についてのご質問のうち、まずY o u T u b e チャンネルを活用した手話通訳を配置した防災情報の動画配信についてです。

災害時において、気象情報や災害情報を動画で配信するためには、24時間体制で手話通訳者、動画撮影者と配信できる人物を確保する必要があり、市単独では難しいと考えます。

市では、聴覚障がい者向けに、文字表示付き個別受信機や防災無線メールにより、避難情報等を文字で配信しています。個別受信機の貸与者や防災無線メールの登録者の拡大に向け、引き続き取り組みます。

次に、災害時における近県自治体との手話通訳者の派遣契約についてです。

災害時の手話通訳者の派遣については、平成23年度に、厚生労働省からの受託事業により、財団法人 全日本ろうあ連盟が手話通訳者等派遣調整マニュアルを策定しました。

災害が発生した際には、被災市町村は、都道府県を通じて厚生労働省に派遣要請を行い、厚生労働省は、被災地以外の都道府県などに派遣の依頼を行い、依頼を受けた都道府県ごとに手話通訳者等を派遣します。

災害の規模によっては、県内自治体をはじめ、近県自治体も本市と同様に被災するおそれがあるため、本市において、甚大災害が発生した際は手話通訳者等派遣調整マニュアルに沿って山梨県に派遣要請を行います。

続きまして、企業版ふるさと納税の活用についてです。

企業版ふるさと納税は、正式名称を地方創生応援税制と言い、地方公共団体が地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していくために創設され、国が認定した地域再生計画に記載された事業に対して、企業が寄附を行った場合、その寄附額の最大9割の税額控除等が受けられます。

本市においても、この制度を積極的に活用するため、令和2年度に地域再生計画を作成し、国の認定を受け、取り組んでいます。

実績としては、令和2年度には、この計画に掲載した災害の少ないまちで安心して家族と過ごすことができる地域づくり事業などに対して2件の寄附を、令和3年度には、子どもが自ら学ぶ力を家庭、学校、地域の連帯により育むことができる地域づくり事業に対して、1件の寄附をいただいたところです。

これまで、市ホームページを活用して寄附の募集を行ってきましたが、今後は、さらに多くの寄附につながるよう、私が自ら本市ゆかりのある企業へお伺いし、寄附をお願いするとともに、地方創生に取り組む自治体と、地域への貢献などを検討している企業を結びつけるマッチングサイトへ登録するなどして、積極的にPRをしてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

1問目の、気象ワークショップなどの計画がいつごろ、今までもやっている中、まだ始まったばかりだからまだだと思うんですけど、どのような、大まかな内容で、いつごろまた始まるのか、その取り組みがもし分かりましたら教えてください。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

質問の内容が聞き取れなかったので、もう一度お願いできないでしょうか。

○議長（保坂利定君）

はい。

○14番議員（渡辺清美君）

すみません、ワークショップ、気象ワークショップですね、気象防災ワークショップの開催が全国的にも、気象庁とやり取りしながら、いろいろ各気象台で行われていますけれども、まだ始まったばかりかもしれませんけど、本市として今後の予定とか、どのようなこと、内容がもし分かりましたらお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

大変失礼いたしました。

渡辺清美議員の再質問にお答えいたします。

気象防災ワークショップは、気象台から発表される防災気象情報に基づく地方自治体の防災対応を職員が疑似体験をするものと承知しています。

本市では、市が実施する総合防災訓練に活用していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

以上で、公明党の質問を終わります。

大変ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後3時30分といたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時29分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に笛政クラブ、古屋始芳君の質疑および質問を許可します。

古屋始芳君。

○10番議員（古屋始芳君）

笛政クラブの古屋始芳です。

議長の許可を得ましたから、ただいまから代表質問を行います。

朝夕、涼しさが感じ、この周りではキンモクセイの香りが漂い始めました。すっかり秋の気配を感じる今日この頃ですが、私も今日は気分よく、さわやかな気持ちでここに立たせてもらっております。

また、この夏、コロナ禍で開催された東京オリンピックにおきましては、本市出身の乙黒選手が素晴らしい成績で、見事に金メダルを獲得いたしました。

折しも今夜は中秋の名月、金メダルの輝きに似た十五夜の月を眺めたいと思います。

以下、質問に入ります。

1問目、大雨による災害への対策についてお伺いします。

近年、「これまでに経験したことのない大雨」と聞くことが多くなりました。最近では、静岡県熱海市の土石流で土砂災害や、九州や西日本の河川の氾濫や内水氾濫による洪水だけでなく、全国的にも大雨による災害が発生し、甚大な被害をもたらしております。

先日も台風14号の心配がされましたが、幸い大きな被害もなく経過することができました。笛吹市においても、河川が多くあり、特に石和・春日居地域は笛吹川と平等川に挟まれ、内水氾濫が発生しやすい地形にあると考えています。また、周囲を山々で囲まれており土砂災害の危険性の高い地域もあります。

本年5月20日から新たな避難情報の運用が開始され、災害時における報道においても、早めの避難について繰り返しアナウンスされております。避難情報は、市長が発令するものですが、そのタイミングなどについても、報道で取り上げられています。

そこで、お伺いします。

（1）今年度取り組んでいる地区防災計画策定支援の進捗状況について伺います。

（2）近年の大雨による被害の状況を踏まえ、市の防災体制をどのように考えているか伺います。

（3）市民の生命を守るため、避難情報の発令のタイミングについて、どのように考えているでしょうか。

（4）市民の生命と財産を守るため、大雨による内水氾濫対策の現況についてお伺いします。

2問目、国土強靱化に向けた今後の取り組みについて伺います。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。今年7月上旬の大雨では、熱海市で土砂災害が発生し、8月の長雨では、九州地方から関東甲信越地方まで幅広い範囲で記録的な降水量を観測しました。土砂災害や河川の氾濫などが起き、人的被害も出ています。国においては、激甚化、頻発化する風水害や南海トラフ地震等の大規

模地震が切迫している状況を踏まえ、防災、減災、国土強靱化の取り組みを加速化することを図ることとしております。

笛吹市においても、いかなる自然災害が発生しても致命的なダメージを回避し、被害の低減を図り、迅速に回復することができるよう、令和2年度に笛吹市国土強靱化地域計画が策定されました。国土強靱化を進めることは、一朝一夕にはいかないことが多くあると思いますが、計画で定めた施策等を推進するための取り組みについて伺います。

3問目、多目的芝生グラウンドの整備について伺います。

多目的芝生グラウンドについては、多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるよう整備するとともに、スポーツと観光を融合させた地域経済への波及効果を目指すスポーツツーリズムにも活用していけるよう検討するとされています。

多目的芝生グラウンドの整備は、サッカーやラグビーをはじめ、芝生の上で行う競技や、本市で非常に競技人口の多いグラウンドゴルフや、ゲートボールをする方々にとって、長年待ち望んでいたものであり、山下市長のご英断に、大変感謝して、期待していると聞いています。また、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムへの活用についても、新型コロナウイルスの感染拡大により打撃を受けた、特にホテルや旅館を中心とした地域経済の回復、さらにはアフターコロナにおける反転攻勢につながるものと考えており、想いを同じにする私たち笛政クラブも一緒になってグラウンドの整備を推進していきたいと考えております。

そこで次の点について伺います。

関係団体の代表や学識経験者などで組織する検討委員会を設置し、基本計画の策定に必要な事項を調査検討するとのことですが、今後、どのように進めるか予定を伺います。

(2) 既存のグラウンドを利用している競技団体などにおける、多目的芝生グラウンドの利用意向などは、どのように把握するのかお伺いします。

(3) スポーツツーリズムとしての活用についても、大会や合宿練習の誘致についての可能性などを踏まえ、検討する必要があると考えますが、どのように把握するのか伺います。

4問目、笛吹みんなの広場の活用について伺います。

様々なイベントが開催できる緑豊かな公園を整備方針とした笛吹みんなの広場も、着々と工事が進んでおります。その完成を心待ちにするばかりです。この公園については、石和温泉駅から近く、石和・春日居温泉郷との中間に位置していることから、市民の利用はもとより、観光面での活用についても大いに期待されるところです。そこで伺います。

(1) 笛吹みんなの広場は11月に完成予定とされておりますが、その進捗状況について伺います。

(2) この広場を石和・春日居温泉郷と連携させながら、観光資源として、どのように活用していくか伺います。

(3) 市民や市内各種団体などの利用について、どのように考えているか伺います。

(4) 笛吹市の観光の玄関口である石和温泉駅から、みんなの広場、石和・春日居温泉郷、市内観光地域をつなげる交通手段を整備する考えについて、お伺いいたします。

5問目、新型コロナウイルス感染拡大に対する今後の対策について伺います。

全国的な新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大の波は、山梨県にも押し寄せ、去る8月20日から9月12日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置実施地区に追加され、本市を含め、18市町村がまん延防止等重点措置の適用対象とされ

ました。

笛吹市では、これまでも市民の命と暮らしを守るため、積極的に感染拡大防止や市独自の施策に取り組んでこられました。これに関わってこられた人たちに敬意と感謝を申し上げるとともに、不幸にも感染してしまった人の一日も早いご回復をお祈りいたします。

また、ワクチンの供給時期や供給量が見通せないことなどもある中で、国や県と連携を取るとともに、笛吹市医師会と協力し、安全かつ円滑に接種ができる体制を構築されたことで、私の周りでも多くの方々がワクチン接種を済ませたと聞いております。しかしながら、まだ新型コロナウイルス感染拡大の収束の兆しが見えない状況にあります。

そこで、対応と対策について伺います。

(1) 市内での感染者の状況について。

(2) まん延防止等重点措置の適用期間中の小中学校と保育所の対応についての状況を伺います。

(3) イベントや集会、会合の開催、公共施設の利用制限などについて伺います。

(4) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について伺います。

(5) 感染拡大による地域経済への影響とその対策について伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛政クラブ、古屋始芳議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに大雨による災害への対応についてのご質問のうち、まず今年度取り組んでいる地区防災計画策定支援の進捗についてです。

今年度から着手している地区防災計画の策定については、洪水や土砂災害のない地域からモデル行政区を選定し、ワークショップを開催します。

今年度は、笛吹高校を指定避難所とする5つの行政区をモデル地区に選定し、10月からワークショップを開催します。

現在は、策定を支援する事業者を決定し、ワークショップの開催に向けて準備を進めています。

併せて、わが家の災害時行動計画を各家庭で作成するための様式を、年度内に全戸配布をします。

次に近年の大雨による被害を踏まえた、市の防災体制についてです。

新たな避難情報の運用が開始されたことに伴い、市の防災体制についても見直しを行いました。

台風や線状降水帯の発生など、あらかじめ大雨の可能性がある場合は、避難情報の発令や避難所開設の判断を早期に行う必要があるため、台風の接近や線状降水帯が発生するおそれのある場合は、市の配備体制を、注意報発令段階であっても警報体制とするなど、1段階上の体制で臨むよう運用しています。

次に、市民の生命を守るための避難情報発令のタイミングについてです。

令和3年3月、気象庁は洪水や浸水、土砂災害の危険度分布を地図上で確認できるシステム

「キキクル」の運用を始めました。

市においても、「キキクル」をはじめ、県や市の雨量計および国や県の河川水位情報等を参照するとともに、甲府地方気象台の予報官の意見を聞きながら、空振りをおそれることなく、早い段階で避難情報を発令していきます。

また、近年、ＡＩを活用し、避難情報発令を支援するシステムも開発されており、この導入についても検討をしていきます。

次に、大雨による内水氾濫への対策についてです。

内水氾濫を防止するためには、雨水の流出先となる一級河川の樹木や土砂の除却が必要です。

このため、市では河川の管理者である国や県への要望活動を積極的に行っています。

その結果、多くの一級河川で樹木の除去などによる河道確保が行われており、今後も継続して実施予定と伺っています。

市の内水氾濫対策としては、石和町地内で県が行う渋川の改修に併せ、排水機場の改修を行いました。

また、境川町大坪地区の大坪尻川においても、排水対策施設を整備しました。

続きまして、国土強靱化に向けた今後の取り組みについてです。

笛吹市国土強靱化地域計画で掲げた施策を確実かつ計画的に推進するため、今年度、施策の推進方針に沿った指標および目標値を定め、具体的な取り組み内容を記載した笛吹市国土強靱化地域計画アクションプランを策定しています。

今後はこれにより、強靱化計画に掲げた施策の進捗管理を行っていきます。

続きまして、多目的芝生グラウンドの整備についてのご質問のうち、まず今後の進め方についてです。

基本計画の策定に必要な支援を受けるため、公募型簡易プロポーザル方式で選定された事業者と７月に委託契約を締結しました。

基本計画については、グラウンド整備の必要性や課題などを整理した上で、整備方針、施設の規模や導入する機能、建設候補地の選定などについて、事業者から計画策定に必要な支援を受けながら、策定を進めていきます。

また、笛吹市多目的芝生グラウンド検討委員会に、基本計画の策定に必要な調査検討を諮問し、検討した内容を順次お示ししながら、委員の意見をお聞きした上で、検討委員会の考えを答申していただく予定です。

計画策定の進捗に応じて、議会に対しても、全員協議会において、検討内容を説明していきます。

次に、競技団体における多目的芝生グラウンドの利用意向の把握についてです。

競技団体などの利用意向などについては、多目的芝生グラウンドの整備に当たり、競技種目としての利用を想定するサッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ターゲット・バードゴルフ、フライングディスクなどの各スポーツ協会および、これらの協会に加盟している、実際に競技を行っている競技団体に対し、アンケート調査を行いました。

アンケート調査の内容は、練習などの活動拠点や頻度、多目的芝生グラウンドの利用意向、求める機能や設備、大会の開催の可能性など、この調査結果を多目的芝生グラウンドの整備に向けた基本計画策定の検討に活用していきたいと考えています。

次に、スポーツツーリズムとしての活用の可能性の把握についてです。

大会の開催や合宿練習の誘致などスポーツツーリズムとしての活用につなげるため、県や市のスポーツ協会、石和温泉旅館協同組合、旅行代理店、県内のプロスポーツチームを対象に、スポーツツーリズムに係る近年のニーズ、多目的芝生グラウンドの利用の可能性などについて、聞き取り調査を行いました。

この調査結果を、多目的芝生グラウンドの整備に向けた基本計画策定の検討に活用するとともに、整備後における大会の開催や合宿練習の誘致などの参考にしていきたいと考えています。

続きまして、笛吹みんなの広場の活用についてのご質問のうち、まず笛吹みんなの広場の進捗状況についてです。

現在、屋根施設については概ね完了し、外構部分などを施工しています。

10月には完成し、11月12日に竣工式を、11月20日にオープニングイベントを予定しています。

次に、石和・春日居温泉郷と連携させた観光資源としての活用についてです。

笛吹みんなの広場は、石和、春日居温泉郷の中心に位置していることから、広場を活用した温泉郷エリアを周遊できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

今年度、観光庁の補助金を利用し、広場に隣接したNTT施設の壁面に映像を映すプロジェクションマッピングや桜温泉通りのイルミネーションを一新する新たなライトアップ事業を計画しています。

また、JR石和温泉駅から近く、アクセスもよいことから、観光客をターゲットにした定期的な朝市や様々なイベントを開催することで、笛吹みんなの広場を観光資源の一つとして石和・春日居温泉郷の活性化につなげていきたいと考えています。

次に、市民や市内各種団体などの利用についてです。

笛吹みんなの広場は、様々なイベントが開催できる緑豊かな公園として整備したため、年間を通して、市民の皆さまをはじめ、多くの方の利用を期待しています。

今議会に上程しています笛吹みんなの広場条例の中で規定する使用料についても、誰もが使いやすいように設定しています。

市としても、文化、芸術などにおけるイベント利用を数多く企画するとともに学校、保育所、市民活動団体など、多様な主体が行うイベントの会場として利用していただきたいと考えています。

次に、石和温泉駅から笛吹みんなの広場を経由して、温泉街や観光拠点などをつなぐ交通手段の整備についてです。

現在、観光庁の既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業の採択を受け、石和温泉駅と温泉街を結ぶ、新たなデマンド交通の運行実証実験を予定しています。

また、石和・春日居温泉郷に宿泊することで利用できる、新道峠からの朝焼けの富士山を鑑賞するための専用バスの運行も予定しています。

運行実証実験の結果を検証し、今後の交通手段の整備を検討していきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染拡大に対する今後の対策についてのご質問のうち、まず市内での感染者の状況についてです。

県が公表しているモニタリング週報の情報をもとに算出した市独自の集計によると、居住地が笛吹市にある感染者数は、9月2日までの累計で358人です。直近の状況では7月が35人、8月が177人となっています。

特徴としては、症状がない方の感染が約半数を占めていることや、親族間での感染が多くなっていることです。

次に、まん延防止等重点措置適用期間中における小中学校と保育所での対応についてです。

まず、小中学校の状況についてです。

山梨県教育委員会の要請を受け、まん延防止等重点措置の9月12日までの期間については、小学校では、多目的室などの広い教室を活用する他、1つのクラスを2つのグループに分け、普通教室と特別教室の2カ所に分割して授業を行いました。

また、中学校では、クラスを2つのグループに分け、生徒が1日おきに登校する分散登校による感染対策を実施しました。

次に、保育所の状況についてです。

県から保護者に対し、期間中の感染防止対策として、できる限り保育所等への登園を控え、家庭での保育を検討していただきたい旨のお願いがありました。

このことを受け、本市では、保育所だより等により、仕事が早く終わった際の早めのお迎えや、仕事が休みの際の家庭での保育について、可能な限りの協力を保護者の皆さまにお願いをしました。

保育所では、保護者の皆さまのご理解をいただき、感染リスクの軽減を図りながら、感染防止対策を万全に実施しています。

次にイベントや集会の開催、公共施設の利用制限についてです。

県内感染者の急激な拡大への対策として、知事から、8月6日から8月22日までの間、不要不急の外出や移動の自粛、在宅勤務や時差出勤の実施、催し物や会議の開催の制限などを求める新型コロナウイルス感染症拡大防止への臨時特別協力要請がありました。

この要請を受けて、本市でもイベントや会議の延期または中止、リモートおよび書面での会議開催などの対応を取るとともに、県立施設の臨時休館を踏まえて、市の公共施設についても休館などの措置を講じました。

また、8月20日から9月12日までは、山梨県がまん延防止等重点措置の適用対象となり、本市も対象区域に指定されたことから、引き続き同様の措置を延長し感染防止対策の徹底を図りました。

まん延防止等重点措置が解除された9月13日以降は、知事からの新たな協力要請に基づき、3密を避けるための感染防止策を徹底しながら、施設利用を再開していきます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてです。

65歳以上の高齢者については、9月15日現在で1回目の接種者1万8,889人、接種率91.4%、2回目の接種者1万8,522人、接種率89.6%です。

全体の接種状況については、1回目の接種者は3万6,536人、接種率58.8%、2回目の接種者3万2,100人、接種率48.6%です。

なお、18歳以下の方については、10月2日から市内16カ所の医療機関での個別接種に加え、笛吹中央病院と春日居福祉保健センターでの集団接種を実施する予定です。

次に、感染拡大による地域経済への影響と対策についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大は、地域経済に大きな影響を及ぼし、その影響は今後も続くものと考えます。

そのような中、6月から8月までの3カ月間、市内の中小企業者を支援するために実施した

消費喚起キャンペーンは、決済総額が約19億円となり、地域経済の活性化に大きく寄与できたものと考えています。

その上で、市民や事業者を応援するとともに、マイナンバーカードの普及拡大を目的とした、マイナンバーカード取得者および申請者に1万円の商品券を交付する「がんばろう笛吹！応援商品券事業」を予定しています。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら、地域経済対策として、様々な支援策について検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○10番議員（古屋始芳君）

ありがとうございました。

丁寧な答弁、非常にありがとうございました。とは言っても、コロナの問題については、今、県内でも感染者がかなり減っている状況にあります。しかしながら、第5波が終わって第6波になると、またいろいろなことが想定されると思います。ぜひ担当部局では、早めの対応を考えていただき、市民に周知していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、笛政クラブの質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後4時10分といたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時09分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に日本共産党、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

質問の前に、今、感じていることを少しだけお話させていただきます。

決して大げさではありません。今、人類は存亡の危機にさらされています。気象変動の危機、核戦争の危機、格差と貧困とテロの危機等でございます。放っておけば、この問題、子どもの世代にも、孫の世代にも訪れるという問題だと思えます。これをきっぱり告発し、一步でも二歩でも前進させているのは、小さき者の声、抑圧されたり被害を被った人々の声、市民一人ひとりの声であります。自分たちの利益のために、あるいは権力を維持するために、この声を捻

じ曲げようとする者は、過去も現在も大国や権力者たちでございました。権力者をおもねる、付度せず、小さき声ではありますが、筋を通していきたいと思います。そんな思いを強くするこの頃であります。

さて質問に入りますが、第1の質問は、菅自民党総裁退陣表明について、所感を問うというものでございます。

菅氏が突如、自民党総裁選への立候補取り止めを表明しましたが、これは近々、総理大臣も辞めることを意味します。これはコロナ対策をはじめ、菅内閣の政治に対する国民の怒りが広がり、自民党内でも菅体制では間近に迫った総選挙が戦えないという焦りが広がった結果だと思っています。

私のコロナ対策についての質問に対して、笛吹市は一貫して「国はコロナの感染状況に応じて、適切に対応していると思う」と答えてきました。そこで以下伺います。

(1) PCR検査の拡充等による感染者の早期発見、ホテルの借り上げなどによる感染者の隔離保護、臨時の医療施設整備等入院・治療体制の確保、活動自粛の要請と同時に、これに対して、この損害に対して保障を行う等々、こういったことに対して適切な対応を取らず、直近においては「自宅療養を基本とする」「明かりがはっきりと見えてきた」と言うなど、国民の期待、専門家の意見を踏みにじって、感染拡大と被害の拡大をもたらす結果となりました。

こうした状況を見るにつけ、今でも笛吹市は、国はコロナ感染状況に応じて、適切に対応してきたと思っているのかどうか伺いたいと思います。

(2) 菅政権の科学に反する対応。なぜそうなったか。私は安倍・菅体制の下での権力の一極集中が進められ、一部の取り巻きの声しか聞こえなくなった。同時に、自民・公明議員も官僚も権力に付度したことしか言わなくなった。そして基本、自宅療養方針についても、すでに退任を表明している塩崎元厚労大臣を除いて撤回を求めた自民党議員はおりませんでした。

多くの自治体も国に付度して、国に異議を申し立てなかった。自治体の基本的役割は住民の暮らしと命を守ることです。そして国と自治体の関係は上下の関係ではなく、対等の関係であります。権力の一極集中の下、自治体も国に対して率直に異議を申し立てず、そのことが国の政策の正常化を遅らせた原因の一つだと思います。

自治体の役割と誇りにかけて、住民の利益のためには率直にものを言うべきだろうと思いますがいかがでしょうか。

第2の質問は、多目的芝生グラウンド計画についてであります。

私たちも、もっと良い環境で、子どもも大人もお年寄りもスポーツを楽しめる環境を整備することが必要だと考えております。しかし、多目的芝生グラウンド計画については、議会と市民に市の基本構想を示すことなく、コンサルに基本計画策定支援業務を委託し、作業が進んでおります。

議会や市民に知らされていることはせいぜい、芝生グラウンド整備の要望書が各種スポーツ団体から提出されていること、市長の選挙公約に本件が入っていること、サッカー場にして3面程度の確保、そして調査費の予算計上であります。

この事業は数十億円を要するとも言われる笛吹市にとって一大事業であります。市長がこれを実行しようとするならば、まず市の基本的な考え方、基本構想を議会と市民に示すべきであります。笛吹市の初代市長、萩野市長の6大プロジェクト構想にしても、倉嶋市長時代の三船ミュージアム構想にしても、内容の良し悪しは別として、まず議会、市民に対して構想を示し、

意見を求めてきました。大事業に関して、本件のような進め方は、笛吹市始まって以来のことではないでしょうか。

以下伺います。

ア．本件に限らず、いきなりコンサル頼み、コンサル丸投げについては常々議会でも強い批判があったと思います。まずは市民の声を聞き、そして職員の知恵と力を集め、基本構想を作ることが必要ではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

イ．そして、市の基本構想を議会と市民に示すべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

ウ．多目的芝生グラウンドの必要性・目的、必要な規模、事業費の大枠、費用対効果の見込みをここでしっかりと示していただきたいと思います。

(2) 多目的芝生グラウンド整備基本計画策定支援業務委託プロポーザルについて、以下伺います。

ア．仕様書によれば、仕様書というのは、ここにありますが、業務委託の内容は本事業の必要性の検討から始まって、グラウンドの規模、付帯設備、最適な整備候補地の決定、施設計画図、整備事業費等、基本計画の0から100まですべて丸投げでございます。これで良いのでしょうか、伺います。

イ．プロポーザルの結果は応募1社、受託事業者はランドブレイン1社に決まりました。プロポーザル実施要項によれば受託意欲のある事業者を幅広く募るとしておりますが、そうした結果にはなりません。どのように複数社の応募を促す努力を行ったのか。何社に応募の打診を行ったのか。プロポーザルの公示から参加申し込み締め切りまでわずか5日間、これでは全国の受託意欲ある事業者に周知できたとは思えないがどうか、伺います。

ウ．ランドブレイン社の企画提案書についてでございます。

①ニーズ調査において、ヒアリング対象に掲げられた具体のスポーツ協会・プロチームとしては山梨県サッカー協会、プロサッカーチームとだけ記されております。また、メインターゲットの欄では本格的な競技・練習に適した場の提供はサッカー団体、同プロチームとしております。このことから、企画提案書は多目的芝生グラウンド整備と言いながら、実質サッカー場整備ではないかと思うがいかがでしょうか。

②グラウンド使用料に関しては、現在よりも高い利用料金になる可能性を示しております。今でも負担の大きさを理由にスポ少参加を断念する子どもも増えております。利用料の引き上げはスポーツに親しむ機会をますます狭めることになるのではないかと、伺います。

③「事業費は数十億円にわたるものと考えられます」と、この企画提案書には書かれておりますが、笛吹市としては限度額をどの程度と考えているのか伺います。

(3) 企画提案書には令和4年3月の基本計画策定支援業務が完了した後の、整備事業終了までのスケジュールが提案されております。令和7年整備完了までスケジュールはびっしりで、市民への説明や意見を聞く機会等は、まったく提案されておられません。

この大事業について笛吹市は計画の市民への説明、市民から意見を募ることをいつ、どのように行う考えか、伺いたいと思います。

以上、答弁をお願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

日本共産党、渡辺正秀議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに菅自民党総裁退陣表明について、所感を問うのご質問のうち、まず国はコロナ感染状況に応じて、適切に対応してきたと考えているかについてです。

現在、国と地方自治体が連携して、ワクチン接種の加速化に取り組んでいます。

当初懸念されたワクチンの確保についても、不足することなく分配されており、国の計画どおり7月までには、接種を希望する65歳以上の高齢者への接種も順調に行われました。11月までには、接種を希望する国民への接種が終了する見込みも立っていることから、適切に対応していると考えています。

次に住民の利益のための国への意見についてです。

国への提案や要望については、議員から提出されるまでもなく、私が関係省庁を訪れ、直接意見を伝えているほか、毎年度、県市長会を通して全国市長会からの提案要望として国に提出をしています。

続きまして多目的芝生グラウンド計画についてのご質問のうち、まずグラウンド整備の基本構想についてです。

まずは市が基本構想をつくるべきではなかったかおよび、その上で市の基本構想を議会と市民に示すべきではなかったかについて、多目的芝生グラウンドの整備については、サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ターゲット・バードゴルフ、フライングディスク、ブラインドサッカー、陸上競技の各スポーツ協会、笛吹市小中学校体育連盟サッカー専門部、笛吹市保育協議会私立部会、山梨県立笛吹高等学校、少年サッカーの峡東地区指導者連絡協議会、青年会議所、ライオンズクラブおよびロータリークラブ、合計15団体から18の要望書が提出されています。

このうち、笛吹市サッカー協会からは3,285人、笛吹市ラグビー協会からは1,289人、一般社団法人笛吹青年会議所からは2,500人の署名を添えた要望書の提出がありました。

市では、多くの団体から芝生グラウンドの整備についての要望があったことを重く受けとめ、基本計画の策定に着手することとしました。

計画の策定に当たっては、グラウンド整備の必要性や課題などを整理した上で、整備方針、施設の規模や導入する機能、建設候補地の選定などについて、検討を行うこととしており、整備に向けた基本的な考え方、いわゆる基本構想に相当する部分も含めて基本計画として策定することとしています。

計画策定の進捗に応じて、議会に対しても、全員協議会において検討内容を説明していきます。

さらに、基本計画の策定が一定程度進み、市民の皆さまにお示しできる段階になりましたら、グラウンドの規模や整備の候補地などについての説明の機会を設けたいと考えており、来年1月頃を予定しています。

必要性・目的、規模、事業費の大枠、費用対効果の見込みについては、スポーツ活動を通じて健康の増進、子どもの体力向上、スポーツに取り組む市民の減少への対応が求められており、スポーツ環境の整備の重要性が高まっています。さらに、多様な市民ニーズへの対応、地域資源も活かしたスポーツツーリズムの推進を着実に展開していくためには、既存の土のグラウン

ドとは異なる、峡東地域にはない、新たな機能を有する多目的芝生グラウンドの整備が必要と考えています。

グラウンドの規模および事業費の大枠については、基本計画策定の中で、検討することとしていますので、適切な時期にお示しをします。

多目的芝生グラウンドについては、収益施設として整備するものではないため、施設単位で費用対効果を論じることは意味がないと思います。整備の目的である市民のスポーツ活動を通じた健康増進、子どもの体力向上などとともに、地域資源を活かしたスポーツツーリズムの推進による地域活性化に大きな効果があると考えます。

次に、多目的芝生グラウンド整備基本計画策定支援業務委託プロポーザルについてです。

業務内容がコンサルへの丸投げではないかについて、基本計画の策定の主体は市であり、事業者はあくまでも計画策定に必要な支援を行うだけです。

複数社への応募を促す努力および応募の打診、ならびに参加申し込み期間が短いことについては、公募方式のプロポーザルでは、市のホームページに関係書類を掲載することで公示としており、特に一部の事業者に対し、応募の打診を行うようなことはしていません。

また、基本計画の策定支援業務の受託者をプロポーザル方式で選定することは、業界紙等で報道されているとともに、国や自治体等における工事や委託業務などの発注見通しや入札公告などの情報を集約し、有償で提供する入札情報サービスを利用している事業者も相当数あると推測されるため、今回のプロポーザルで参加申し込みの期間が短かったとは考えていません。

ランドブレイン社の企画提案書についてです。

企画提案書からは実質サッカー場整備と思うがどうかについては、前提として、企画提案書については、あくまでもプロポーザルの段階で事業者から提案されたもので、事業者を選定するための資料に過ぎません。

多目的芝生グラウンドの整備に当たっては、サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ターゲット・バードゴルフ、フライングディスクなどの競技種目での利用を想定しています。

グラウンドの利用料引き上げがスポーツを楽しむ機会を狭めることにならないかについては、市における既存のグラウンドの使用料または利用料については、市のスポーツ少年団が行う事業・活動等に伴う金銭的な負担を軽減するため、笛吹市社会体育施設条例施行規則および笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則において、令和4年3月31日まで全額免除としています。

多目的芝生グラウンドにおける使用料については、今後、整備を進める中で検討しています。

整備に係る事業費の限度額については、多目的芝生グラウンドの施設全体の規模などが決まっていない現時点でお示しすることはできません。

次に、市民への説明や意見を募る機会についてです。

多目的芝生グラウンドの整備に向けた基本計画の策定が一定程度進み、市民の皆さまにお示しできる段階になりましたら、グラウンドの規模や整備の候補地などについての説明の機会を設けたいと考えております。来年1月頃を予定しています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

本件のプロポーザルについて、再質問いたします。

普通このような大事業について、プロポーザルを実施する場合、仕様書というものを出すわけですが、この仕様書には基本的に、市の基本的な考え方、それから条件等を書いて、その中で、企画提案を競うというものであります。考え方、条件などが示されていなくて、そして必要性から目的、それからメイン利用者は誰かの検討、施設規模と内容など、0から100まで、すべて仕様書ではコンサルに検討してくれと言っているわけでございます。

このような、条件がまったく付記されていない、そして必要性からはじまって、規模および事業費まですべてをコンサルに検討し、出してくれというのは、本当に珍しい仕様書ではないかと思います。この仕様書を受け取ってみても、どこのコンサルでも企画提案書をつくりようがないのではないかと思います。そして、結果として、現にランドブレイン社1社しか参加申し込みはなされませんでした。

そして、プロポーザルの主なスケジュールについてであります。プロポーザルの公示から参加申し込み提出期限まで、わずか5日間、短くないと言っていますが、土日は企業は大体休みです。土日を除けば3日間でございます。それから企画提案書の提出期限まで13日間でございます。これでは多くのコンサル会社に周知も行き届かないし、短期間の準備期間で、参加申し込みもできなかったらと思います。現に参加申し込みはランドブレイン社1社でありました。

ちなみに、私がネット検索した範囲では、一般的に公示から参加申し込み期限まで半月から1カ月、短くても10日程度でございました。

今述べた2点を見れば、本件のプロポーザルの方法は、プロポーザル実施要項に掲げられる受託意欲のある事業者を幅広く募るという趣旨に反し、そしてまたプロポーザルの趣旨にある企画提案の競争は、まったく行われないという結果になったと思います。

こうした点で不適切だと思うがどうか、また1社のみの申し込みでプロポーザルを成立したことも不適切だったと思うがどうか伺います。お願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

まず、1社のみということですが、それにつきましては、プロポーザル審査委員会の中で内容を確認しまして、十分な評価の中でできるということで、1社に選定いたしました。

続きまして、期間が短かったということでございますけれども、それにつきましては、市長の答弁にありますように、業界紙等で報道されていますとともに、有償でも提供する入札情報サービスを利用している事業者も相当数あると推測されましたので、5日間でも決して短かった期間ではないと考えております。

最後のプロポーザルの内容でございますけれども、先ほどから申し上げてまいりましたとおり、今回のプロポーザルにつきましては、あくまでも市が基本計画を策定する上で、基本計画を支援してもらう計画でございますので、このプロポーザルの内容につきましては、問題ないと考えて

おります。

以上答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

結局は、企画提案競争、競争は行われなかったと、これはしっかり反省してもらわなければならないと思います。

次の質問ですが、議会と市民への説明と、市民の意見の反映についてです。

市は、ランドブレイン社との協議を数回行うと予定しております。基本計画に議会と市民の意見を反映するためには、市とランドブレイン社との協議に市民の意見を反映させる必要があると思います。

コロナのまん防措置が解除されている今、小規模で感染防止対策を十分行った市民への説明会、市民の意見を聞く会を開き、またその他の方法でもしっかり説明し、意見を募ることが必要だと思います。

市民への説明、市民の意見を聞く機会を、いつどのように行うのか、行わないのか、答弁を求めます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺議員の再質問にお答えします。

先ほど市長が言いましたとおり、1月をめどに市民への説明会を行うということでいっておりますので、事務局のほうでも1月をめどに市民への説明をしっかり行って、基本方針等を示していきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

1月、3月にはランドブレイン社の委託した業務は終わるわけです。それでは間に合いません。多目的芝生グラウンド整備計画、大変な大事業だと思います。今回の委託業務の契約額は1,357万4千円ですが、その先には数十億円という事業、さらに感染後の運営事業が控えています。

ランドブレイン社の企画提案書は、独自の提案としてPFI方式による整備および、その後の運営まで言及しております。PFI事業者の選択や、組織にまでコンサルが関わることも想定されます。この大事業、笛吹市の主体性、透明性、公正・公平が求められているのではないのでしょうか。

そして1問目とも関係しますが、世の中をよくする根源的な力、小さき者の声、被抑圧者、被害者の声、市民一人ひとりや自治体の声だと思います。

わが笛吹市においても、コロナ影響による市民生活支援、事業者支援の商品券の交付について、マイナンバーカード取得を条件にするという補正予算が提出されております。議員の多くはコロナ対策の商品券交付と、マイナンバーカード取得推進は別物だろうと言っております。良いことは良い、駄目なものは駄目というのが議会の役割だと思います。そうした議会を求めます。

以上で、私の日本共産党議員団の代表質問を終わらせていただきます。

○議長（保坂利定君）

以上で、日本共産党の質疑および質問を終了します。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

次の本会議は明日9月22日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時38分

令和 3 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 22 日

令和3年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和3年9月22日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第66号―議案第111号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	16番	前 島 敏 彦
17番	小 林 始	18番	渡 辺 正 秀
19番	保 坂 利 定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	田 中 親 吾
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
産業観光部長	小 宮 山 昌 彦	建 設 部 長	標 博 司
公営企業部長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	赤 尾 好 彦
総 務 課 長	茂 手 木 政 和	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	金 井 久	消 防 長	矢 崎 丈 司
代表監査委員	横 山 祥 子	農業委員会会長	三 枝 啓 一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	内 藤 三 記 子
議 会 書 記	北 野 隆 史

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、一般質問1人終了ごとに暫時休憩を行います。

また現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いでも結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「市長提出議案 議案第66号から議案第111号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは、6名から12問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内とします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知おきを願います。

それでは通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

15番、中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問をさせていただきます。

1問目といたしまして、笛吹市の若年層向け新型コロナウイルス接種体制について伺うです。

新型コロナウイルスのワクチン接種に向けて、本年5月に入り菅首相が7月末までに、まず高齢者向けの接種を終える方針を示しました。これを受けまして公明党では、多くの自治体がそれまで接種を前倒し実施するための計画を見直していることに対しまして、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域が相次いで拡大する中、まず高齢者の接種ができる限り円滑かつ迅速に進めるために、党を挙げてのネットワークを生かして、全国的な接種体制の整備に取り組んでまいりました。

また、笛吹市におきましても、笛吹市公明党では5月20日に山下市長に向けて、新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要望を提出。以降、各委員会におきましてワクチン接種の円滑な推進を強く要望してまいりました。

こうした中、NHKの調べでは、9月11日までに全国のワクチン接種状況は全人口に占める割合として1回目の接種済みが65.3%、2回目の接種済みが53.1%。このうち65歳以上の高齢者の1回目接種済みが89.9%、2回目接種済みが88.4%の報道がありました。

一方、9月19日付けの毎日新聞の記事によりますと、新型コロナウイルスの流行第5波の8月から9月に感染した18歳以下の子どもの7割以上が自宅で感染していたとする分析結果を厚生労働省がまとめ、夏休みの影響とみられ、小中学校など、再開した9月以降は15歳以下で学校などの感染割合が増える予測しております。

また、感染者の情報が入力されているシステム、ハーススを利用し、8月1日から9月13日までのデータを集計したところ、3歳から18歳の感染者は計10万2,759人、うち感染場所が特定できた1万5,619人を分析すると、自宅での感染割合が最も高く75.1%、1万1,724人であったと。また、保育園など、福祉施設を利用する3歳から5歳の幼児を除き、6歳から18歳の児童生徒等は年齢が上がるほど学校などでの感染割合が高くなっていた。

他方、夏休みが明け、9月に入り学校や福祉施設での感染割合が増加している。8月の3歳から5歳の感染者数2,265人のうち、福祉施設での感染者は9.8%の223人。しかし9月に入り13.6%の101人が感染したと。また、6歳から12歳、13歳から15歳の児童・生徒も学校などでの感染割合が高くなっている。

自宅での感染者が7割を超えた理由として、コロナ対策を担当する内閣官房の佐々木内閣審議官は、夏休みの影響があると推測した。また、厚生労働省が小学校で発生したクラスター、感染者集団について調べたところ、9月6日から11日の1週間では、集計を始めた4月以降最多の32件であった。

このような中で、12歳未満は新型コロナウイルスのワクチンの接種対象者に含まれておらず、今後、子どもの感染がさらに増える可能性がある。国立感染症研究所の脇田所長は、家庭内であれば子どもたち以外の親兄弟、小学校では職員になるべくワクチン接種を進めていく必要があると訴えたとの新聞報道がありました。

また、山梨県においても、山梨大学の職域分を活用して県内在学中の高校3年生を含む10代のワクチン接種が計画されている中、この接種対象に漏れる受験を控える児童・生徒を含め、新学期以降の児童・生徒の感染症対策を求める市民の多くの声を受け、笛吹市において若年層への抗原検査やワクチン接種など感染拡大防止策の早期実現を求め以下、市の当局のご見解を伺います。

- (1) 笛吹市内のコロナウイルス新規感染者、年齢別の推移と要因は。
- (2) 小中高の夏休み明け新学期以降、学校における感染症防止対策は。
- (3) 子どもの感染拡大を食い止める笛吹市の取り組みは。
- (4) 国や県教育委員会など関係機関との連携は。
- (5) ワクチン接種を希望する市内在住の児童・生徒や受験生や県外高校へ通う生徒向けの抗原検査やワクチン接種など、感染症防止対策の計画は。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、市内の新型コロナウイルス新規感染者の推移と要因についてです。

山梨県モニタリング週報をもとに算出した市独自の集計によると、居住地が笛吹市にある感染者の数は、9月2日までの累計で358人です。

今年1月から3月までの県全体の感染者の年齢構成は、10歳未満および10代が54人、13.5%。20代、30代が117人、29.2%。40代、50代が111人、27.7%。60歳以上が119人、29.7%でした。

4月以降は、高齢者のワクチン接種が進んだものの、感染力の強い変異株が流行したことで、10代、20代の若い世代の割合が増加しており、親族間の感染が増えています。

次に、2学期における小中高での感染防止策についてです。

学校における感染拡大防止対策は、まん延防止等重点措置の実施期間とされた9月12日まで、県教育委員会の要請に基づいて実施しました。

小学校では、身体的距離を確保するため、多目的室などの広い教室を活用するほか、1つのクラスを2つのグループに分け、普通教室と特別教室の2カ所に分割して授業を行いました。

中学校では、特別教室の確保ができないことから、クラスを2つのグループに分け、生徒が1日おきに登校する分散登校を実施しました。

また、部活動については、教育大会等に参加する部は、感染防止対策を徹底した上で、1時間30分程度の活動を実施しています。学園祭については、まん延防止等重点措置の期間に当たするため、9月下旬に延期しました。

まん延防止等重点措置が解除となった9月13日以降については、県教育委員会の要請に基づき、文部科学省が示す学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに沿って通常授業を実施しています。

また、家庭内感染が増えている現状を踏まえ、市教育委員会と学校から、家庭での感染防止対策の徹底を保護者に周知し、協力を求めています。

なお、笛吹高校においては、登校する生徒の人数を通常の3分の2以下に抑えるため、3日のうち1日をオンライン授業とする分散登校を実施したとのことです。

次に、子どもの感染拡大を食い止める市の取り組みについてです。

学校や保育所と連携して、基本的な感染予防対策を徹底するとともに、ワクチン接種の集団接種において18歳以下を対象にした専用の予約枠を設けました。

また、保護者をはじめ、子どもを取り巻く周囲の大人がワクチン接種をすることが、子どもの感染抑制につながることから、新型コロナウイルスワクチンに関するチラシを全戸配布し、ワクチン接種について周知を図りました。

次に国、県教育委員会などの関係機関との連携についてです。

市教育委員会では、国が示す学校衛生管理マニュアルや県教育委員会からの感染症対策の要請を踏まえ、峡東教育事務所や峡東保健所と感染状況を共有しながら、感染拡大の防止に努めています。関係機関から得た最新の知見や対策を各学校に速やかに提供し、感染拡大を防ぐ取り組みにつなげています。

次にワクチン接種を希望する市内在住の児童生徒や受験生、県外高校へ通う生徒向け感染対

策についてです。

12歳以上18歳以下の接種対象者については、接種券とは別に保護者および本人の理解を深めていただくよう、9月1日にワクチン接種についての説明書を配布しました。

また、16カ所の医療機関において、子どもに個別接種を行うとともに、集団接種に子ども専用の予約枠を設けました。

さらに県外高校に通う受験生については、9月18日、19日に春日居福祉保健センターで希望者への接種を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症検査費用補助金として、市内に在住し、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の対象区域、対象期間に通勤または通学する者が受けた新型コロナウイルス感染症検査に対して、1回当たり1万5千円を上限として検査費用の2分の1以内を補助しています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

るご説明いただき、ありがとうございました。

今回の質問につきましては、夏休み明け8月の末に提出をさせていただきました。この後、市のほうでもかなり進んで接種に対する取り組みを進められたことがよく分かりました。

今回は、特に県外へ通う保護者の皆さまからお伺いをしたご意見をもとに質問をつくらせていただきました。これは県が8月末、25日付けですかね、県の高校の窓口に対して県内の高校3年生に対するワクチン接種、これを実施したところ、これは県内に在学する学生のみということでございました。これに対して、本当に小さな声ではございますが、県外へ通うお子さまを持つ保護者の方からご意見をいただき、この小さな声にお答えするための接種、これができない部分については、地域の行政にお願いするしかないと思い、質問をさせていただきました。

また、夏休み以降のこの家族感染が拡大する中、特に小さなお子さまを含めてワクチン接種がまだ確定できない部分につきましても、しっかり感染を防止するためにも、文部科学省、萩生田大臣が8月25日ですか、新聞報道もされましたけれども、抗原検査のワクチンのキットを全国80万セットするということも伺いました。これにつきましても、学校の中ではどういうふうに対応するのか、お伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

中川秀哉議員の再質問にお答えいたします。

まず、抗原検査キットの小中学校への供給量ですが、市全体で270セットになります。

次に対象者についてですが、教職員の使用を想定していますが、発熱や咳などの症状がある場合は、まずは帰宅を促して、必要に応じて医療を受診していただくよう勧めています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

この抗原検査キットにつきましても、一部小学生以下にも、4年生以下にも対象ができるというふうなお話もありましたけれども、まずは早急な感染を防止するということで、また医療的にも難しい部分があるということも伺っておりますので、随時感染防止対策を徹底していただくよう、またご配慮いただきたいと思います。

続きまして、第2問目に移らせていただきます。

2問目といたしまして、デジタル社会を見据えた庁内Web会議の導入について伺うでございます。

本年9月より総務省ではデジタル庁の発足に伴い、各自治体の事務事業の簡素化が見込まれる中、公共施設でWi-Fiが整備され新型コロナ感染拡大防止対策にもつながる事例として、先進自治体の福島県郡山市では、市役所本庁舎と各行政センター計14カ所、また部局所20カ所にも出先機関との情報連絡の体制の強化や、災害時の情報収集の強化として、主に全庁舎の行事における市長の訓示などの行政センター職員等に対するライブ中継や、また本庁と行政センター支所長との会議にWeb会議をサービスを活用する。

また、本庁と行政センター間、また行政センター同士の各種打ち合わせの利用、他方、他の自治体や各省庁との会議におけるWeb会議の活用、また担当者間の打ち合わせや、窓口対応など、これを目的に、平成25年12月にWeb会議サービス ライブネット郡山を本格導入されました。この導入後、これまで往復に約1時間半から2時間という会議参加のための移動時間がなくなったことで、事務処理の停滞が解消されたとのことでございます。

また、平成26年の笛吹市におきましても、2月におきました大雪害の教訓として、今後、想定外の自然災害対策としての緊急会議の招集に際し、日頃のWeb会議の効果が大きいに期待もされ、参加人数や時間・場所などの確保にとらわれることなく、安全を確保しながらスムーズな情報伝達が期待されます。

さらにはコロナ禍で、これまで感染拡大防止のために延期やまたは中止、そして規模縮小での開催などを余儀なくされた各種行事や式典など、安全かつ円滑な開催の方法としてWebオンラインの導入したことによります多くの市民の参加も期待されることから、本市におきましても先進自治体の取り組みを参考に、Web化の対策の早期導入を求め市の当局のご見解をお伺いをいたします。

（1）平時の庁内会議においてオンライン会議の計画は。

（2）コロナ禍における総合防災訓練の運営に対するWeb会議の計画は。

（3）関係機関、特に議会や区長会、各種諮問機関などとのWeb会議等の計画は。

（4）コロナ禍に伴い各種式典などへWeb参加、この導入の計画は。

以上で2問目の質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、オンラインでの庁内会議の開催についてです。

定期的に行われる庁内会議は、部長等で構成される庁議と支所長で構成される支所長会議があります。

現状においては、会議開催場所への参集が容易であり、一般職員に非公開とすべき議題が含まれること、議題により構成員の協議を経て決定する必要があることなどから、庁内会議をパソコンやスマートフォンなどにおけるアプリを利用して、オンライン上で会議を行うWeb会議で開催する計画はなく、対面で行うこととしています。

次に、Web会議を使った総合防災訓練の運営についてです。

市長が県外へ出張中に災害が発生し、早期に帰庁できない場合や、国、県、民間事業者等の災害対応のための連携を想定し、総合防災訓練の中でWeb会議を活用した災害対策本部の運営について検証を行い、活用方法について検討していきます。

次に関係機関とのWeb会議の計画についてです。

Web会議は、通信環境さえ整っていれば、場所を選ばず手軽に実施できるため、移動時間が削減でき、業務・会議の効率化につながる、意思決定がスピーディーに行えるなどのメリットがあります。また、今回の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としても有効です。

一方で、対面での会議と比較し、出席者の表情や雰囲気が伝わりにくい、特に大人数の会議では議論が深まりにくいなどの指摘があります。

議員との会議については、本会議、委員会、全員協議会に代表されるように、高い臨場感の中での活発な審議や意見交換が重要であり、対面での会議を原則と考えます。市役所庁舎と市議会議事堂との距離が離れていることも踏まえ、緊急的な会議、説明会、少人数での打ち合わせなど、Web会議の活用が有効と考えられるものについては、議員とも協議する中で導入を検討します。

なお、議会でのタブレットの導入が実現すれば、その活用の幅も広がっていくものと考えています。

区長会、各種諮問機関などの会議についても同様の考え方になりますが、特に端末の配備や通信環境の整備が課題となるほか、機関の性質、会議の内容、委員構成、委員数などによっては、Web会議がなじまないものも多く見受けられますので、導入に当たっては、活用の有用性を見極めながら慎重に検討すべきと考えます。

次に各種式典などのオンラインによる参加、導入の計画についてです。

現在、市が開催する市制祭および成人式などの式典をオンラインで行う計画はありません。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せない中で、各種式典にタブレットやパソコン等を用いて自宅などから参加できること、式典を中止することなく開催が可能となることから、今後はオンラインでの開催についても検討します。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ご答弁いただき、ありがとうございました。

ご答弁の中にもございました、議会におきましても、今、タブレット端末の導入を含めた検討をしております。議会としても鋭意、各議員の議員活動の中でも、しっかりとこのタブレットを導入して、特に平時のみならず緊急時にも即座に対応できる対応をしっかりと議員としても果たしてまいりたいと思います。

また、市制祭や式典など、他市の中でも一時計画もあったというふうな形がありますけれども、これにつきましても参加の対象とか、そういった部分につきましても、また考える余地もたくさんあると思います。

特に縮小におきまして、難しかったのは対象者のみならず、ご家族の皆さまが、参加が限られるというケースがたくさんありました。こうした中でも、そういったWebを使うことによりまして、臨場感あふれる内容が確認をできると思います。

国では、来年に向けて、いよいよWi-Fiの整備を3万カ所、公共施設へ設置するという企画もあります。

また、数年後には、今言われている5Gという新たな、インターネットの速度が上がる、政策も上がるというふうにも言われております。こうした中で、スピーディーな情報伝達がまさにできる可能性が増えてまいりますので、ぜひとも今後とも、市全体のご計画をいただくようお願いを申し上げ、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前10時40分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、落合俊美君の質疑および質問を許可いたします。

2番、落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、通告によりまして質問いたします。

新風会の落合でございます。

質問の前に、特別職の山下市長、小澤副市長、また市職員に一句。

日本の俳壇の巨匠、飯田龍太先生が読んだ秋を代表する一句です。ご存じのとおり、飯田龍太先生は笛吹市境川町の出身です。

「新米と いふよろこびの かすかなり」という句です。

意味は、新米が実りの時期を迎え、収穫する際の喜びはかすかに、ひそかにわいてくるという意味だそうでございます。飯田家は農業を営んでおりました。龍太先生は、若いころジャガイモの増産法について論文で賞を取りました。肉体労働の積み重ねで新米を手にし、その重みを実感するとき、一度に大きな感動を味わうというより、かすかに、またじわじわわいてくるものだと詠んだ一句のようでございます。

これを行政に当てはめると、解釈はいろいろあるかも知れませんが、私なりに解釈すると、一步一步の努力において、最後に良い結果が付いてくると私は理解し、この句を山下乡長、小澤副市長、市の職員に贈ります。

それでは、最初に通学路の危険箇所点検と対応について伺います。

今年6月28日に、千葉県内で小学生の列にトラックが突っ込んで児童5人が死傷した大変痛ましい交通事故がありました。この事故は、小学生が下校途中、大型トラックが道幅7メートル、歩道のない道路を歩いていた児童に突っ込み、男の子2人が死亡、1人が意識不明の重体、2人が大ケガをいたしました。逮捕された運転手は飲酒運転でありました。あつてはならない事故であり、亡くなられた方のご冥福とケガをされました方の一日も早い回復をお祈りいたします。

今回の事故を受けて、政府は8月4日、交通安全対策に関する閣僚会議を開催し、9月末をめどに、通学路の安全点検を実施する方針を決めました。また山梨県および山梨県教育委員会は、市町村教育委員会が行う、通学路の緊急点検の手法について協議し、小学校の通学路の点検を9月末までに、市町村ごとに安全対策が必要な危険箇所を取りまとめ、関係機関と改善対策を検討するよう求めています。

笛吹市内では数年前より、地域のボランティアの皆さまが登下校の際、安全見守りを行っている地区も数多くあり、関係者の皆さまに敬意を表します。

笛吹市には、小・中学校が19校あり、遠距離の場合、スクールバスでの送迎を行っていますが、大半の児童生徒は徒歩または自転車の登下校となっています。道路状況にも差があり、歩道の設置がされている道路と設置されていない道路とでは、危険度にも差が生じると思います。最近では農地から道路上に雑草、木の枝が飛び出し、危険と思われる箇所もあります。児童・生徒の安全を確保するため、通学路の危険箇所点検と、その対応について以下質問をいたします。

- (1) いつどのような体制でどこを実施したのか。
- (2) 点検の結果、危険箇所は何カ所でどのような内容が多いのか。
- (3) 危険箇所への対応は。
- (4) 危険箇所の注意喚起、周知方法は。

以上、質問いたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

落合俊美議員の一般質問にお答えいたします。

まず危険箇所の点検の時期、体制、実施箇所についてです。

6月28日、千葉県八街市で児童5人が死傷した痛ましい事故を受け、7月21日に、市長

をはじめ、教育委員会、建設部、市民環境部、総合政策部職員が早急に対応が必要と思われる11カ所を対象に緊急点検を実施いたしました。

また、例年、教育委員会では、笛吹市通学路交通安全プログラムに基づき、各学校がPTA等と連携して通学路を総点検し、教育委員会が取りまとめ、道路管理者や笛吹警察署、PTA、校長会の代表者で構成する市通学路安全推進協議会で情報共有し、緊急性が高く複数の機関が関係する危険箇所について合同点検を実施しています。

本年度は国・県の依頼を受け、合同点検の時期を9月15日に前倒しして実施いたしました。次に危険箇所の数と主な内容についてです。

各学校から報告のあった危険箇所は、市の関係部署で実施した緊急点検と、市通学路安全推進協議会で実施した合同点検を合わせて121カ所でした。

報告では、道幅が狭くスピードを出す車両が多い、横断歩道や路側帯の白線やグリーンベルトの色が消えかかっている、新たにグリーンベルトの設置が必要といった内容が多く挙げられています。

次に危険箇所への対応についてです。

緊急点検と合同点検の結果、路側帯の白線の塗り直しや破損している車線分離ポールの修繕、通学路であることの注意喚起の看板設置等、すぐに対策が可能な箇所については、すでに対応済み、または対応中です。

また、枝や草が伸びて通学の妨げになっている箇所があり、一部については学校で対応しているほか、畑については、農業委員会を通じて伐採や草刈りの協力を要請しています。

その他、グリーンベルトの塗り直し、各種注意喚起看板の設置等、早急に対応が必要な箇所について、設置工事や塗装、看板作成に係る経費を9月議会の補正予算に計上しています。

次に危険箇所の注意喚起、周知方法についてです。

各学校では、学校安全計画に基づいて安全教育を計画的に実施するとともに、交通事故を回避するために、日頃から登校指導をとおして、児童生徒に危険箇所を周知し注意を促しています。

また、ドライバーに対しては、危険箇所に通学路注意看板の設置することで安全運転の注意を喚起し、保護者や地域の見守り隊に対しては、各学校の通知やPTAの会議等を通じて、危険箇所をお知らせし、見守りの協力をお願いしています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

ありがとうございます。

危険箇所の点検を実施したようでございますけれども、市内には19の小中学校があり、おそらく数えきれないほどの通学路があると思います。先ほどの教育部長の答弁の中では、行政関係、市長も含め、大勢の方で点検をしたという報告でございますけれども、プラスアルファといたしまして、全路線について保護者の目線で見ただ中で点検する必要があるんじゃないかと、こんなふうに私は思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

落合俊美議員の再質問にお答えいたします。

各学校はPTAや地域と連携しながら、すべての通学路の危険箇所を点検し、その対応策も含め、教育委員会に報告しています。教育委員会は、これらを取りまとめ、PTAも参加する通学路、安全推進協議会を開催し、合同点検につなげています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

ありがとうございます。

いずれにいたしましても、児童生徒の交通安全、非常に大切なことだと思いますので、これからは力を入れて、対策を講じていただきたいと、このようにお願いいたします。

次に鳥獣害対策について、質問をさせていただきます。

笛吹市の基幹産業であります農業の作物は何種類もありますが、どの作物をとっても農家にしてみれば、汗水を流し、育てた大変大事なものであり、その作物収入により生活しているのが農家です。

大事に育てた果実、野菜が獣により食い荒らされているのを少しでも防ぐため、笛吹市猟友会の皆さまには、鳥獣の捕獲にご尽力いただき農業振興に寄与していただいておりますことに敬意を表したいと思います。

大事に育てた作物が、収穫間際になり獣に一夜で食い荒らされ呆然となっていたお年寄り夫婦に会いました。この方はスーパーマーケットにモロコシを納めています。ここ数年前よりアライグマ、ハクビシンの出没が多くなり、桃、ブドウ、スモモ、モロコシ、枯露柿等、大変な被害が生じています。市として猟友会に依頼し、イノシシ、シカ、サルを捕獲した場合、報償金を出しています。しかし私が先ほど名指したアライグマ、ハクビシンについては報償金の制度がありません。ここ数年前から、イノシシ等の被害よりアライグマ、ハクビシンの方が、被害が大きい地域もあると伺っております。このような状況は、市当局でも把握しているものと思います。

このままアライグマ、ハクビシンを放置しておきましたら、この先、大変な被害額になることも予想されますし、場合によっては農業離れが進行する原因になることもあり得ます。農家の皆さまは現在対策に頭を抱えていますので、以下質問をいたします。

（１）アライグマ、ハクビシンが増加しているようですけれども、捕獲の推移は。

（２）電気柵設置補助金制度の周知は。

（３）全国にはアライグマ捕獲交付金制度を確立している市もあります。笛吹市においてアライグマ捕獲報償金の予算計上の考えはあるのか伺います。

（４）市としてアライグマ、ハクビシン等の農作物対策をどのように捉え、どのような対策を考えているのか伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

アライグマ、ハクビシンの捕獲の推移についてです。

アライグマの捕獲数は、令和元年度37頭、令和2年度41頭、本年度は8月末時点で25頭と増加傾向にあります。

ハクビシンの捕獲数は、令和元年度24頭、令和2年度26頭、本年度は8月末時点で8頭となっており、年間30頭程度で推移しております。

次に、電気柵設置補助金制度の周知についてです。

広報ふえふき4月号において、農林関係の各種補助および助成事業の紹介をしています。その中で、有害鳥獣被害防止電気柵等設置費補助金の周知を行い、今年度は8月末時点で24件の申請を受け付けております。

次にアライグマ捕獲報奨金についてです。

アライグマは特定外来生物に指定されており、その捕獲は県のアライグマ防除実施計画に基づいて広域的な取り組みが行われています。

現在、県内において捕獲報奨金を交付している市町村はありませんが、今後の課題として検討していきます。

次にアライグマ、ハクビシン等の農作物対策についてです。

鳥獣による農作物被害は、農業収入の減少のほか、農業従事者の農業意欲の低下にもつながりかねない問題と捉えています。

市では有害鳥獣対策として、捕獲に従事する猟友会の活動が維持されるよう、狩猟免許の取得や更新の費用を補助するとともに、有害鳥獣から農作物を守るための電気柵等の設置に対し、補助金を交付しています。

今後、県、猟友会、関係団体との連携を強化して、有害鳥獣被害の抑止に向けた対策を実施していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

ありがとうございます。

先ほど、観光部長の答弁の中で、4番目の質問に対しまして、今後、県、猟友会、関係団体と連携強化する中で、有害鳥獣被害の抑制に向けた対策を実施していくという答弁があったと思いますけれども、具体的にどのような対策を講じていくのか、もう少し具体的にお願いをいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

先ほど答弁で申しましたとおり、まず、引き続き猟友会の活動の支援や電気柵等の購入補助を続けてまいります。

特にアライグマの駆除につきましては、山梨県においてアライグマ捕獲従事者の養成講習会を現在、年1回実施しておるところでございます。まず、この講習会への参加者への方々を広く周知することが必要だと思っております。県と連携して、本市での講習会開催も検討していきたいと思っております。

また、捕獲に携わる方を増やすとともに、必要な数の捕獲檻も確保していきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

いずれにいたしまして、ハクビシン、アライグマ等増えておる現状でございますので、行政がそのへんは承知する中で、しっかりとした対策を進めていただきたいと思います。

意見といたしまして、通学路の危険箇所点検と対応につきましては、あまり予算のかからない軽微な箇所と、それなりの予算を必要とし、なおかつ他課との協議および調整を必要とする箇所もあると思います。すでに、今議会に通学路安全対策費として3,184万1千円の補正予算が提出されていますので、予算議決後は早急に出向していただくとともに、今後も引き続き安全対策を講じていただきたいと思います。

また、鳥獣害対策につきましては、このままだとアライグマ等は増え続けてまいります。先ほど申しましたが、農家の皆さんは大変深刻な状況です。私が各町の農家の数人の方にお伺いしたところ、ほとんどの町においてアライグマ、ハクビシン等による被害が確認されております。一刻も早い市の対応を望みます。

最後に、コロナ対策としてワクチン接種が進んでいますが、収束に向けてはまだまだ不透明な部分が多く、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、石和温泉郷も基準地価格は下落し、宿泊客も年間を通して7割から8割減少していると、本日の山日新聞に掲載されております。経済は長期間にわたり冷え込んでいるのが現状でございます。

昨年度来、いくつかの経済対策を実施してきましたが、今後、再度、地域の経済状況を見らる中で、適切な時期に適切な経済対策を実行するよう希望いたします、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、落合俊美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前11時20分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

3番、山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

新風会の山田宏司です。よろしくお願いします。

はじめに、コロナ対策で行ったPay Payでの30%還元消費喚起キャンペーンも8月末で終了しましたが、当初の予定より多くの利用があったと聞いています。幅広い世代が利用し、電子決済の普及に大きく貢献するとともに、高い還元率から反響も大きく、消費喚起の効果があったと評価できる施策でした。

今後も第2、第3の施策の検討を期待しています。よろしくお願いします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

1問目、小学校の災害時避難マニュアルについて、お伺いします。

近年、災害での被害が甚大化する傾向が高まっています。静岡県熱海市の土石流は記憶に新しく、被災された方的一天でも早い復興を願い、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りします。

甚大な被害を及ぼす災害として、温暖化により勢力が強くなった台風、線状降水帯による大雨などの風水害があり、近い将来、東海、東南海で発生する確率が高まっているといわれる大地震もそれに当たります。山梨でも震度7クラスの揺れが想定される現状で、小学校のマニュアルがどうなっているのか気になり調べてみました。文科省の指針をもとにして学校ごとにしっかりとしたマニュアルを作成しており、担当する市の部局や現場の学校も頑張っているなど感心しました。

その中で、いくつか気になった点がありましたのでお伺いします。

1. 登下校時に震度5以上の地震が起こった場合、学校が近かったときには学校へ行き、家が近かったら家へ戻るとありますが、地震の恐怖でパニック状態になっている児童に震度5以上の地震かどうかをどうやって判断させるのか。

2. 地震のときには地域によって危険性が違います。市街地では塀や建物の倒壊、山地では落石や土砂崩れ、笛吹川以西では液状化が起こり、笛吹市は果樹地帯で、多くのブドウ棚の倒壊が予想されます。地域によって違う危険性を児童へ周知はできているのか。

3. 過去にあった災害での被害や教訓などを児童、保護者、教職員で共有しているのか。

以上3点をお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

山田宏司議員の一般質問にお答えいたします。

まず、地震の恐怖でパニック状態になっている児童に震度5以上の地震かどうかをどう判断

させるかについてです。

児童には、授業の中で震度5以上の揺れは強い揺れのため電柱が揺れるのが分かり、立つことも歩くことも難しい状態であると説明しています。また、起震車により震度5の揺れを体験している学校もあります。

登下校中に大きな地震が発生したときには、想定外の事態に動揺し、パニックが起こることも考えられるため、予告なしの避難訓練やシェイクアウト訓練等を計画的に実施し、体験を重ねることで、より落ち着いた行動が取れるよう指導しています。

次に地域によって違う危険性の周知についてです。

各学校では、学校や地域の実情を踏まえて、地震を含む災害等を想定した危機管理マニュアルを作成しています。

市内の小学校には、所在地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されている学校もあり、それらの災害に対応した避難確保計画を作成し、水害や土砂災害を想定した避難訓練を実施しています。

また、建造物等が密集している市街地では、地震によりブロック塀の倒壊や看板などの落下が想定されるため、これらの構造物から離れるよう指導しています。

次に、過去に起こった災害での被害や教訓の共有についてです。

学校では、保護者の引き渡し訓練の際に、関東大震災など過去に起こった災害の話を行っています。

また、過去の災害における教訓を踏まえ、児童、保護者、教職員が連携して防災マニュアルや防災マップづくりを行い、避難行動を共有して災害に備えている学校もあります。

今後、有事に備えて各家庭で作成する「わが家の災害時行動計画」を学校教育でも活用し、児童、保護者、教職員が一体となって防災意識を高めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。

災害時の避難は、立地や環境に合わせた学校ごとのマニュアルも大切ですが、もう1つ、過去にあった被害から学び、教訓を反映させることも大切です。知らなければ避けられないことも事前に学んでいたら避けることができます。そのためには、地域との連携、情報交換をし、研究することも重要ではないでしょうか。

笛吹市内の果樹地帯では、ブドウ園の横を通学路になっている箇所が多くあります。ブドウ棚の下危険性はあまり知られていません。大雪での倒壊は平成の雪害で経験しましたが、地震や台風などでの倒壊は遠い過去にしかありませんでした。近年にはなく、そのことを記憶している方々も少なくなってきました。過去の被害を忘れないために語り継ぐことも大切なのではないのでしょうか。

授業時間が足りない中で大変でしょうが、児童の安全を守るために、過去から教訓を学び、児童、保護者、教職員で共有していくことをお願いして、この質問を終わります。

続きまして、2問目に移ります。

農産物の種苗保護についてお伺いします。

笛吹市はブドウや桃、柿などの果物や野菜などの農産物の生産が盛んで、市の重要な産業であり、果樹王国山梨の根幹を担っています。

ご存じのとおり、山梨はブドウも桃も日本一の生産地で、都市別では笛吹市は両方とも日本一です。

笛吹市の果物は品質も良く、市場の評価も高く、高値で取引をされています。その中でも特にブドウのシャインマスカットは収益性が高く、農家の救世主と言えるでしょう。そのシャインマスカットが近年、苗の流失などで海外でも盛んに生産されています。韓国、中国、東南アジア、北アフリカなどでも生産され耕地面積の広さから大量生産し、低価格で市場へ流通しています。現状、品質では日本産には及びませんが、日本人が現地で指導を続けていけば、いずれ品質も向上し、輸出市場ばかりか逆輸入による国内での値崩れが懸念され、農家の収益に大きな影響を与えることが考えられます。

笛吹市の進める、農業塾による新規参入者育成プロジェクトは、後継者不足を解決する素晴らしい施策であります。その新規参入者や現在、営農している農家の収益を守ることは極めて重要です。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1. 国の定める種苗法だけでは、種や苗の流失を完全には防げていないと感じました。そこで笛吹市独自に関係機関などと連携し種や苗などの持ち出しや譲渡の規制、海外での種苗登録、海外からの研修や視察時の受け入れマニュアルの作成をすることを検討したかどうか。

2. 今後海外へ笛吹市の良質な農産物の輸出を考えるならば、ブランドは重要です。中国では「シャインマスカット」が商標登録手続き中との情報がある中で、「笛吹のぶどう」「笛吹の桃」などの笛吹ブランドを守るため国内、国外での商標登録を考えてはどうか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、種苗の持ち出しや譲渡の規制に係る取り組みについてです。

国内で開発した高級ブドウなどの苗木が、海外に流出する事態が相次いだことなどへの対策として、本年4月に改正種苗法が施行されました。

改正の主な内容は、新品種の栽培地を国内または特定の都道府県に限定し、これ以外の地域への持ち出しを制限することです。新たな品種として育成された登録品種を、農家が収穫物から種子を採取するなどして翌シーズンの生産に使う自家増殖を許諾制に変更することなどです。

また、地方公共団体や個人など種苗の開発者が持つ育成者権を故意に侵害した場合の罰則について、個人では10年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金が規定されており、大変厳しい内容となっています。

国は、育成者権を守り、国内における種苗の適切な流通管理を行うことで、海外流出を防ぐことも目的としています。

高級ブドウなどの苗木の海外流出を防ぐことなどは、農家の安定的な経営にもつながると考

えますので、市の広報紙やホームページを利用して、法改正の内容や法律に違反した場合の罰則などを周知するとともに、海外からの研修や視察を受け入れる際のマニュアル作成についても、関係機関等と連携し、検討していきます。

次に笛吹市産農産物の商標登録についてです。

他の産地との差別化を図り、価値を高めるためのブランド化は大変重要です。第三者に自由に使用されたり、低品質なものを販売されたりすることで、ブランド価値が下がってしまうことを防ぐためには、地域名と商品名を組み合わせた地域団体商標や、地域が長年の努力によって育て上げたブランドをより強力に保護するための地理的表示といった制度を活用することが必要です。

農協など関係機関と連携し、これらの制度を活用しながら、笛吹ブランドの価値の向上につなげていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。

農家の収益は多角経営をする農家を除けば、ほぼ1年に一度の収穫期に頼っています。しかし、その収穫も気象状況により大きく左右され、収入を落とす年もあります。気象や病気の問題がある中で、いかに収益を上げるか、いかに無駄なく収穫するかを考え、工夫する経営を農家は実践しています。

それができる笛吹市の農家の努力、技術力、品質管理は素晴らしく、今後も継承していくことでしょう。その収益の獲得を自分たちの努力の外側から脅かされることは、農家からするとやるせない気持ちになると思います。

すでに流出し、大量生産されているシャインマスカットのことは取り返しがつかず、海外で生産が行われている何種類かの種苗の規制は難しいかもしれません。その種苗の流出の中には、ごく一部の農家も関係していたものがあると聞いています。農家にも守る意識とプライドを持ってもらわないとならないと思います。

枝の穂先、鉛筆一本ほどあれば苗を作れることを考えると、完全に防ぐことは非常に難しいでしょう。ブランドについても、日本なら名前を勝手に使いませんが、外国ではそうではありません。日本の感覚とはかなり違い、中国での商標登録の現状を見たら安心してはいられません。

これらを笛吹市で抱えるには非常に大きな問題かもしれませんが、国や県などの機関に働きかけ、連携し、対策を取ることも必要なのではないでしょうか。

日本一の産地笛吹として、市の重要な産業を農家の収益とブランドを守ることを考え、市でできることは行ってほしいとお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

(な し)

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時29分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、岡由子君の質疑および質問を許可します。

1番、岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

新風会の岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

昨夜は中秋の名月でした。満月と重なるのは8年ぶりとのこと。本当に明るく、きれいな月を見ることができました。澄んだ空気の中、心静かに秋を感じることができました。

新型コロナウイルス感染症も収束のめどが立ったとは言えません。しかし、全国的に多発する災害についても平時からの対策が必要と考えます。特に笛吹市を流れる笛吹川や支流の対策は重要と考えます。そこで質問させていただきます。

1. 水害に備えるために浸水想定区域に浸水深表示を。

令和3年8月11日以降、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となりました。この影響により、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、11日からの総降水量が多いところで1,400ミリを超える記録的な大雨となりました。

8月12日には、九州北部地方で線状降水帯が発生し、24時間降水量が多いところで400ミリを超える大雨となりました。8月13日には、中国地方で線状降水帯が発生し、複数の地点で日降水量が8月の値の1位を更新するなど、記録的な大雨となりました。

8月14日には、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、特に九州北部地方で線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、佐賀県嬉野市で24時間降水量555.5ミリを観測し、観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となり、佐賀、長崎、福岡、広島 の4県には、大雨特別警報が発表されました。

8月16日から18日は、西日本から東日本の太平洋側を中心に広い範囲で雨となり、1日の降水量が九州南部や中国地方、近畿地方の多いところで200ミリを超える大雨となりました。

国土交通省の水害統計によりますと、過去10年で水害が起きていない市町村は、全国に約3%しかありません。水害は、もはや百年に一度、千年に一度といった災害ではなくなっています。

本市においても、笛吹川の流域では、浸水想定区域が広範囲にわたり、水害に対する準備が必要となっております。特に、石和町内は、地震と水害では避難場所が異なりますので、浸水害が想定される場合、どこへ逃げたらよいのかを事前に確認しておく必要があります。

笛吹署が実施した自然災害への備えに関する意識調査の結果が、令和3年8月27日の山日新聞25面に掲載されておりました。市民632人を含む715人の回答によると、「備えていない」と回答した人は51.0%で、「備えている」と回答した人は46.9%を上回りました。また、自宅周辺の災害リスクをハザードマップで「確認していない」は51.7%で、このうち、ハザードマップを「見たことがあるが確認はしていない」が47.8%、「存在は知っているが見たことがない」が30.5%、「存在を知らない」も21.6%いたそうです。

このことから、自宅周辺の災害リスクを把握していない市民が多いと思われます。

災害時に、全市民が一堂に避難できる施設はありません。市民一人ひとりがどこへ避難するのかを平時より考え、発災時には自ら行動することが被害を少なくできることだと思います。

次の点について伺います。

①日頃からの備えとして、ハザードマップや水害時の浸水深の目安を日常的にチェックすることが必要かと思います。ハザードマップの読み方や避難場所、持ち物等の勉強会を実施する考えはありますか。

②公民館や道路、学校など多くの市民が日常的に目にする場所に、目立つよう浸水深表示板の設置が必要と感じます。水害が起こる前に市民の意識を高めるためにも、浸水域の表示板の設置をすべきではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まずハザードマップの読み方や避難場所、持ち物等の勉強会の実施についてです。

出前学習会のメニューの1つに「防災の備えは万全ですか」と題した講座を設けています。今年度は笛吹高校、石和北小学校、一宮南小学校、石和町地域福祉推進委員会に出向き、ハザードマップを用いて、災害時における避難行動や備蓄等の説明を行っています。

また、今後、各世帯において「わが家の災害時行動計画」を策定していただきますので、ハザードマップをもとにした、自宅周辺の危険性の確認、分散避難を含めた避難先の検討、非常持出品等の準備が進むと考えています。

次に浸水深度表示板の設置についてです。

本市においては、ハザードマップを作成し、全戸配布するとともに、市のホームページに掲載することにより、想定される浸水地域と浸水の深さについて周知しています。

公共施設等への浸水の深さの表示については、先進地の事例を参考に、その効果について研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございました。

災害は忘れた頃にやってきます。忘れることなく日々、発災時に行動できるよう、行政のサ

ポートが必要かと思います。市民が安心して暮らせるために、「ハートフルタウン笛吹」の実現のために、今後も施策をお願いしたいと思います。

続いて、2問目の質問に移らせていただきます。

2. 共生社会実現のための「乙女温泉」などの取り組みを。

近年、日本人の2人に1人はがんと診断されるという報告もあり、がんは誰もががかかってしまう可能性のある病気であると考えられています。かつては、がんは不治の病と言われていましたが、現在はがんになっても克服することができるようになってきました。

国立がん研究センターがん対策情報センター2020による全国がん罹患モニタリング集計2009から2011年生存率報告によりますと、がんが初めに発生した場所から広がっていない場合では、多くのがんにおいて、患者さんが診断後5年経っても生存しているという5年生存率が90%近いという結果が示されています。

がんで救われる命がある一方で、その治療の後で日常が取り戻せない人がいます。特に女性の乳がん治療で乳房の摘出手術を受けたり、抗がん剤治療でウィッグが離せない人などは、人目を気にして温泉に行けなくなる方がいらっしゃいます。がんの手術痕や治療による脱毛で温泉に入ることをためらう女性のために浴場を貸し切るイベントは、「乙女温泉」と名付けられ、活動の輪が全国に広がっています。「人目を気にせず温泉を楽しんでほしい」との思いから兵庫で始まった活動は、北海道や大阪でも開催され、参加者が病気との付き合い方を語り合う場所になっているそうです。

また、東京パラリンピックでは、日本は51個のメダルと大きな成果を挙げました。世界中から集まった障がいのある選手が個性や能力を発揮する姿を見て、多様性を尊重し合う共生社会の意義を強く感じた方も多いのではないのでしょうか。大会前までは知らなかった競技やハンドの付け方を知り、障がいによる差を感じることなく、努力した結果を競う姿に私は感動しました。まさに、共生社会とは何かを問いかける大会だったと思います。障がいのある人も、水泳のターンを知らせるタッパーや陸上選手に伴走者などの手助けがあることで競技に参加できることが広く認識されたことでしょう。

国連が採択した持続可能な開発目標であるSDGsの取り組みの推進にもつながると思いますので、次の点について伺います。

①本市には、石和温泉という素晴らしい温泉があります。女性や障がい者にもやさしい温泉として、公共の温泉施設での「乙女温泉」の取り組みをすべきと感じますがいかがでしょうか。

②障がい者スポーツ推進の観点から、障がい者が利用できる施設はありますか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、公共温泉施設での乙女温泉の取り組みについてです。

国の統計によりますと、女性のがん罹患患者数の中で乳がんは最も多く、実に日本女性の9人に1人の発生率とのことです。

手術が必要となる方も多く、術後、手術跡や抜け毛を気にして公共の入浴施設の利用を躊躇される方が一定数おられることも推測されます。

しかし、乙女温泉開設については、希望される方がどの程度いるか把握することは、術後の差異や個々の思いもあり難しく、また、こういった方に焦点を当てることで、逆の差別につながるおそれもあることから、現状では施設の貸し切りやイベント等は行っていないでした。

現在、御坂、一宮、境川の3施設では、乳がん等の術後「温泉に行きづらくなった」と感じておられる方々にも温泉を楽しんでいただくため、公益財団法人日本対がん協会が勧める「しあわせピンクバスプロジェクト」と、NPO法人が運営する「ピンクリボン温泉ネットワーク」に加盟し、手術跡を覆う入浴着の貸し出しや着用を理解を求めるポスター、シールの掲示を行うなどの環境づくりに努めております。

市としましては、乳がん罹患者に限らず、障がいのある人もない人も区別なく広く楽しんでいただける温泉施設を目指すことが大切であると考えています。

乙女温泉の導入についても、その意義を尊重しつつ、福祉・健康づくり部門等の関係機関と連携する中で、改めて研究してまいります。

次に障がい者が利用できるスポーツ施設についてです。

市内には、障がい者専用のスポーツ施設はありませんが、車いすの利用を前提とした、トイレ等がバリアフリー化されているスポーツ施設として、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館、若彦路ふれあいスポーツ館、境川スポーツセンター体育館および春日居スポーツ広場があります。

東京2020パラリンピック種目のうち、特別な器具や設備を必要とするゴールボールやブラインドサッカー等はできませんが、ボッチャやバドミントン、卓球等の利用はできます。現在、若彦路ふれあいスポーツ館では、障がい者の団体が車いすバスケットボールの活動をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございます。

入浴時にケアができる入浴着の貸し出しがあるということでございますが、公共の施設で年間、大体どのくらいの件数の貸し出しがあるか、もし分かるようでしたらお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

再質問にお答えをいたします。

今のところ、市所有の温泉施設において、その入浴着の貸し出しが行われたということは、まだありません。

ただ今後、先ほど岡議員がおっしゃったような意義というものは十分に理解をしておりますので、福祉健康づくりをはじめ、市有数の温泉施設、観光施設等もございますので、そういった団体等と協力をする中で、またその実数の確認ですとか、必要性というものは勉強していきたいと考えております。

以上です。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1 番議員（岡由子君）

ありがとうございます。

女性のがん患者の会ですとか、ピンクリボン運動を実施している企業、団体等もございます。山梨の中で石和温泉というのが、石和温泉、春日井温泉郷というのは、代表する温泉施設がある場所と心得ております。そういった意味でも、すべての人たちにやさしい温泉ということで、ぜひそういった取り組みを推進していただけるよう、今後の施策に期待したいと思います。

そういった支援をする企業、団体等の共同するような活動を、また市としてもぜひ推進していただければと思います。

これで、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑・質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時といたします。

休憩 午後 1 時 4 9 分

再開 午後 1 時 5 8 分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、野澤今朝幸君の質疑および質問を許可します。

1 1 番、野澤今朝幸君。

○1 1 番議員（野澤今朝幸君）

無会派の野澤です。

1 番目には、パートナーシップ制度の導入のための検討をということで質問させていただきます。

甲州市では、学院大学の附属高校の生徒である人が市民代表になっている、その市民代表の意向を受けて、パートナーシップ制度の導入に向けた検討に入ることが報じられました。

「ハートフルタウン」を掲げる笛吹市においても、導入に向けて検討に入るべきだと思います。

以下、質問します。

1 番、パートナーシップ制度の導入は全国的に広がっているというが、どの程度広がっているのか。

2 番目、パートナーシップ制度について本市では検討したことがあるか。あるとしたら、その内容はどのようなものか。

3つ目、「ハートフルタウン」を中身のあるものにしていくためには、本市においてパートナーシップ制度の導入に向けて検討を始めるべきではないか。

以上です。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、パートナーシップ制度の広がりについてです。

日本では、平成27年に東京都渋谷区と世田谷区で、初めて同性パートナーシップ制度を導入し、現在、110を超える自治体が入導しており、ここ1年で急速に増加してきております。その多くは、市町村単位となっていますが、茨城県や群馬県、滋賀県、三重県、大阪府は県単位で導入をしています。

次に、パートナーシップ制度についての検討の経過についてです。

市では、同性パートナーシップ制度について、まだ情報を収集している段階のため、導入についての具体的な検討までには至っていません。

次に、パートナーシップ制度の導入に向けて検討を始めるべきではないかについてです。

同性パートナーシップ制度は、同性カップルなど性的少数者、いわゆるLGBTに配慮した制度で、多様な特性や個性を理解し、すべての人が住みやすい社会につながっていくという面で、これが公的に認められることは、大きな意味を持つものと考えます。

一方で、結婚に準じた制度でありながら、法的な効力はなく、配偶者とならないことから、税の控除、遺産相続、共同親権、外国籍パートナーの在留許可等の権利を得ることができません。病院で親族として面会することも認められない場合もあります。

また、市営住宅等の入居など、パートナーシップの証明書の効力が、市内のみで限定的になってしまう側面もあることから、この制度については、より効果を得るために、「市単独ではなく、もっと広域的な範囲で導入を検討すべきものではないか」とも考えるところです。

今後もLGBTについて理解を深め、他自治体の事例や関係団体などの意見を参考にすることで、制度の導入について、さらに研究をしていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

今の答弁だと、広域的な導入には一定の意味があるけれど、市町村単位では考えるべきだというような意見だったと思います。

そういう中で、全国で110からの市町村、県もしていますけれど、市町村がしているということは、やはりそういう制度があることによって、そこを魅力的な、笛吹市の言葉で言えばハートフルタウン、ハートフルというのは心豊かな、あるいは心優しいというような意味だと思いますけれど、そういう意味で導入をしている。そしてそういう市町村の小さな取り組みから順に大きくなって、国の法律を変えていくというような動きかと思います。

憲法24条で、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立しとある以上、法律がこの「両性の」というのは男女を言っているのか、どうなのかというのが争点になるかと思います。

当時、憲法が制定された当時においては、男女以外の者を、排除はしていないけれど考慮には入れていなかったというふうに思います。そういう意味で、市町村からこういうパートナーシップという制度を導入することは非常に意味がある。特に笛吹市の場合は、甲府市とか、そういうところを見ても、非常にLGBTの多様性のある社会だろうと思います。笛吹市においてこそ、本件では最初にすべきだと思いますけれど、この点について、もし市長の考え方があったらお示しいただきたい。

○議長（保坂利定君）

山下市長。

○市長（山下政樹君）

今、雨宮部長からお話したことに尽きるわけでございますけど、いずれにしましてもいろいろな課題がありますから、そういうものをしっかり検証しながらですね、実際の話、笛吹市の中に、今言われているのは、あくまでもまだこうだろうということですから、そういうふうに本当に必要な方が大体どれくらいいらっしゃるのか、そういうこともよく研究しながらですね、今後、課題として一つ、頭においていきたいというふうに思っております。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

極めて消極的な意見だったと思います。

当事者がこういうものに対して、カミングアウトするのが非常に厄介な問題です。だからこそ行政がすすんでそういうものを取り入れていく、そういう視点が必要かと思います。

次の質問に移ります。

多目的芝生グラウンド整備の進め方についてということですが、昨日の代表質問で、2、3の人から極めて重要な問題ということで質問がありました。その芝生グラウンド広場の6月定例議会で、その委員会設置が決まった多目的芝生グラウンド整備は、大きな予算と広大な面積、そして工期も長期になると想定されます。

それだけに、市民の意向を的確に把握する中で、慎重に進める必要があろうと思います。

以下、質問をします。

多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会は設置されたのか。されたとしたら、委嘱された委員は誰か。

2番目、今後のスケジュールについて話し合われたか。話し合われたとしたら、その中身について聞きたい。

3番目、本市ではアリーナ建設、戦国ミュージアム建設等の2つの建設計画で失敗していると思います。それはどこに失敗の原因があったのか。

4番目、多目的芝生グラウンド整備を進める上で、今後、どの段階で議会に諮ろうと考えているか。

以上です。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会の設置状況およびその委員、今後のスケジュールについてです。

多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会は、会議の開催を10月上旬から来年2月までに合計5回予定しています。

第1回会議では、市長から検討委員会への諮問を行った上で、グラウンド整備の必要性、第2回会議では、整備方針の検討、導入施設の機能の検討、施設利用者の設定などを予定しており、現在、第1回会議の開催に向けて、準備を進めています。

検討委員会の委員については、第2回定例会で議決いただいた笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会設置条例の第3条第2項で、学識経験者、関係団体の代表者、市職員とすることから、学識経験者として、スポーツ振興、地域振興、施設整備・運営を専門とする、または見識のある大学教授やスポーツツーリズムに見識のある方を、関係団体については連合区長会、笛吹市スポーツ推進審議会、笛吹市スポーツ協会、笛吹市スポーツ少年団本部、石和温泉旅館協同組合、笛吹市シニアクラブ、笛吹青年会議所の代表者を、市職員については副市長を委員とすることとしています。

次に、過去の2つの建設計画が失敗した原因についてです。

これらの事業について、議会や市民の皆さまの理解が得られなかったことには、様々な要因があったと思います。

その中には、アリーナ建設事業については、当時、大型建設事業がいくつも計画されている中で、当該事業に必要な整備費や建設後の維持管理費による財政悪化への懸念、「風林火山 三船敏郎ミュージアム」については、世界的映画俳優三船敏郎氏の記念館、戦国武将武田信玄や侍などに関する記念館として、市では外国人観光客など年間30万人の入場者を見込んでいましたが、三船氏の集客力に対する疑義があったと推察しています。

次に議会に諮る段階はいつかについてです。

笛吹市多目的芝生グラウンド検討委員会での検討の進捗に応じて、全員協議会において、検討状況を説明していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

この質問書を出したあとに、執行部のほうからこの基本策定支援業務仕様書と、そしてこの仕様書に沿ったプロポーザルの回答がありました。大体においてこれの委員が決まって、委員がこの選定にあたるべきだと思うんですが、それをどういうわけか、先に6月8日にもう、業務委託の提案書ができているということでは、どうも大きい事業にしては軽く見ているのではないかと。これを最終的に、そして昨日も出たんですが、1社しかない競争の場合は、例えば

日にちを余計設けて、もう一度やるなりして、複数の者が応募して、そこで議論を戦わせると
いうのが普通だと思うんです。どうして、この6日、5日の間に限って、しかも6月、これは
8日ということになっていきますけれど、どうしてこのように急がなければならなかったか、そ
の理由を述べてもらいたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

野澤議員の再質問にお答えします。

昨日の答弁でもお答えしましたように、工期日程につきましては、業界紙等で報道されると
ともに、国や自治体等における工事や委託業者などの発注見通しや入札公告などの情報を集約
し、有償で提供する入札情報サービスを利用している事業者も多数あると推測されるため、こ
の期間で問題ないと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

○11番議員（野澤今朝幸君）

いずれにしてもこの大きな事業ということになりますので、今までの進め方に非常に疑義が
あるわけですが、今後の委員会、あるいは議会へのしっかりした段階を踏んで、一步一步確認
を取りながら進んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、野澤今朝幸君の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

再開を2時30分といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時28分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、河野智子君の質疑および質問を許可します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、子どもへのコロナ対策について、質問いたします。

8月の新型コロナウイルスの新規感染者急増により、医療体制が追いつかず、重症者、自宅
療養者が増え、自宅で死亡する方も増えました。政府の原則自宅療養との方針は、国民に大き
な不安を与えました。全国各地で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域となり、今
現在、新規感染者は減少傾向にあるものの、東京都を含む19都道府県では緊急事態宣言が9月
30日まで延長されています。感染力の強いデルタ株の影響により、今まで感染者が少なかつ

た子どもの感染者も増えています。

ワクチン接種は進んでいますが、重症化しやすい高齢者を優先し、徐々に年齢を引き下げたため、若者への接種は始まったばかりです。SNSでは、ワクチン接種に関する誤情報が流され、さらに不安をあおっています。若い人に副反応が出やすいため、接種をためらう人もいるといいます。

夏休みが終わり2学期を迎えましたが、12歳未満はワクチン接種ができないということもあり、今まで以上に感染に気を付けなければなりません。コロナ感染に対する不安により、登校したくないと思う子どももいると思います。長引くコロナ禍で、大人でさえ不安な気持ちを抱えながら毎日を過ごしています。子どもたちは、学校行事の中止や縮小、感染対策により以前のように思い切って遊ぶこともできないなど、不自由な生活を強いられていることでしょう。

子どもたちの学びを保障すると同時にコロナ感染対策を行わなければならないため、学校や保育園の関係者の皆さまには、大変なご苦勞をおかけしていると思います。これから冬に向かい感染が再び拡大するといわれており、感染の収束が見通せず、長期化することも考えられます。

以下、伺います。

(1) 12歳以上の子どものワクチン接種の終了見込みおよびすべての年齢のワクチン接種終了見込みはいつでしょうか。

(2) 子どもと接する機会が多い小中学校の教師、保育士、学童保育指導員等のワクチン接種状況はどうなっているでしょうか。

(3) 登校・登園時の健康観察は、どのように行っているでしょうか。

(4) 家族に体調不良の人がいた場合、どのように対処しているでしょうか。

(5) 登校・登園時、子ども本人が発熱・体調不良等の場合、どのように対応しているでしょうか。

(6) 学校において、コロナウイルスに感染しないためにはどうすればいいか、子どもたちが学ぶ機会があるでしょうか。

(7) 長引くコロナ禍で、子どもの不安な気持ちに寄り添うための対応は、どうしているでしょうか。

(8) 感染が拡大する中、半分は登校し、半分はリモートで授業を行う、ハイブリッド授業をしているということもお聞きました。感染の長期化、再拡大した場合、リモートでの授業も考えなければならないと思いますが、準備はできているでしょうか。

(9) オンライン授業をするため、インターネット環境のない家庭には、Wi-Fiルーターを貸し出すということで、市内の中学校でWi-Fi環境についてアンケートを行ったという話をお聞きましたが、アンケート結果はどうだったでしょうか。

(10) タブレットを持ち帰って破損させてしまった場合はどう対応するのでしょうか。

(11) 今回のまん延防止の措置により、中学校では一日おきに登校する分散登校となったとお聞きました。このやり方だと、生徒は給食を食べるのも一日おきとなります。コロナ禍で家庭によっては食事を食べることに苦勞している家庭もあり、学校での給食の役割は大きいと思います。今後、分散登校が必要になった場合、登校の仕方を午前・午後とし、それぞれの生徒が毎日給食を食べることができるような方法を取り入れてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野智子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、12歳以上のお子様およびすべての年齢の希望者へのワクチン接種終了見込みについてです。

12歳以上の子どものワクチン接種については、9月15日から接種の予約を受け付け、10月2日から接種を開始し、10月末に終了する見込みです。

また、すべての年齢の希望者へのワクチン接種については、11月中の終了を見込んでいます。

次に小中学校の教師、保育士、学童保育指導員のワクチン接種状況についてです。

学校関係者や保育士については、一般枠とは別に優先枠を設けてワクチン接種を行いました。

教職員は、9月8日時点で1回の接種者は515人、接種率92.4%、2回の接種者は494人、88.7%です。

保育所の職員については、9月10日時点で1回接種者は504人、89.7%、2回接種者は470人、83.6%です。

学童保育の職員については、9月10日時点で1回接種者は63人、82.9%、2回接種者は61人、80.3%です。

次に登校・登園時の健康観察の方法についてです。

小中学校では、毎朝子どもたちから提出される検温カードをチェックし、朝の会で健康観察を行っています。

また、保育所では、家庭での毎朝の検温、体調確認、健康チェック表への記入をお願いするとともに、登園時においては、職員がチェック表の確認、目視による園児の健康観察を行い、必要に応じて保護者から聞き取りを行っています。

次に、家族に体調不良の人がいた場合の対応についてです。

小中学校では、家族に発熱等の症状がある場合には、まん延防止等重点措置に伴う県の要請を受け、保護者に子どもたちの登校を見合わせるようお願いしました。

保育所では、家庭での保育が困難な場合は、園児をお預かりしますが、なるべく他の園児との接触を控え、通常より検温、健康観察の回数を増やして保育を行っています。

次に登校・登園時、子ども本人が発熱・体調不良の場合の対応についてです。

小中学校では、専用のスペースを設け、検温、健康観察を行うとともに、速やかに保護者に連絡をして迎えに来てもらい、必要に応じて医療機関の受診をお願いしています。

保育所においても、速やかに保護者に連絡し、迎えに来てもらいます。保護者が迎えに来るまでの間は、他の園児と別の場所で職員が健康観察を行います。

次に、感染予防について子どもたちが学ぶ機会についてです。

学校では、朝の会や帰りの会、給食指導、学級活動や保健指導をはじめ、教育活動全体を通して、新型コロナウイルス感染症の予防に関する資料等を活用して、うがい、手洗い、マスクの徹底などを指導しています。

次に長引くコロナ禍で、子どもの不安な気持ちに寄り添う対応についてです。

学校では、教職員が、子どもたちの心の変化を見逃さないよう注意深く観察し、気付いたことを職員間で共有するとともに、声かけや心配事に耳を傾けるなど、きめ細かな指導を行っています。

また、専門的な支援が必要な場合は、学校に配置されているスクールカウンセラーにつなぎ、相談に応じています。

保育所においても、園児の気持ちに寄り添い、しっかり観察し、わずかな変化も見逃すことのないよう努めています。

次にリモート授業の準備についてです。

リモート授業の準備については、大型モニターや一人一台端末、校内無線LAN等、ハード面の整備は終了しています。

一方、ソフト面では、夏季休業中にICTを活用した校内研修を行うとともに、まん延防止等重点措置期間には、分割授業等を行った一部のクラス間で、校内でのリモート授業を実施しました。

現在、コロナ禍でやむを得ず登校できない児童生徒の家庭と学校をつなぐリモート授業を10月から開始できるよう、準備を進めています。

次に、児童生徒の家庭におけるWi-Fi環境のアンケート結果についてです。

昨年5月に家庭のICT環境について調査を実施し、93%の家庭でWi-Fi環境が整備されていました。

次に、児童生徒が持ち帰ったタブレットを破損した場合の対応についてです。

一人一台タブレットを、万一破損させてしまった場合は、速やかに学校に報告するよう家庭にお願いしています。

次に分散登校において、毎日昼食を提供する方法を取り入れることについてです。

分散登校については、感染防止対策と分散登校による教育効果を総合的に勘案し、各学校の実態に即した対応が必要となります。

なお、感染拡大等により分散登校が長期化するような場合には、給食の提供も含めて、校長会と協議しながら登校方法を検討することとなります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

長引くコロナ禍で、子どもたちにもストレスが溜まっていると思いますが、最近気になったニュースで、子どもたちに一人一台配られたタブレットがいじめの道具となり、小学生の女の子が自殺したという報道がありました。

また、9月の夏休み明けは自殺者が増えるといい、子どもたちの精神面への配慮が必要だと感じています。もしリモートでの授業が行われた場合、子ども同士、また先生方と直接会う機会が極端に減ってしまいますが、きちんと学習ができているかとともに、精神的な不安を抱えていないか、子どもたちの心に寄り添った対応を考えているかどうか伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

リモートについては、今後、どのような方法を取って生徒と寄り添っていくかということになりますが、テレビ電話を使った機能において、毎朝子どもの健康チェックですとか、そういったことができるようになっております。そんなことを通じて、子どもたちの今の状況を確認していきたいと思っています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

一人ひとりの小さな変化を見逃さないようにすることは、大変難しいことかもしれませんが、先生方や保護者との連携によって、子どもの不安に寄り添った対応をお願いいたします。

また昨年、笛吹市では、1歳から18歳までの子どもに対し、インフルエンザ予防接種の費用を助成し、保護者の方から大変喜ばれました。

12歳未満の子どもは、コロナのワクチン接種ができないということもあり、今年度も同様にインフルエンザ予防接種の助成をしていただきたいと思います。

未来を担う子どもたちの命を守る対策を今後も考えていただきますよう、お願いいたします。

では、2問目の交通弱者に対する更なる支援を求めるについて質問いたします。

私たちは移動手段として、自家用車やバイク、自転車、あるいはバスやタクシーなどを使い生活しています。通勤、通学、買い物、通院などこれらの乗り物がなくてはならないものとなっています。

山梨県においては、移動手段として自家用車がなくてはならないものですが、高齢者等の世帯では自家用車を保有せず、バスやタクシー等公共交通を利用する、あるいは知人に車での送迎や付き添いをお願いする等の方法を取る方もいます。

現在、市が運営する移動手段として、市営バスとデマンドタクシーがあります。市営バスは、一宮循環バス、境川巡回バス、芦川バスの3路線であり、デマンドタクシーは御坂ルート、富士見ルートの2路線があります。また、移動支援として、在宅の重度障がい者、在宅高齢者、運転免許証自主返納者へのタクシー券交付等があります。

市の公共交通は定期的に見直され、ルートの変更等も行われてきましたが、本数が限られており、停留所から遠いために利用できない等の問題も残されています。高齢になるほど、運転免許証の保有率や自家用車所有率は低くなり、歩いて行ける距離が短くなるため、バスでの移動は困難になります。限られた年金で生活している方にとって、タクシー代は負担となります。

高齢者への移動支援として、市民のボランティアによる支援を行っている行政もあり、笛吹市でも学習会等が行われてきました。ただ、市民ボランティアによる支援では、自動車をどうするか、交通事故を起こした場合の補償はどうするかなど、多くの課題があります。

生活保護受給者も自家用車を持っていない人が多く、交通弱者と言えます。生活保護受給者は高齢、病気が理由で働けない人が多く、受診している方も多くいます。通院するために電車

やバス、タクシーを使う方もいますが、受診のためにかかった交通費は医療扶助の通院移送費として支給される制度があることを知らない人が多いのではないのでしょうか。

そこで伺います。

(1) 構築指針(案)の具体例に互助による輸送とあります。この互助はボランティアも含まれると思いますが、市民ボランティアによる移送支援を行っている団体が市内にいくつあるのでしょうか。

(2) 今後、ボランティア参加者を募る場合、参加人数・年齢層の見込みはどのくらいでしょうか。

(3) 高齢者外出支援事業は、高齢者のみ世帯に属する75歳以上の高齢者にタクシー券が交付されますが、市民税非課税であるとか、64歳以下の家族と同居していると対象とならない等の制限があります。運転免許証自主返納支援事業は返納後、1年間有効なタクシー券を1回限り交付する事業であり、2年目からは支援がありません。「同居家族がいても仕事で出かけていれば頼むことができない。」「免許を返納しても1年経てば支援がない。」といった声もあり、所得制限や家族構成に関係なくタクシー券の交付を望む声も多いため、高齢者外出支援事業の対象者拡大を求めますがどうでしょうか。

(4) 生活保護受給者が通院で電車・バス・タクシーなどを使った場合、通院移送費として認められる場合はどのような場合でしょうか。また、どのような手続きが必要でしょうか。

(5) 笛吹市で通院移送費を支給されている人は何人いるのでしょうか。

(6) 公共交通については、たびたび見直しがされてきましたが、現状では、すべての地域を網羅するものとはなっていません。笛吹市では、移動手段・移動支援構築指針を策定し、指針に沿って検討していくということですが、今後どのような形で検討していくのでしょうか。

2問目の質問といたします。

○議長(保坂利定君)

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長(返田典雄君)

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、移送支援を行っている市内ボランティア団体の数についてです。

市ボランティアセンターによると、現在、約60のボランティア団体が登録されていますが、その中に移動支援を行っている団体はありません。

次にボランティア参加者を募る場合、参加人数、年齢層の見込みについてです。

移動支援のニーズを踏まえる中で、対象範囲や移動の回数など、業務内容は変わるため、参加人数等の見込みは示すことはできません。

次に高齢者外出支援事業の対象者拡大についてです。

高齢者外出支援事業の対象者は、交通手段の利用が困難な在宅高齢者のうち、75歳以上の独居者、または65歳以上のみの世帯に属する75歳以上の高齢者で、市民税非課税の方としています。

現在、対象者の要件を拡大する考えはありませんが、本市においても、高齢化率が30%を超え、着実に高齢化が進んできていることを鑑み、地域全体で高齢者を支える支援づくりを進める生活支援体制整備事業において、高齢者の移動支援についても検討していきます。

次に、生活保護受給者の通院移送費の給付要件と手続き方法についてです。

給付要件は、主治医および市の嘱託医が必要と認めた場合で、給付金額については、傷病の状態に応じ、療養に必要な最小限度の日数分を決定します。

手続きは、生活援護課の窓口に申請していただき、主治医の意見をもとに、ケースワーカーが受診日数、自宅から医療機関までの交通機関、経路等を記載した書類を作成し、市嘱託医に確認した上で、市が給付の可否等を決定します。

次に通院移送費の支給人数についてです。

令和2年度の実績は、25人です。令和3年度は、9月1日現在、19人です。

次に公共交通の今後の検討方法についてです。

本年度策定した笛吹市移動手段・移動支援構築指針に基づき、公共交通網の再編、公共交通網を補完する取り組み、移動支援の整理、収益の改善について、具体的な方向を示し、地域や関係機関と調整した上で、笛吹市地域公共交通会議で協議していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

令和2年度の通院移送費支給人数が25人ということですが、笛吹市の令和2年3月時点での生活保護受給世帯568世帯、人員682人という人数からすると、かなり少なく感じます。制度そのものが知られていないのではと感じますが、周知方法としてはどのような方法が取られているでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野智子議員の再質問にお答えをいたします。

生活保護受給者に対しましては、それぞれケースワーカーが定期的に訪問を行って、生活状況等の確認を行っております。その中で訪問の折に、健康状態等についても確認をしながら、この通院移送費の説明を行うとともに、病院の先生方にもこの通院移送費の説明を行い、制度の周知を図っております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

交通弱者の足の確保は、笛吹市にとって喫緊の課題だと感じます。高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故のニュースがたびたび報道されます。しかし、免許を返納してしまうと生活できないという声を耳にします。

免許証自主返納者に対し、毎年、タクシー券が配布されれば、さらに免許証を返納する方が増え、痛ましい事故も減るのではないのでしょうか。

限られた生活費の中で、通院のためにタクシー代を払うと生活していけないという相談が寄せられたこともあります。タクシー券の支給対象者の拡大と、一日も早い移動手段、移動支援の構築をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

最初に、子どもへのコロナ対策の項について、関連質問を行います。

これまでは高齢者が、若い人たちはあまりコロナにかからないということだったんですが、今はそうではなくなっているということで、これまでは内科系を中心に、市の強い働きかけもありまして、市内の多くの医院が、病院がコロナ疑い、要するに発熱外来等を設けまして、受け入れて、外来難民ということはあまり笛吹市においては起こらなかったのではないかと思います。

ところが今回は、また子どもへも感染するということで、そうすると今度は小児科を中心として、改めて、やはり発熱外来等、そう名を打たなくてもコロナ疑いとみられる人たちもしっかり診てもらえるような形を改めてつくっていく必要があるのではないかと思います。

特に、今年はRSウイルスの感染が非常に多くありまして、これが結局去年、マスクをしたり、いろいろな予防措置の影響で、RSウイルスもほとんど発生しなかったということが、結局免疫を持っている人が少なくなって、今年増えていると。同じことがやはりもう1つ、インフルエンザについても懸念されるところであります。

そうした中で、そうした対策をしっかり取る必要がありますが、特に子どものコロナ関係で、小児科を中心とした外来で受け入れ態勢を取ってもらうようにすると、予防して満杯にならないように予防措置を、インフルエンザの予防接種等も含めてですね、患者を減らす努力が必要ではないかと思いますが、その点についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺正秀議員の関連質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、インフルエンザの時期に入ってきましたので、小児科医の先生方も、このコロナの予防接種とインフルの予防接種の時期と重なってくると。ただでもコロナの予防接種で、いろんな医療の業務が忙しくなっているところで、さらに忙しくなるということを懸念している声も届いております。

いずれにしましても、コロナにしましても、インフルエンザにしましても、まずは基本的な感染予防対策を徹底すると。コロナについては、特に小さなお子さんは予防接種、接種を受けることができませんので、周りの大人が率先して、まずはコロナの接種を受けていただくと。それに併せまして、さらに基本的な感染予防対策を徹底をしていただくということが、基本的なことだと思います。

あとは、病院の先生方につきましては、今後、忙しくなるときの対応につきましては、どの

ような対応を行うものがベターなのか、また市の医師会と連携を図りながら、方向性を決めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ありがとうございました。

もう1つ、交通弱者に対する更なる支援を求めるという項目について、先ほどボランティアも、互助による輸送において、ボランティアも含まれるというふうなことがあるわけなんですけども、ただ現実問題としてボランティアで出れる方というのは、やっぱり高齢者が、今のボランティア団体もそうなんですけど、ほとんどなんですね。そうすると、年寄りが年寄りを輸送するというので、大変そこには問題があるかと思うんです。そういう点では、基本的には、やはり公共交通ですから、行政が責任持って、その体系をつくっていくということが必要だと思うわけです。そういう点では、ボランティアにこの分野で頼り切るという考えは、まずいと思いますが、その点についての考え方を示していただきたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺議員の関連質問にお答えします。

このたび市で作成しました、笛吹市移動手段・移動支援の構築指針に基づきまして、その方向性の中で移動支援、公共交通網の補完する取り組みということの中で、公共交通網の再編を行ったとしても、市内地域をカバーすることはできません。公共交通で対応できない地域においてはタクシーのほか自家用有償旅客運送、互助による輸送の活用ということも考えておりますけども、渡辺議員がおっしゃいますように互助の輸送だけではなく、タクシーとか自家用有償旅客運送についても考えていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

関連質疑および質問を終わります。

ただいま議題になっております議案第66号から議案第111号までの46案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日9月23日から10月4日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日9月23日から10月4日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は10月5日、午後3時から再開いたします。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時02分

令和 3 年

笛吹市議会第 3 回定例会

1 0 月 5 日

令和3年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和3年10月5日
午後 1時30分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 69号 | 令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)の訂正について |
| 日程第 2 | 議案第 66号 | 笛吹みんなの広場条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 67号 | 笛吹市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 68号 | 笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 69号 | 令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第 6 | 議案第 70号 | 令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 7 | 議案第 71号 | 令和3年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 8 | 議案第 72号 | 令和3年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 9 | 議案第 73号 | 令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第10 | 議案第 74号 | 令和3年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第11 | 議案第 75号 | 令和3年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 議案第 76号 | 令和3年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第13 | 議案第 77号 | 令和3年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第14 | 議案第 78号 | 令和3年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第15 | 議案第 79号 | 令和3年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第16 | 議案第 80号 | 令和3年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第17 | 議案第 81号 | 令和3年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |

日程第18	議案第82号	令和3年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第19	議案第83号	令和3年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第20	議案第84号	令和3年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第21	議案第85号	令和3年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第22	議案第86号	令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第23	議案第87号	令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第24	議案第88号	令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25	議案第89号	令和2年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第26	議案第90号	令和2年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	議案第91号	令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28	議案第92号	令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
日程第29	議案第93号	令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
日程第30	議案第94号	令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第31	議案第95号	令和2年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第32	議案第96号	令和2年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第33	議案第97号	令和2年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第34	議案第98号	令和2年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第35	議案第99号	令和2年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第36	議案第100号	令和2年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第37	議案第101号	令和2年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第38	議案第102号	令和2年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 3 9 議案第 1 0 3 号 令和 2 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理
会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 0 議案第 1 0 4 号 令和 2 年度笛吹市水道事業会計決算認定について
- 日程第 4 1 議案第 1 0 5 号 令和 2 年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第 4 2 議案第 1 0 6 号 令和 2 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定
について
- 日程第 4 3 議案第 1 0 7 号 令和 2 年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第 4 4 議案第 1 0 8 号 変更契約の締結について（笛吹みんなの広場整備工事（債
務））
- 日程第 4 5 議案第 1 0 9 号 笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 4 6 議案第 1 1 0 号 字の区域の変更について
- 日程第 4 7 議案第 1 1 1 号 市道認定について
- 日程第 4 8 請 願 第 2 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、
中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務
教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第 4 9 請 願 第 3 号 （加齢性）難聴者の補聴器購入に関わる負担軽減を求める
請願
- 日程第 5 0 八幡山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第 5 1 神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第 5 2 議案第 1 1 2 号 令和 3 年度笛吹市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 5 3 議案第 1 1 3 号 契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（建
築）（債務））
- 日程第 5 4 議案第 1 1 4 号 契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（機
械設備）（債務））
- 日程第 5 5 発 議 第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書の提出について
- 日程第 5 6 発 議 第 3 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、
中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教
育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
- 日程第 5 7 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司
9番	荻	野	謙	一	10番	古	屋	始
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏
17番	小	林		始	18番	渡	辺	正
19番	保	坂	利	定				秀

3. 欠席議員

（ な し ）

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市	長	山	下	政	樹	副	市	長	小	澤	紀	元
教	育	長	望	月	栄	一	総	務	部	長	深	澤
総	合	政	策	部	長	返	田	典	雄	会	計	管
市	民	環	境	部	長	雨	宮	和	博	保	健	福
産	業	観	光	部	長	小	宮	山	昌	彦	建	設
公	営	企	業	部	長	水	谷	和	彦	教	育	部
総	務	課	長	茂	手	木	政	和	政	策	課	長
財	政	課	長	金	井		久	代	表	監	査	委
												員
												横
												山
												祥
												子

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻	野	重	行
議会書記	内	藤	三	記
議会書記	北	野	隆	史

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、農業委員会会長 三枝啓一君および消防本部消防長 矢崎丈司君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第1 議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）の訂正について」、審査の議題といたします。

訂正の理由の説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、提出しました議案の訂正について、概略をご説明申し上げます。

議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）の訂正について」は、歳入歳出それぞれ16億179万円の追加を、15億1,352万円の追加に、補正後の予算総額383億688万円を、382億1,860万円に訂正するものです。

これは、議案上程後、議会をはじめ市民の声を聴く中で、より市民生活の支援につながる予算編成が必要であると考え、総合政策部企画課所管および市民環境部戸籍住民課所管の「がんばろう笛吹！応援商品券事業」の歳出予算額5億1,492万円を減額するとともに、当該事業の特定財源となる国庫補助金8,827万円を減額しました。

また、事業費の減額に伴い、不用となる一般財源額4億2,664万円を、財政調整基金への積立金として調整をしました。

さらに、債務負担行為のうち「がんばろう笛吹！応援商品券事業」に係るものについて削除しました。

以上、議案の訂正について、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第1 議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）の訂正について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

これより議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）の訂正について」の申し出の採決を行います。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）の訂正について」の申し出を承認することに決定いたしました。

ただいま、議題になっております訂正された議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）」については、訂正部分の所管は総務常任委員会となりますので、議案の訂正部分について、お手元に配布してあります議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

このあと総務常任委員会を開催し、議案審査を行います。

ここで暫時休憩いたします。

総務常任委員会の訂正された議案第69号の審査が終了しましたら、再開をいたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 2時09分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

先ほど総務常任委員会に付託しました訂正された議案第69号の委員長報告については、このあと総務常任委員会に付託した案件とともに委員長から審査結果の報告を求めます。

○議長（保坂利定君）

日程第2 議案第66号から日程第47 議案第111号までを一括議題とします。

本案については今定例会初日9月10日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果についての報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたのでご報告をいたします。

去る9月22日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、9月27日、28日、29日、30日、10月1日の5日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

また、本日の本会議において議案第69号の訂正が承認されたことを受けまして、先ほど訂正箇所の審査および採決のため、総務常任委員会を開催したところでございます。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第67号 「笛吹市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正について」

総務部税務課の審査において、課税免除対象となる業種に地域の特性を活かした小水力発電事業や林業が該当になるかおよび対象として追加された情報サービス業が、何事業所あるかとの質問があり、小水力発電事業、林業対象にはならないが、木材を活用した製造業、農林水産物等販売業は対象になる。情報サービス業の事業所は、現在のところありませんとの説明がありました。

議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」

総務部管財課の審査では、本館電源装置改修工事については、現在4機ある非常用発電機を更新するとともに、72時間以上稼働できるようにするため、当初、本館駐輪場前に3千リットルのタンクを設置する予定であったが、メーカー等が決定したことにより既存の発電機の位置に設置可能となりました。タンク設置にあたり、擁壁の補強、フェンス、水道、配線等の整備が必要となったことによる補正であるとの説明がありました。これに対し、総事業費はどのくらいになるのかおよび工事終了はいつかとの質問があり、総事業費は、1億300万3千円。令和4年3月終了予定であるとの回答がありました。

「がんばろう笛吹！応援商品券事業」については、総合政策部および市民環境部の審査について、先ほど市長から提案された訂正議案について審査をいたしたところ、訂正箇所については可決すべきものと決しました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、交通安全施設整備事業について、千葉県八街市の事故を受け、通学路の現地点検を行い、市内5カ所にグリーンベルトの敷設工事、1カ所に路面標示設置工事が必要となったことによるとの説明がございました。これに対し緊急対応が必要な工事箇所はこれですべてかとの質問があり、各学校のPTAから毎年要望を提出してもらい、通常であれば現地確認を行った中で、優先順位をつけ工事を実施するのが普通であるが、今年度は、現時点で緊急対応が必要な箇所すべての整備を行うこととしたとの説明がありました。

議案第87号 「笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

総務部収税課の審査では、県内における本市の市税に対する収納率の状況およびコロナ禍での滞納者への対応について質問があり、市税収納率は、特定の税目の徴収率が極端に低いという本市の特殊事情もあり、県下で27番目の最下位であるが、令和3年度の収納率は、去年の同時期と比べ1%上昇している中、滞納者への対応については、督促ならびに催告を行い、なるべく接触を減らすような対応を余儀なくされたが、担当職員一丸となって取り組んだことにより一定の成果を得たと評価しているとの回答がありました。

総合政策部企画課の審査では、国勢調査事業について、市内の調査区は何区画あり、調査員等の総動員数は何人かとの質問があり、調査区は市内で512区あり、調査員は延べ329人、指導員は49人であり、指導員と調査員は兼務していないとの回答がありました。また、委員

から調査員の選任に苦慮している地域があったため、今後も市職員OBの活用をすすめるなどの方策を継続して行ってほしいとの意見がありました。

なお、委員1名から総合政策部所管項目の決算認定について反対討論がありました。

市民環境部戸籍住民課の審査では、人件費として、多くの申請を受付や処理を行う窓口の職員配置は適正かとの質問があり、本市で、年間申請件数は6万3千件超となっており、複雑化する窓口での対応には高いスキルが必要になっている。人員の適正配置については、行政改革担当部署とも協議をした中で検討している。また現在、窓口に自動番号発券機を導入し、申請の整理および振り分けを行うことで、待ち時間が短縮され好評を得ているが、今後も他市の状況を研究しながら市民サービスの改善に繋げていきたいとの説明がありました。

消防本部消防課の審査では、今後の救急自動車の入れ替えの計画はどのようになっているかとの質問があり、消防本部の車両更新計画に基づいて更新を行っている。令和2年度は救急自動車を2台入れ替えた。令和3年度は、はしご車のオーバーホール事業があるため更新は行わない。令和4年度は計画上では1台更新する予定との説明がありました。

議案第108号 「変更契約の締結について（笛吹みんなの広場整備工事（債務）」

総務部管財課の審査において、水替工、植栽工及び埋設物の撤去作業の増工による変更契約であるとの説明がありました。これに関し、埋設物があることは、分かっていたのではないかととの質問があり、工事の進捗に伴い、工事の支障になる埋設物を撤去したものであるとの説明がありました。また、防災面から市民に対して更なる周知をしてほしいとの意見に対し、災害時に自衛隊の活動拠点となることを見据え、整備決定の段階から自衛隊の協力を得ている。オープニングイベントの際にも災害派遣活動に関する展示を依頼しているとの説明がありました。

議案第109号 「笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について」

総合政策部政策課の審査において、計画期間は令和3年度から7年度までの5カ年であるとの説明がありましたが、計画期間の中で変更はあるのかとの質問があり、新たに芦川町区域で必要な事業を実施しなければならない場合は、変更等を行わなければならないとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

なお、令和3年請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願」については、多種多様な意見・発言がありましたが、結論として継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第67号 「笛吹市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第68号 「笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」のうち総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第87号 「令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち総務部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

各支所所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第108号 「変更契約の締結について（笛吹みんなの広場整備工事（債務）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第109号 「笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」および議案第87号 「令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第67号および議案第68号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第67号および議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第108号および議案第109号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第108号および議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る9月22日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、9月27日、28日ならびに29日、30日、10月1日の5日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」では、保健福祉部の福祉総務課の審査では、身寄りのない人の埋葬事務について一人暮らしで親族がいない方が増えているのかとの問いに対し、調査はしていないが、笛吹市の埋葬実績としては増えている。今後も増えるの見込んでいるとの説明がありました。

保健福祉部の子育て支援課の審査では、ふえふき子どもの食料・生活用品支援ネットワーク事業について、実際に現場で活動を予定している団体はどのような団体なのかとの問いに対し、社会福祉協議会、子ども食堂を行っている団体、フードパントリーを行っている団体、地域の子どもを対象に活動している団体などであるとの回答がありました。

教育委員会の学校教育課の審査では、小中学校ICT環境維持整備事業、教師用タブレット端末購入について、教師の数に対してタブレット端末がどれくらい配置されているのかとの問いに対して、現在300台が配置されており、今回の補正で20台を補充する。教職員については450人程度在籍しているが、これには講師や学校サポーター等も含まれているため、常時タブレットを使用して授業をする教員のことを考慮すれば、320台から330台あれば賄えると考えているとの説明がありました。

議案第87号 「令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」では、保健福祉部の福祉総務課の審査において、在宅福祉推進事業、配食サービス事業における、高齢者見守り事業中に何か異変のあった場合の対応について説明を求めたところ、委託業者が手渡しで配食サービスを行っていて、対象者に会えない等の異変があった場合には、市役所に連絡をもらい、市役所から家族やケアマネジャーに連絡を取り安否確認を依頼する。家族等に連絡が取れない場合には、市職員が直接自宅を訪問し安否確認を行っているとの説明がありました。

市民環境部の環境推進課の審査において、衛生対策事業における不法投棄パトロール員の実績について詳しい説明を求めたところ、不法投棄パトロール員は1名で、毎日、市内を巡回し、不法投棄現場の写真および日報を提出させている。令和2年度の実績として、5,660 kilogramsの不法投棄物を回収したとの説明がありました。

また自動車騒音常時監視事業においては、騒音の監視は、市内のどの地点で何カ所行っているのかとの問いに対して、測定箇所は、国道県道を含む市内主要道路を5年間のローリングで実施計画を組んでおり、令和2年度は15カ所の測定を行ったとの説明がありました。

教育委員会の学校教育課の審査において、小中学校学校教育事業、学力向上支援スタッフ追

加配置事業について、41名を追加配置するのは困難ではなかったかという問いに対して、各学校に加配教員を県が配置しているが、勤務時間が半日であるため、残りの半日について市が学力向上支援スタッフとして再配置するという方法を取っているとの説明がありました。

また学力向上支援スタッフとスクール・サポート・スタッフとの違いは何かという問いが追加であり、前者は、直接子どもに、学習支援に関わる仕事を行っており、後者は直接子どもに関わらない事務仕事や環境整備などを行っている。両者とも教員免許は必要ないとの説明がありました。

議案第89号 「令和2年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」では、保健福祉部の長寿介護課の審査において、一般介護予防事業費、介護予防普及啓発事業の執行率について37.9%に留まっている理由について、さらに説明を求めたところ、コロナ禍により年度の前半に各種事業が開催できなかったために執行率が下がったが、年度の後半については、感染対策をしっかりと行い事業を開催したとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第70号 「令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第71号 「令和3年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第72号 「令和3年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第73号 「令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第75号 「令和3年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第87号 「令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、保健福祉部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第88号 「令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第89号 「令和2年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第90号 「令和2年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第91号 「令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第93号 「令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第69号および議案第87号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第70号から議案第75号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案についての委員長報告は可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第75号までは原案のとおり可決されました。

議案第88号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、議案第88号 「令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の反対討論を行います。

令和2年度の国民健康保険特別会計決算は、歳入総額82億2,572万6,509円、歳出総額77億8,506万5,559円。コロナの影響による受診控えがあり、療養給付費が減少し、単年度収支で8,400万円の黒字となりました。

その一方で、一般被保険者国民健康保険税の収入未済額は3億4,032万円で、件数にすると1万7,172件。また、正規の保険証がもらえず短期保険証の世帯は539世帯。資格証明書の世帯は161世帯でした。国保が高いために、多くの方々が払うことができなかった結果であると思います。

令和2年度には、国保税の税額がわずかではありますが、引き下げられました。そして国保税には、低額所得者に対し軽減措置があり、コロナの影響により収入が減った場合には、減免措置が取られましたが、それでもなお、多くの方が国保税を払えず短期保険証や資格証明書が発行されています。

日本共産党議員団は、家族の人数が多いほど、金額が増える均等割額引き下げと、子どもの均等割の減免を求めてきましたが、そのような対応はされませんでした。

国保税の払えない家庭では病気になっても受診できず重症化させてしまうこともあります。誰もが必要なときに受診できるよう、来年度の国保税率の更なる引き下げを求め、反対討論いたします。

○議長（保坂利定君）

賛成討論を許します。

2番、落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、賛成の討論をいたします。

新風会の落合でございます。

令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

国保を取り巻く状況は、少子高齢化の進展により被保険者数は減少傾向にある中、高齢者人口の割合が増加する一方、生産年齢人口は減少しているため、国民健康保険の財政運営は一段と厳しい状況が続いております。

こうした状況下において、市民の健康と医療を守り安定した国保運営を続けることが必要であることから、平成30年度の国民健康保険制度改革により、県は市町村とともに財政運営の責任主体となり、市町村は必要となる費用を被保険者から国民健康保険税として徴収し、県へ納付する仕組みに改められております。

この納付金の額は、県全体で必要と見込まれる医療費の額を市町村の被保険者数や所得額によって案分した後、各市町村の医療費水準により市町村ごとの納付金を算定し、市は県から示された納付金を納めております。

1人当たりの医療費が高い笛吹市は、激変緩和措置として令和2年度では1億2,811万円を国・県より公費負担していただいている現状でございます。

国保の令和2年度の歳入は82億2,572万円、歳出は77億8,506万円でありました。繰り越しを除く実質単年度収支は7,400万円プラスとなっております。

激変緩和措置による恩恵を考慮すると、約5,400万円のマイナス決算となります。この激変緩和措置も令和5年度には終了する見込みであるため、令和6年度以降、県が国民健康保険水準の統一を示している令和12年度までの6年間は、マイナスを補う必要が見込まれ、基金の取り崩しも考えられます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えもあり、1人当たりの医療費も前年に比べ減少していますが、令和3年度は増加に転じていると聞いております。

国民健康保険事業については、支出の大半が医療費という非常に把握困難な不確定要素であることから、一定額を予備費として計上する必要もあると考えられます。

本市では、令和2年度国保税の引き下げを行っていることから、被保険者の負担も軽減されております。また、収納率も令和2年度は95.81%と前年度を0.64ポイント上回るなど、収納率の向上に努められた結果も見受けられます。

このような状況を踏まえ、厳しい状況下の中でも本会計の決算は公平性を保ち、適正に執行されたと考えられます。

国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険は、被保険者である市民にとって重要な役割を担っている制度であることから、国民健康保険事業の適正な運営と更なる保健事業の充実に取り組

んでいただき、健全な財政運営に向け、一層努力されることを要望いたしまして賛成討論いたします。

○議長（保坂利定君）

（「議長、休憩。」の声）

この採決をしてから休憩します。

討論を終結します。

これより議案第88号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時02分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

○議会事務局長（荻野重行君）

議長の議事整理権で議事を整理いたします。

○議長（保坂利定君）

先ほどの議案第70号から議案第75号までの一括議題は、議案第70号から議案第73号および議案第75号と訂正をいたします。

大変失礼をいたしました。

議案第89号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第89号は原案のとおり認定されました。

議案第90号から議案第91号および議案第93号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は認定です。

本3案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第90号から議案第91号および議案第93号は原案のとおり認定されました。

続いて、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長（小林始君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、9月27日、28日、ならびに9月29日、30日、10月1日の5日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第66号 「笛吹みんなの広場条例の制定について」

建設部まちづくり整備課の審査では、「笛吹みんなの広場」の、防犯やセキュリティーについて、どのような考えを持っているのか説明を求めたところ、今後、運用をしていく中で、よりよい公園となるように継続して考えていきたいとの回答がありました。

委員からは、防犯、子どもの安全、公園の管理、周辺への騒音対策など、みんなの広場の運営について、今後もよく研究し、よりよいものとしてもらいたいとの意見がありました。

また、委員より、今後の指定管理についての問い合わせがあり、指定管理料の算定のため、運営の実績等を把握する必要があるため当面は直営で運営を行い、その後、運営の状況を確認する中で指定管理を検討する予定であるとの回答がありました。

議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」

産業観光部農林土木課の審査では、農業農村基盤整備事業、土地改良施設維持管理事業の需用費、修繕料について尋ねたところ、この事業については、7月3日の豪雨により、石積みの崩落、水路等の詰まりなど市内14カ所の被災箇所があり、早急に対応すべきところは当初予算で計上した、農業施設緊急補修業務、修繕料等ですすでに対応してあるが、修繕しきれなかった箇所の工事と今後年度末までの工事等修繕料の補正であるとの説明がありました。さらに、委員より、その内容について詳細な説明を求めたところ、14カ所のうち対応してあるものは8カ所であり、残り6カ所は今回の補正で行う予定であるとの回答がありました。

議案第86号 「令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について」

公営企業部の審査では、資本的収入及び支出のうち、委託料、砂原配水場実施設計業務委託について、さらに詳細を尋ねたところ、この事業については、用地測量・地質調査・詳細設計・不動産鑑定を含め1つの事業としており、それぞれ個別に発注していくとの回答がありました。

議案第87号 「令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

産業観光部観光商工課の審査では、笛吹市企業立地促進事業助成金について尋ねたところ、助成金交付の要件は、該当事業者が操業前に事業認定申請を行い、操業後1年以内に、建物、

ライン、空調等費用の実績を交付申請時に添え、投下固定資産額が3億円以上の投資、増加する新規雇用が10人以上、うち地元雇用の3割以上が必要です。当該事業者への助成金交付はこの要件を充たし、助成率は投下固定資産額の1%を適用し、助成額は限度額となる6千万円であるとの回答がありました。

建設部建設総務課の審査では、過去15年にわたる市営住宅使用料の収納状況について尋ねたところ、平成20年度から24年度の間に過年度分の滞納金額が多いのは、当時、毎年度提出を求めている収入申告書の提出がされず、月々の使用料が最高額になったことが考えられる。現在は3カ月滞納した入居者には連帯保証人にも通知を送り、滞納額の縮減に努めている。このため、令和2年度分の滞納金額は、9月28日の段階で1万4000円となっているとの回答がありました。

その他、委員より、最近は観光振興にトイレをきれいに維持しておくことで、成功している自治体例もあり、トイレを常にきれいにしておくことが、観光振興、多くの観光客が訪れることに寄与すると考えられる。本市においても、トイレのきれいな維持管理方等を考え検討し、観光振興に活かしてほしいとの意見がありました。

議案第92号 「令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」

公営企業部の審査では、農業集落排水事業費の施設維持管理費について、10節需用費について、執行率の低い理由について尋ねたところ、修繕費について、緊急修繕で対応したものが、少なかったため執行率が低くなったとの説明がありました。

議案第104号 「令和2年度笛吹市水道事業会計決算認定について」

公営企業部の審査では、水道事業費用、原水及び浄水費、受水費について、峡東地域広域水道企業団への受水費について尋ねたところ、単価については1立米105円、日量は7,200トンであると説明がありました。さらに、供給単価・給水原価について尋ねたところ、1立米当たり供給単価は151.6円、給水原価は186.7円、販売利益は△35.1円であるとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第66号 「笛吹みんなの広場条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」のうち産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第74号 「令和3年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第76号 「令和3年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第77号 「令和3年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について」から議案第85号 「令和3年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について」までの9案件については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第86号 「令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について」、賛成全員

で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第 87 号 「令和 2 年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第 92 号 「令和 2 年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第 94 号 「令和 2 年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第 95 号 「令和 2 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」から議案第 103 号 「令和 2 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」までの 9 案については、いずれも賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第 104 号 「令和 2 年度笛吹市水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第 105 号 「令和 2 年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第 106 号 「令和 2 年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第 107 号 「令和 2 年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第 110 号 「字界の区域の変更について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第 111 号 「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第 69 号および議案第 87 号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第 66 号を議題として、討論を行います。

討論はありませんか。

5 番、河野智子君。

○5 番議員（河野智子君）

議長の許可をいただきましたので、議案第 66 号 「笛吹みんなの広場条例の制定について」の反対討論を行います。

日本共産党の河野智子です。

この条例は、笛吹みんなの広場の管理をどうするかという内容であり、この広場は市民の交流を促進し、賑わいの創出を図るため、様々なイベントが開催できる緑豊かな公園として設置するとあります。

この広場の立地を見ても駅に近く、石和温泉のホテルや旅館からも歩いてくることができ、

どう魅力と賑わいを創出するかが問われます。

市民や市民団体が利用するには、利用料が高すぎます。太鼓集団や軽音楽サークル、その他の団体が利用することは、みんなの広場の魅力と賑わいをつくる上で大きな貢献になり、有料ではなく、むしろ協力金を支払ってもよいくらいだと思います。軽トラ市、山梨の特産品の紹介と販売についても同様です。

甲府市では「自らのまちづくりは自らの手で」を合言葉に、市民がNPO法人甲府市北口まちづくり委員会をつくり、よっちゃばれ広場の指定管理者となり、イベントやまちづくりを行っているそうです。笛吹市にとっても参考になる取り組みではないでしょうか。

日常的に広場の魅力と賑わいを創出するためには、市民および市民団体の積極的、日常的利用が必要です。それを困難にする利用料金体系です。

利用料について再考することを求め、反対討論といたします。

○議長（保坂利定君）

賛成討論を許します。

9番、荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第66号「笛吹みんなの広場条例の制定について」、賛成する立場から討論をさせていただきます。

まず、笛吹みんなの広場は市民の交流、賑わいの創設を図り、様々なイベントが開催できる緑豊かな公園として整備されています。

笛吹みんなの広場条例第10条において、施設を占有して利用する場合のみ、使用料が必要となり、通常の公園として利用する場合は無料で利用できます。

まず、イベントなどの使用する料金につきましては、条例13条で減免の規定もあり、笛吹みんなの広場条例施行規則において、学校や保育園はもちろん、市内の社会福祉法人や障害者団体が福祉活動で利用する場合、市内の社会教育関係団体が利用する場合、市内に事務所を有する公共団体が使用する場合など、多くの利用に関して減免の規定があるとのことでした。

使用料についても1,500平方メートルの屋根施設を1日、全面で占有して利用する場合、9千円からと、ほかの施設と比較しても安価であると思います。

このため、市民の交流、賑わいの創出のために上程されている笛吹みんなの広場条例は、笛吹みんなの広場の設置に関して必要であり、適正であると考えます。

以上で、私の議案第66号「笛吹みんなの広場条例の制定について」、賛成の立場から討論させていただきました。

○議長（保坂利定君）

討論を終結します。

これより議案第66号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第74号、議案第76号から議案第86号までを一括議題といたします。
お諮りします。

本12案について討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本12案についての委員長報告は可決です。

本12案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第74号、議案第76号から議案第86号までは原案のとおり可決されました。

議案第92号、議案第94号から議案第103号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本11案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本11案についての委員長報告は認定です。

本11案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第92号、議案第94号から議案第103号までは原案のとおり認定されました。

議案第104号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

日本共産党の渡辺正秀です。

令和2年度笛吹市水道事業会計について、その認定に反対の討論を行います。

水道料の平成30年度からの値上げで、家計への負担は大きく増えております。上下水道を合わせると2カ月、50立方メートル使用のご家庭の負担は、改定前の年間6万4千円から7万8千円になりました。1万4千円以上の負担増でございます。時節柄、大変市民の生活が苦しい、こういう負担増、大きな負担増であります。

また、市の計画では、令和4年度からさらに2割値上げの計画がございましたが、これは3年間、先延ばしするとのことですが、値上げ計画自体は変えておりません。

私は、水道会計の独立採算性を厳しく適用することはおかしいと考えております。老朽管の敷設替え、耐震化、良質な水の供給は公共性の極めて高い事業でございます。道路建設などは

ほとんど公費負担なのに、道路建設などと比べて勝るとも劣らない高い公共性を持つ水道、下水道は独立採算というのは、そもそもおかしいと思います。さらにこの値上げの根拠とされる計算において、資産維持費なる減価償却費の二重計上とも言える費用を上乗せしております。

また、原水浄水の確保と施設建設事業においては、より安価な確保策を提案したにもかかわらず、既定の路線を突っ走り、これが経費の多くを占めております。こうした費用を市民負担で賄うということは認められません。

具体的に見てみましょう。

琴川ダム水導入に対しては、当時、余剰水が生じることが明らかであった広瀬ダムの畑灌水の利用を訴えたが、検討されませんでした。御坂浄水場の建設に対しては、新たな水源であるリニア御坂トンネルの湧水の利用を考え、再検討するように求めましたが、十分な検討は行われないまま、事業が進められました。

その結果、原水及び浄水費5億3千万円に及び、特に琴川ダムの受水費用は約3億円にのぼります。大きな事業の結果、減価償却費も6億4,400万円にのぼっております。企業債償還金利子は1億3千万円、元金の償還額は4億8千万円であります。実に原水浄水費、減価償却費、支払利息で収益的収支、支出額の84%をこれが占めているわけでございます。

また、監査報告書は企業債の償還額が給水収益の53.6%となっており、類似都市平均値27.5%に比べ、高い割合となっていると指摘しております。これらを料金で賄おうという考えを改め、そして再値上げの計画を撤回することを求め、反対討論いたします。

○議長（保坂利定君）

賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第104号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第104号は原案のとおり認定されました。

議案第105号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第105号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第105号は原案のとおり認定されました。

議案第106号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第106号は原案のとおり認定されました。

議案第107号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより議案第107号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第107号は原案のとおり認定されました。

議案第110号および議案第111号を議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第110号および議案第111号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第69号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより議案第69号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、すべて可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に議案第87号 「令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

日本共産党の渡辺正秀でございます。

議長のご許可をいただきましたので、「令和2年度一般会計歳入歳出決算認定について」、反対討論を行います。

さて、令和2年度の最大の課題はコロナ対策でございました。私は山下市政1期目最後に当たります令和2年11月までの諸施策については、基本的に評価いたします。

山下市政は、感染対策として医師会との連携を強めてきました。コロナ疑い患者の受け入れを含め、外来医療を守るための支援を行ってまいりました。子どものインフルエンザ予防接種の無料化を行い、発熱患者の減少に努めました。大学生、高校生、そして新生児への支援、学校・保育園の給食費の無料支援を行いました。コロナで打撃を受けていた業種に対して税・料金の減免や徴収猶予を行いました。

これらの施策については、日本共産党議員団も賛成し、また積極的な提案も行ってまいりました。

しかし、12月以降、第2期山下市政は11月までの施策のほとんどを継続せず、止めてしまいました。お金がなかったわけではございません。決算を見ると単年度収支、実質単年度収支、ともに黒字。市の基金総額は令和元年度184億3,300万円から14億8,800万円増えて199億2,100万円となりました。この基金残高は、県内市町村の中で最高です。私たちは、この基金の一部を計画的に使うように求めてまいりました。

特に格差と貧困が広がっている中、教育や福祉の格差の是正、そしてその充実、例えば学校給食費の無料化や医療費の18歳までの無料化等と提案してまいりました。農業後継者育成の一層の強化を提案してまいりました。

防災対策については、市民自らの備えや早期避難がたしかにこれは必要ですが、同時に災害に強いまちづくりが必要です。しかし浸水地域で、どの程度が知り合いなどを頼って早期避難できるか、逆に行き先のない人がどの程度か、その人々の避難所の整備とインフラ整備が立ち遅れております。また、水没想定地域の壁や電柱への氾濫時の水深表示には消極的であったと思います。

山下市長は常々、今が良ければよいということではない、未来志向で市政を進めていかなくてはならないと言ってまいりました。この間の格差と貧困の拡大の上に、コロナ流行で今、多くの市民が困難にぶち当たっております。今の市民の困難に寄り添って、それを未来につなげていくことが必要ではないでしょうか。

第2期山下市政においては、「ハートフルタウン笛吹」にふさわしい、市民に寄り添った施

策でも、財政運営でもなかったのではないかというふうに関心、そしてそれを指摘し、反対討論とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

次に賛成討論を許します。

16番、前島敏彦君。

○16番議員（前島敏彦君）

議長の許可をいただきましたので、議案第87号「令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場から討論を行います。

令和2年1月16日、国内初の新型コロナウイルスの感染者が確認されました。その後も感染拡大が続き、国は緊急事態宣言を発令いたしました。

以来、国、県、笛吹市をはじめとする市町村では、感染拡大防止対策および感染拡大により大きな影響を受けた市民や事業者に対して、様々な支援策を実施してきております。

国では、全国民に1人当たり10万円を支給する特別定額給付金事業を実施いたしました。これを受け、笛吹市は市独自の支援も行っておりまゐりました。令和2年度においては、市民生活への支援として、6月から大学生等学業継続支援事業、高校生と共になんばろう応援事業、新生児特別定額給付金事業、学校給食費無償化事業を、10月から子どもインフルエンザ予防接種事業、小中学校等水道自動水栓化事業、小中学校の修学旅行の中止・延期に伴うキャンセル料支援事業、学力向上支援スタッフ追加配置事業、スクール・サポート・スタッフ配置事業を実施してまいりました。

また、事業者への支援として、6月から宿泊料金割引事業、笛吹市操業持続化支援事業など、12月からは小規模事業者支援給付事業を実施するなど、年度を通して切れ目なく行ってきたことに対し、高く評価すべきと思っております。

また、ワクチン接種につきましては、予防接種台帳システムの改修やコールセンターの設置などの接種体制を整備するため、必要な事務経費など2月に補正予算を専決処分し、直ちに準備を進められるとともに、県や笛吹市医師会とも連携を図り、接種体制を整えてまいりました。その結果、今日まで安全かつ円滑に接種が行われてきたことに感謝の意を表したいと思ひます。

さらに、第2次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて、市民の目線に立った市民サービスは、福祉の充実など着実に成果をあげてきております。

また、笛吹市に必要な基盤整備も積極的に行う一方で、業務分析をはじめとする行財政改革にも熱心に取り組まれ、健全化財政の維持ができたことは評価に値するところであります。

特に重点事業であるモモのせん孔細菌病防除対策事業は、3年間継続して徹底した防除を行う方針をいち早く決定されるとともに、農家の一斉防除を後押しするため、薬剤の購入費を補助することで、農家の防除が進み、その結果、日本一桃源郷を維持することに寄与されたところであります。

また、防犯カメラ設置事業では、市内にあるすべての保育所および児童館に防犯カメラを設置し、子どもの安全・安心な環境が整えられたことは、大きな成果であったと思ひます。

さらに病児・病後児保育施設の市内での開設に向けた取り組みを進められ、今年5月、一宮温泉病院に「そらいろ」が開設され、働きながら子育てできる環境の向上にも寄与されております。

一方で雄大な富士山の眺望を望むことができる新道峠や、様々なイベントでの活用が期待される笛吹みんなの広場の整備も進み、笛吹市の新たな観光スポットとして、アフターコロナに向けた切り札として大いに期待を寄せているところであります。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業に多額の費用を要したため、歳入総額429億7,785万円、歳出総額405億8,379万円で、歳入歳出ともに笛吹市始まって以来、過去最高の決算額となったわけではありますが、財政健全化法により各自治体に公表が義務付けられている4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているとともに、公営企業会計を含む起債残高は、令和元年度より18億5千万円減少させるなど、健全な財政運営にも努められております。

また、自主財源の確保についても、ふるさと納税において多くの寄附額を獲得するために、果実のほかにも年間を通して提供できる返礼品を増やしたことで、寄附額が前年度より11億7,628万円増加し、14億1,606万円となったことは職員を含め、努力の賜物だと高く評価をしているところであります。

新型コロナウイルス感染症については、まだまだ先が見通せない状況が続いておりますが、山下市長のリーダーシップの下、職員の皆さま方一丸となり、常に市民の目線に立った行政運営を行っていただきたいとお願いを申し上げ、令和2年度一般会計決算認定の賛成討論といたします。

○議長（保坂利定君）

討論を終結します。

これより議案第87号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、すべて認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

○議長（保坂利定君）

次に日程第48 請願第2号および日程第49 請願第3号を一括議題といたします。

本件については、審査を教育厚生常任委員会に付託いたしました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

本委員会に付託された請願は次のとおり決定したので、会議規則第133条第1項の規定により報告いたします。

令和3年請願第2号、令和3年6月14日付託。

「加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願」については、「山梨県では少人数学級に関する政策が進んでいるため、なお調査・研究するために継続審査としたらどうか」という意見や「教職員数の適正化や教育関係予算の拡充は重要な課題である」という意見が出され、採決の結果、採択3名、不採択0、棄権2名となり、採択すべきものと決定い

たしました。

また令和3年請願第3号、令和3年6月14日付託。

「(加齢性) 難聴者の補聴器購入に関わる負担軽減を求める請願」については、「対象者の範囲等、なお調査する必要性はあるが、本請願を採択すべき」という意見や「難聴者の負担軽減については、より総合的な支援が重要であり、対象の範囲や負担軽減のあり方などについて、より幅広く検討していくことが重要」という意見が出され、採決の結果、採択1名、不採択4名となり、不採択すべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

請願第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより請願第2号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員。

よって、請願第2号は採決の結果、採択することに決しました。

請願第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより請願第3号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

よって、請願第3号は採決の結果、不採択することに決しました。

○議長（保坂利定君）

日程第50 「八幡山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

八幡山恩賜県有財産保護組合議会議員に関正太郎君、茂手木卓也君。

以上のとおり指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方をそれぞれの当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が八幡山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（保坂利定君）

日程第51 「神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名します。

神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員に田中卓君、飯島清孝君、田中貢君、青木貴幸君。

以上のとおり指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方をそれぞれの当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選をされまし
た。

申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後４時１５分といたします。

休憩 午後 ３時５７分

再開 午後 ４時１４分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案３件が提出されました。また、会議規則第１３条第１項および第２項の規定に基づき、議員より発議２件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（保坂利定君）

これより日程第５２ 議案第１１２号から日程第５４ 議案第１１４号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、補正予算案１件、契約案件２件、合わせて３件です。

はじめに、補正予算案です。

議案第１１２号 「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第６号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ１７億２，５１９万円を追加し、総額を３９億４，３７９万円とするものです。

まず、議会をはじめ市民の声を聴く中で、より市民生活の支援につながる事業が必要であると判断し、「ハートフルタウン笛吹！商品券事業」を実施するため、７億６，３３４万円を計上しました。

これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている市民生活および事業者への支援を目的に、市内の店舗、事業所で使用できる１万円分の商品券を全市民に配布するものです。

また、タクシーや貸切バス事業者等を支援するため、笛吹市旅客関連事業者支援金給付事業に３，０４０万円、旅行業や観光果実園、果実酒製造等の事業者を支援するため、笛吹市観光関連事業者支援金給付事業に２，５５０万円、高齢福祉事業所を支援するため、笛吹市高齢福祉施設支援金給付事業に１，５４０万円、障害福祉事業所を支援するため、笛吹市障害福祉施設支援金給付事業に６３０万円を追加しました。

これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における事業者支援交付金を活用し、感染拡大の影響で、観光客やサービス利用者の減少、感染防止対策に係る経費の増大に

より、厳しい経営状況が続いている、旅客関連事業者、観光関連事業者、福祉事業所に支援金を給付するものです。

次に、ふるさと納税事業に3億780万円を追加しました。

これは、今年度当初予算において12億と想定したふるさと納税寄附金が、更なる寄附金の増額を目的に、6月補正予算に計上した、コールセンターの設置やポータルサイトの追加などの効果もあり、5億7千万円の増額見込みとなったことから、返礼品代および事務費を追加するものです。

また、ふるさと納税寄附金の5億7千万円の増額見込みにあわせ、同額をまちづくり基金に積み立てるものです。

次に、個人番号カード事務に644万円を追加しました。

これは、マイナンバーカードの普及促進を図るため、申請および交付の受付体制を強化するためのものです。

続きまして、契約案件です。

議案第113号 「契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修における建築工事）」および議案第114号 「契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修における機械設備工事）」です。

それぞれ、笛吹市立浅川中学校校舎長寿命化工事の契約締結にあたり、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

これより議案第112号から議案第114号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第112号から議案第114号までの3案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 6時04分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

先ほど、各常任委員会に付託しました議案第112号から議案第114号までについて、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第112号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」

総合政策部企画課の審査における「ハートフルタウン笛吹！商品券事業」については、新型コロナウイルスの影響を受けている市民および事業主を支援する目的に、全市民を対象に1人1万円の商品券を配布するもので、使用期間は12月1日から令和4年2月28日までであると説明がありました。早急にかつ確実に配布をお願いしたいとの意見がありました。

なお、委員1名から市民環境部所管項目について反対討論がありました。

議案第113号 「契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（建築）（債務）」について

総務部管財課の審査では、本工事に対して国の補助金はどれくらいの割合かとの質問があり、おおむね工事費の3分の1までである。浅川中学校校舎が耐力度調査で一定の基準を上回ったことから、補助金を有効に利用できる長寿命化改修工事を選択したとの説明がありました。

議案第114号 「契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（機械設備）（債務）」について

総務部管財課の審査では、空調と給排水設備および洋式トイレに係る改修であるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第112号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」のうち総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第113号 「契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（建築）（債務）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第114号 「契約の締結について（浅川中学校校舎長寿命化改修工事（機械設備）（債務）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第112号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」につきまして、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長報告終了後に討論および採決を行います。

議案第113号から議案第114号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第113号から議案第114号までは原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しました議案第112号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長(武川則幸君)

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第112号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」

保健福祉部福祉総務課の審査では、笛吹市障害福祉施設支援金給付事業について、各施設の利用人数はという問いに対して、事業によって違いがあるが、放課後児童サービスなどは10人規模が多く、就労支援施設関係や生活介護関係などは、20から30人規模の利用者があるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第112号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」のうち、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長(保坂利定君)

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員会に付託しました議案第112号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長(小林始君)

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

本日の定例会において、本委員会に付託されました議案について、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第112号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」のうち、産業

観光部観光商工課の審査では、笛吹市旅客関連事業者支援給付事業および笛吹市観光関連事業者支援給付事業について、それぞれの事業の、各事業者への交付についての要件や、対象事業者の範囲について説明があり、委員からは、交付に当たっては、不正受給が行われないよう、必要な書類等で確認する一方、困窮している事業者の助けになるよう、事業を進めてほしいとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第112号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、産業観光部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論を行います。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第112号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、すべて可決です。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

○議長（保坂利定君）

日程第55 発議第2号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

発議第2号

令和3年10月5日 提出

笛吹市議会議長 保坂利定殿

提出者

笛吹市議会議員 神宮司正人

賛同者

笛吹市議会議員 武川 則 幸

〃 小林 始

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提案理由

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖

化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、要望いたします。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

お諮りします。

本件については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定をしました。

これより、発議第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第56 発議第3号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

それでは申し述べます。

発議第3号

令和3年10月5日 提出

笛吹市議会議長 保坂利定殿

提出者

笛吹市議会議員 武川 則 幸

賛同者

笛吹市議会議員 神宮司正人

〃 小林 始

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

計画的な教職員定数改善を推進し、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国による教育予算の拡充とゆたかな教育環境を整備する必要がある

あるため、本意見書を提出するものである。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

お諮りします。

本件については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定をしました。

これより、発議第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第57 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和3年笛吹市議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会は、9月10日から本日まで26日間の日程で開催をされました。

議員各位におかれましては、慎重なる審議に努めていただき、感謝申し上げます。

さて、10月1日に有料指定ごみ袋の販売価格の減額改定を行いました。

販売価格については、これまで市民の皆さまから様々な意見をいただいております。有料指定ごみ袋の導入効果を見極めながら、販売価格の見直しの検討を進めてきました。

2月4日に廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理手数料、すなわち有料指定ごみ袋の販売価格の見直しについて諮問し、5月6日に「市民のごみ減量化に対する取り組み及び減量意識の高揚に応えるものとして、販売価格を減額すべき」との答申をいただきました。

これまでの検討、審議会の答申を踏まえ、45リットルの袋を、10枚入り300円から半額の150円にするなど、販売価格を引き下げることとしたものです。

市民の皆さまの経済的な負担軽減を図りつつ、ごみの減量がさらに進むよう取り組んでいきますので、改めてごみの減量化に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。

「笛吹みんなの広場」が10月末に完成し、11月12日には竣工式、11月20日にはオープニングイベントを予定しています。

オープニングイベントでは、広場の完成を多くの方に周知するとともに、広場の活用モデルをお示しする予定です。

開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、来場される方々が安心してイベントを楽しんでいただけるよう準備を進めています。

令和元年に市内で猛威を振るったモモせん孔細菌病は、3年にわたる地域ぐるみでの一斉防除の効果により、今年は被害がほとんど見られず、桃の出荷量は、前年に比べ10%ほど多くなっているとのことでした。

ブドウは、8月以降の長雨により、晚腐病や玉割れなどが発生して、収穫量の減少が懸念されます。

今後は、被害の状況把握に努め、被害状況により国や県に対し必要な要望を行っていきます。

小中学校には、新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せず、まん延防止等重点措置が解除となった以降も、やむを得ず登校ができない子どもたちがいます。

10月1日から、これらの子どもたちを対象に、タブレットパソコンの貸し出しを行っています。

Web会議システムやコミュニケーションソフトを活用して、学校と児童生徒の家庭をつなぎ、授業の動画配信やオンライン面談を行うなど、学習機会を保障しつつ、子どもたちの様子を確認し、安心して取り組めるよう工夫をしています。

春日居郷土館では、10月4日から12月20日まで、「笛吹市所蔵美術品展2021」を開催しています。御坂町出身の穴山勝堂の「疾走する貨物車」や、境川町出身の桑原福保の「炭を運ぶ」など、本市が所蔵する絵画を展示します。

また、津田青楓の作品を展示する青楓美術館では、10月7日から風景画をテーマとした新たな展示が始まります。

市民の皆さまには、本市所蔵の絵画を楽しんでいただきたいと思います。

2年ぶりに開催された「第42回山日YBS旗争奪市町村対抗一般ソフトボール大会」では、8月7日に決勝戦が行われ、本市の代表が準優勝をしました。

また、10月2日から「第44回山日YBS旗争奪市町村対抗壮年ソフトボール大会」が開催され、本市からは2チームが出場しています。本市の代表は、これまで優勝9回と輝かしい成績を残しており、昨年度も優勝していることから、連覇を期待しています。

11月7日に開催を予定していた「川中島合戦戦国絵巻」については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、中止することとしました。

今年は、参加者だけでなく観覧者も楽しめるような競技性を持たせた合戦を計画していましたが、残念ながら3年連続の開催見送りとなりました。

来年は、観覧者に、より一層楽しんでいただける内容でお迎えをしたいと思います。

10月12日には、市制施行17周年を迎えます。今年は、新型コロナウイルス感染防止対

策として、出席者を限定し、時間を短縮して、市政の進展にご尽力いただいた市政功績者、公職退任者の皆さまの功績を称え、記念式典を執り行います。

式典では、笛吹市応援ソングが、作詞作曲の前田卓也さんと石和東小学校の児童により披露をされます。

結びに、近頃は肌寒さを感じる朝もあり、秋の深まりを実感しております。

議員各位におかれましては、健康にご留意の上、ますますご活躍されますことを祈念し、閉会のあいさついたします。誠にありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上をもちまして、令和3年笛吹市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 6時31分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻野重行
議会書記	内藤三記子
議会書記	北野隆史